

【是非曲直を辨へ得る聰明さを必要】 田舎から出て来た少青年が大都會で甘言にのせられ、測らざる誘惑に陥ることが随分ある。之は無知に原因することが多い。單に之に限らず、誘惑に陥らぬためには聰明な判断力が必要である。

【決して優柔な態度をとつてはならぬ】 意志薄弱な者は誘惑に陥り易い。それは「イエス」か「ノー」かを即座に決し兼ね、ぐづぐづしてゐる中に吊込まれてしまふからである。今後の青年には斷乎たる決斷力を必要とするところが頗る多いのである。

四、社會の淨化

社會惡の根絶は仲々容易なことではない。結局人間各自の徹底せる自覺に俟つ他ない。せめて學校内にだけでも忌はしい誘惑の如き惡の絶無を期したいものである。學校が中心となつて社會の倫理化運動を擴大し、漸次に清淨、明朗なる社會を建設したい。

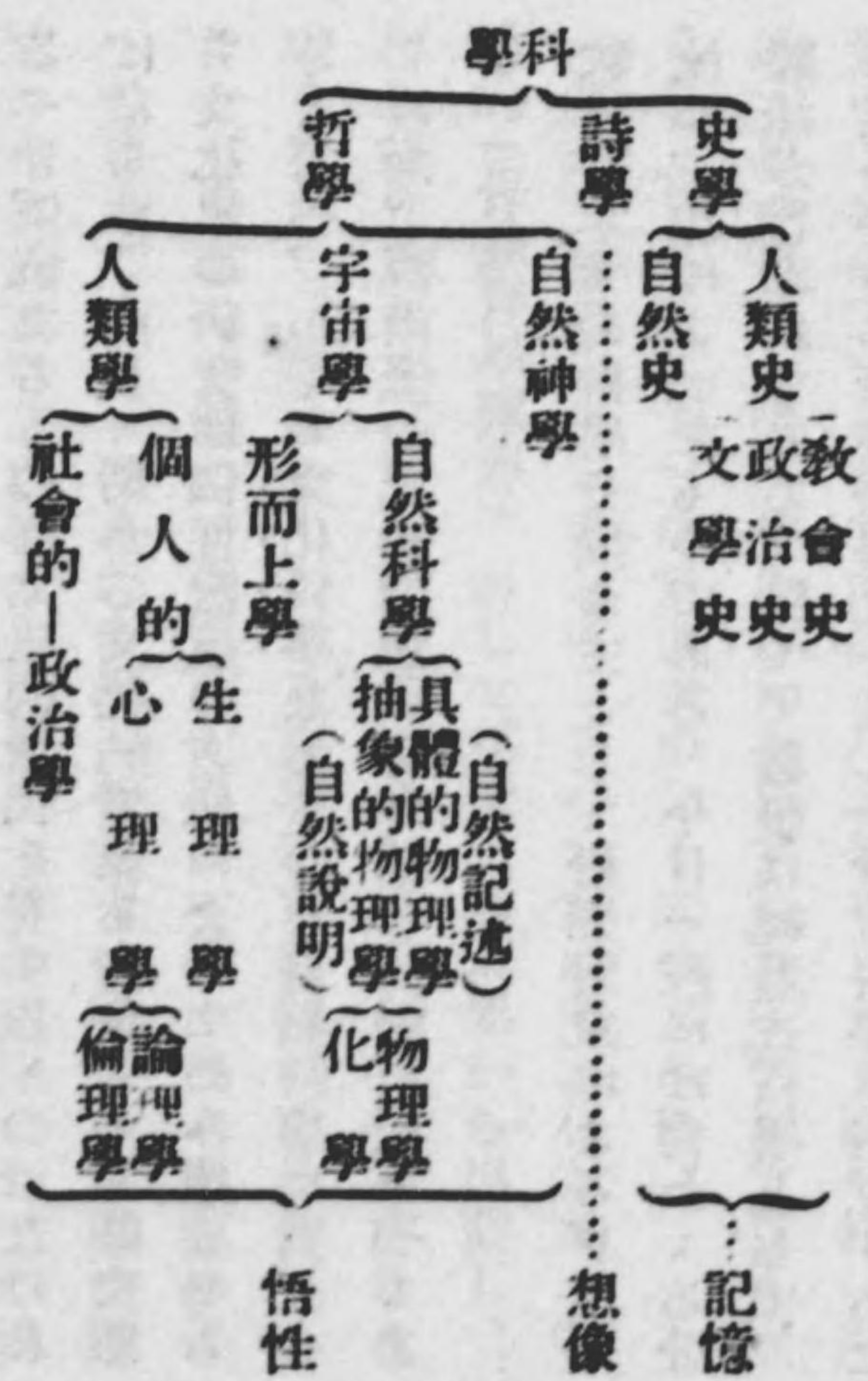
第四課 科學の力

一、科學

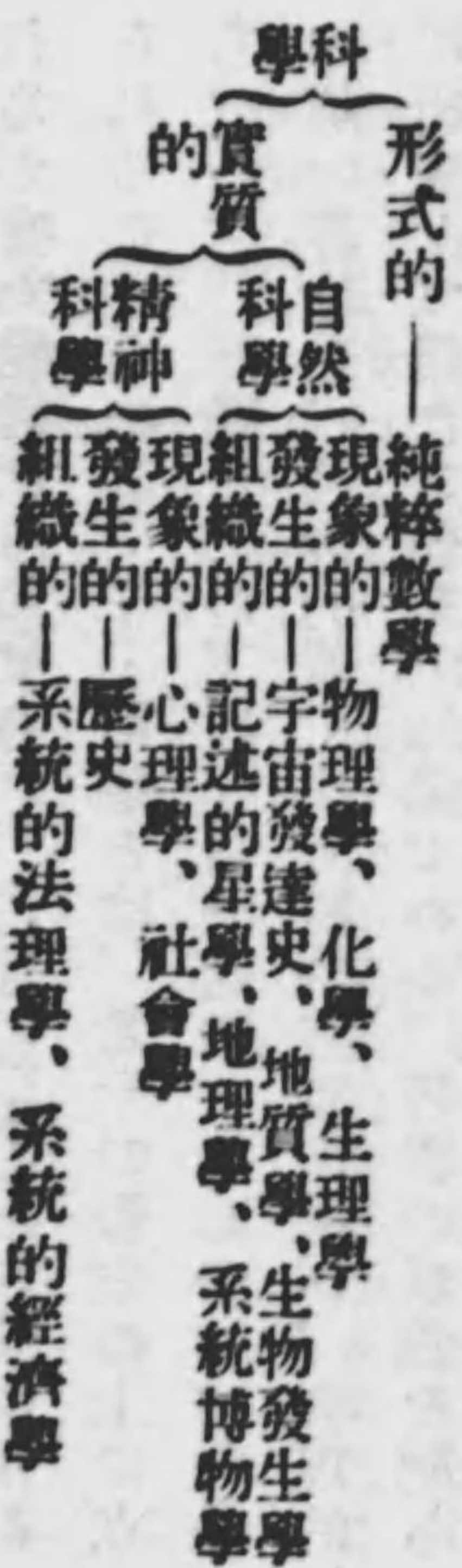
【科學】「邦語で『科學』と云へば『學』よりも特殊な意義を表はす、前者は英語の Science 後者は獨語の Wissenschaft に當るとも見られる。併し兩者の限界は明瞭でなく屢々混用せられる。『科學』は斯く廣義にも解せられるがまた狹義にも解せられ、『自然科學』と同義に用ゐられることもある。……科學とは、若干の假定の上立ち、一定の認識目的の下に合目的選擇を施しつゝ、内外一切の經驗を、經驗的若くは先驗的方法に従ひ、合理的に研究して得たる體系的知識である。科學の意義を明らかにするには科學の分類を見るがよい。併し科學の分類は古今を通じて非常に變遷あり、如何なる標準により如何なる方法を用ゐて分類するかは是れ即ち哲學の任務であつて、哲學的根本見解の異なるに隨ひ、分類法にも差別が生ずると云はねばならぬ。

古代、プラトーン、アリストテレスの頃には、科學と哲學との區別が明瞭でなく、科學そのものも未だ分化發展

して居なかつたから、科學の分類としては特に擧ぐべきものがない。例へばプラトーン學派では、一般に『學』を辯證學、物理學、倫理學の三科に別つて居たに過ぎない。近世に至つてペイコンは、精神能力の差別を標準として科學の分類を試み、科學を、知的活動の産物であり、而して知的活動には記憶、想像、悟性の三形式ありと考へることによつて左表の如くに分類した。



ペイコンの此分類法は十九世紀の初頃まで一般に採用されて居たが、分類の標準を精神能力に置く事は不合理であると云ふ考から、之を對象の上に置き、科學が研究する對象の客觀的特徴に準つて科學を分類せんとする試みが諸家によつてなされた。此の試みを大成したのがヴントである。ヴントの分類法は次の如くである。(此の一句筆者の挿入せるもの)



「ヴントの科學分類は比較的完備したものであるが、併し西南獨逸學派の人々は之に反對して、科學の分類は其對象の差異に基かずして當に研究方法の如何に準つて爲すべきであると主張し、歴史を唯一回限りの出來事と見、歴史研究の目的は個性の記述に在つて、自然科學の如く法則を定立せんとするものとは類を異にすと考へる事によつて歴史科學を自然科學に對立せしめた(ギンデルバント)。リツケルトは此考を祖述して、歴史に於て記述さ

るべき價值あるものは文化的意義を有するものでなければならぬ、而して斯かる文化的價值を對象とする歴史即ち文化史の研究は個性記述の方法によつてのみ達成せらる考へ、かくて文化科學なるものを自然科學に對立せしめた。西南派の此分類法は現今頗る優勢になりつゝある」(岩波哲學辭典)

教科書本文の科學分類は主として研究對象によるヴント流の方法によつたものである。今日一般には尙かゝる分類法が行はれてゐる。随つて數學は純形式科學として、自然科學並に精神科學を一括した實質科學に對立することとなる。

二、科學の發達と人生

「蒸汽機關の發明が、産業界の大革新を生ぜしめたこと……」之は即ち十八世紀の終から十九世紀の初にかけて行はれた所謂産業革命を指すのである。此の革命は特に英國に於て甚だしかつた。十八世紀の中葉イギリスに於ては産業状態は甚だ幼稚であつた。土地は多くの所有者に分割されて小農經營法が用ひられ、工業は農家の兼業の域を脱しなかつた。又交通機關も發達せず、生産と消費

とが敏活に行はれなかつた。然るに十八世紀の後半後此の状態に大變化を來した。各種の機械が續々發明されて近世的工場制工業が誕生した。機械の發明は主として紡織工業に行はれた。機械の發明で第一に擧ぐべきはジェームス・ワットの蒸汽機關である。此の機關は初め鑛山の排水ポンプ用に用ひられたが、やがて紡織業に應用され、大規模の機械装置が蒸汽の動力によつて運轉されるに至つた。

蒸汽力の應用は交通機關にも及び、一八〇七年フルトンによつて汽船が發明され、一八一四年ステュヴンソンによつて機關車の發明が行はれた結果、海陸公共交通は急激に發達した。交通機關の發達はやがて産業界に大革新を與へ、工業界の革命又農業上にも大革新を齎すに至つた。

【自然科學とともに精神科學の發達が之に並行せねばならぬ】 自然科學と精神科學は共に人間の要求であり、兩者は並行して發達することによつて健全なる人類文化が發展するのである。普通自然科學的文化を文明と云ひ、精神科學的文化を狹義の文化といふ。文明は即ち物質文明であり、近代の物質主義的傾向はともすれば物質文明のみを偏重して精神的文化を輕視せんとするに至る。その

結果人々は黄金万能主義、拜金主義となり、道德、宗教、藝術の如き方面が等閑視されんとするに至つた。かくては人類文化は畸形的發達となり、やがては文明の行詰りを來し、人類自身がその悲惨なる犠牲者たらんとするも保し難いのである。吾等は大いに精神文化の宣揚を企圖すべきである。

三、科學的精神

【科學的精神も亦國民的自覺の上に立たねばならぬ】 科學研究者と雖も苟くも國民である限り、日本人としての自覺の下に研究すべきである。ハイディッガーはその「獨逸大學の自己主張」Die Selbstbehauptung der Deutschen (Universität) に於て次の如く云つてゐる。

「獨逸大學の自己主張とは、その本質に向ふ根元的・共同的なる意志である。而して獨逸大學は學から出發し、學を媒介として、獨逸國民の運命を指導し且擁護するものを教育し、養成せんとする高等教育機關であるといふことが出来る。随つて獨逸の大學の本質に向ふ意志は學への意志であり、而も此の學への意志は同時に自己の國家の中に於て自己自身の姿を見出す所の國民としての獨

逸國民が寄せる所の歴史的精神的委託を果さんとする意志である。學も獨逸の運命もこの本質のもつ意志に従ふとき特に強力となるに相違なし」

「Die Selbstbehauptung der deutschen Universität ist der ursprüngliche, gemeinsame Wille zu ihrem Wesen. Die deutsche Universität gilt uns als die hohe Schule, die aus Wissenschaft und durch Wissenschaft die Führer und Hüter des Schicksals des deutschen Volkes in die Erziehung und Zucht nimmt. Der Wille zum Wesen der deutschen Universität ist der Wille zur Wissenschaft als Wille zum geschichtlichen geistigen Auftrag des deutschen Volkes als eines in seinem Staat sich selbst wissenden Volkes. Wissenschaft und deutsches Schicksal müssen zumal im Wesenswillen zu Macht kommen.」

近時國體問題がやかましく論議されてゐる。特に憲法學の如き國體、國家の根本を論ずる場合に當つては、特にかゝる自覺が必要である。

四、我が國に於ける科學的研究狀態

【心理學者の研究によれば……】田中寛一博士は次の如く云つてゐる。「日本人の智能を諸民族の智能と比較した研究も極めて少いが唯一つ依頼し得る研究がある。それは一九二二年の春から夏にかけて北米加州に於ける米國生の日本兒童についてスタンフォード大學教授ターマンが、同大學助教ドーシーと共に研究したものである。」

(中略)

さて、検査された兒童は十歳から十五歳までのもので、四ヶ年以上米國の小學校で教育を受けたものに限られて居る。人員は男兒二百九十二名、女兒二百七十六名、合計五百六十八名である。用ひた検査法は主としてスタンフォード大學改訂案なるビネー法であるが一部分のものには、米國陸軍式

第一表 地方別による智能率

民 族	大都市	小都市	町及び村
日 本 人	99.2	87.6	86.3
北 歐 人	100.3
フィンランド人	90.0
ス ラ ブ 人	85.6
南 伊 太 利 人	77.5

ペーター検査をも適用した」その結果は次の如くである。

「此の表によれば大都市に於けるものは小都市に在住するものよりも、又小都市にあるものは小さい町又は田舎に居るものよりも智能率が大きい。これは恐らくは大都市に在住し得る父兄はその他に在住するものよりも一層優れた素質のあるもので、その子女の智能率の大なるは主として、その遺傳的素質の優秀に基因するとおもはれる。……その原因は何れにしても日本兒童の智能は北歐人のそれに近く、南歐、東歐の民族よりも遙かに優つて居る」

第二表 父の職業別による智能率の比較 (ドーシー)

父 の 職 業	日本兒童	米國兒童
1, 専門家及大實業の支配人	110	115
2, 小實業の支配人	94	96
3, 熟練を要する職業	91	81
4, 多少熟練を要する職業	88	74
5, 熟練を要しない職業	82	71

次に之を職業別に示してある。本表によると「日本兒童の智能は第一、第二の群に於て純粹の米國

人の標準よりは少し劣つて居るが、第三から第五の群では著しく優つて居る。若しも日本兒童が英語の學習に於て妨げられて居なかつたならば第一、第二の群に於ても北歐人の子孫に劣らないのではないかとおもはれる。その點に對して興味のあるのは言語の智識を必要としないペーター検査に於ける成績である」第三表はその結果である。

第三表 日本人と白人の智能の比較 (ドーシー)

年齢	日本人	米國人	伊太利人	西班牙人	葡萄牙人
10	60.2	60.5	—	—	—
11	70.0	66.0	—	—	—
12	79.5	68.3	54.0	52.7	52.5
13	82.0	—	—	—	—
14	82.0	—	—	—	—
15	84.0	—	—	—	—

以上述べた研究の副主任であつたドーシーは次の如く結論して居る。一、日本兒童は言語が重要な役目を演ずる様なテストでは著しく米國の兒童に劣つて居る。二、言語をあまり必要としないテストでは日本兒

童は米國兒童と等しい成績を示すか又は優つて居る。
三、推理のテストでは日本兒童は米國兒童と優劣がな
5。

四、速かな學習に關するテストでは日本兒童は米國兒童
よりも著しく優つて居る(日本民族の將來)

【理化學研究所】「産業の發達を圖る爲、純正科學たる物理
學及び化學の研究を爲し、又同時に其の應用方面の研究
を爲す」を目的とせる財團法人。東京市本郷區上富士前
町にある。大正六年三月「財團法人理化學研究所」とし
て設立許可になつてゐる。現今は商工省の管轄に屬す。
現所長は子爵大河内正敏氏なり。研究の成果は歐文學術
報告並に理化學研究所彙報及び同 *Abstracts* を發行し
て内外に發表し、又定期に研究成績報告講演會を開く。
外に工業的試験を行ひ、機械の製作をもなす。

【傳染病研究所】明治二十五年十一月大日本私立衛生會が
北里柴三郎を擁して傳染病研究所を設置したるに起原
し、明治三十二年四月政府が國立傳染病研究所を置くに
當り、私立衛生會は從來の家屋備品を擧げて寄附した。大
正三年十月官制改正の結果内務省の管理より文部省に移
され、同五年三月勅令を以て東京帝國大學附置となつた。

所長及び所員は東京帝國大學教授及び助教にして、他
に専任技師・技手・書記等が多數あつて任務に服してゐ
る。

本所は病源の檢索、豫防治療方法の研究、豫防消毒治療
材料の檢査、傳染病研究方法の講習並に痘苗血清ワクチ
ン等細菌學的豫防治療品の製造及び檢定に關する一切の
事業を掌る。現に東京市芝區白金臺町にあり、近傍の北
里研究所と共に世界の醫學界に貢獻する所多い。

【榮養研究所】東京市小石川區鶴籠町にあり。大正九年九
月設立、翌十年十一月竣工、同年十二月開所式舉行。研
究範圍は次の如し。

(イ)食品の化學分析、(ロ)新陳代謝試験、(ハ)微生物
學の研究、(ニ)加工食品の研究、(ホ)經濟榮養の研究
(ヘ)病理に關する研究
以上の事項に關して研究し、之を國民一般に實行させよ
うと努力してゐる。

【體育研究所】大正十二年、實業家望月軍四郎氏が東京市
澁谷區代々幡の土地約一万坪の寄附を申出でたのを機と
し、翌十三年の秋三十万圓の建築費を以て創設したるも
のなり。大正十三年十月二十五日發布の體育研究所官制

によれば「體育研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ體育ニ關
スル調査研究及指導教授ヲ掌」るとしてある。

【航空研究所】東京帝國大學に屬し、官制によれば航空機
の基礎的學理に關する研究を掌る役所。大正七年四月創
設。初め東京市深川區越中島にあつたが大震災に逢ひ、
現在は目黒區駒場にある。昭和六年五月聖上陛下の御臨
幸を仰ぎ盛大な開所式を舉行した。所長の下に研究を掌
る所員(帝國大學教授、助教授、陸・海軍佐・尉官、同相
當官より補せらる)があり、之を助ける技師、技手があ
る。所内は物理部、化學部、冶金部、材料部、風洞部、發
動機部、飛行機部、測量部、航空心理部等に分けられ、
研究結果は不定期刊行の「航空研究所報告」と月刊の「航
空研究所彙報」とに發表される。

【國民精神文化研究所】本所は近年に於ける危險思想問題
の解決乃至對策として昭和七年に設立されたものであ
る。「文部大臣ノ管理ニ屬シ國民精神文化ニ關スル研究指
導及普及ヲ掌」る。國體、國民精神に關する全般的研究を
する外、事業として教員研究科と研究生指導科の施設が
ある。教員研究科に於ては現職の學校職員(現在は師範
學校、中學校を主とす。將來は女學校其他にも及ばん)

を半年間入所せしめ指導してゐる。又研究生指導科の入
所資格は主として「大學、高等學校、專門學校ノ學生又
ハ生徒ニシテ思想上ノ理由ニ依リ其ノ學籍ヲ喪ヒタル
者」である。現に研究生指導科を修業したもので學校に
復籍乃至卒業したものが多數ある。

第五課 運動精神

一、運動の普及

【運動熱は實に現代の一大特色】 現代は實に各種の運動が發達してゐる。運動熱特に競技熱は單に男子青年に限らず、國民一般に大なる關心を呼び起してゐる。一般にフアンと稱する者は、自分が直接運動競技に参加せずして、出演者を後援し、その演技を觀賞することを好む運動競技の愛好者である。早慶戦には前日より球場入口に詰かけ、あの廣い外苑球場を以てして尙入場し切れない盛況ではないか。併し此の運動熱は今や再吟味されるべき時機に際會してゐる。本課では運動に對する正しい理解を與へたいと思ふ。

二、競 技

【競技】 Athletics 走、跳、投及びその他の自然的運動を嚴格な規則によつて組立て、力量、速度、耐久力及び技倆を高度に發揮して勝敗を競ふ運動のこと。従つて遊戯の發達したるものともいふことが出来る。廣義に解釋すれば

ば走跳投を主とする陸上競技、水泳、ボート、相撲、拳闘等の競技及び野球、庭球、蹴球、バスケットボール、ヴァレーボール、ホッケー、ゴルフ、クリケット等の球技を總稱し、狹義にありては走、跳、投技、五種競技、十種競技等の所謂陸上競技のみをいふ。我が國の學校體育にあつては陸上競技と球技とを合せて競技と稱してゐる。
(大百科辭典、野口氏擔當)

【オリンピア】 Olympia 古代ギリシヤのエリス地方の聖地、ゼウスの神殿とゼウスの爲の祭祀、競技を以て有名であつた。エリスのピサチスと呼ばれる地方にあり、一八七五—八一年タルテウス等の指揮の下にドイツ政府及びギリシヤ政府の協力により行はれた大規模の發掘により、この聖域のプランは始めて完全に明らかとなつた。それによると全區域は、(一)壘壁を以て圍まれた神域 (Alia) (二)神域の外の競技場、(三)參詣者・競技者等の宿所、會議所等の三部よりなつた。神域にはゼウスの

祭壇、ペロプスの神殿、ヘラ神殿、ブリュタネウム、フィリッペウス神殿があつて、フィチヤスの手に成る黄金と象牙製のゼウス神の巨像が安置されてゐた。

神域の東境には郭廊が、南部には會議場が、北部のクロス丘の麓には諸市の奉獻品寶庫があつた。その東部には長さ一九二米の競走場 Station 及び競馬場があり、神域の西部には競技者の宿泊所、練習所、相撲場、フィチヤスの仕事場と傳へる建物、神官の宿舍等あり、最も南にレオニデーウムと呼ばれたローマ時代の貴賓の宿舍があつた。之等の建物はローマ帝國の衰亡後、掠奪、地震、アルフェウス河の洪水等により全く崩壊し、土砂に埋れ殆ど痕跡を留めなかつたが、十八世紀末以來漸く古代研究家の著目するところとなり、遂に上述の發掘となつた。發掘品は大部分同時に造られた博物館に保存され、一部はベルリン博物館の所有に歸した(大百科辭典、村川氏擔當)

【國際オリンピック競技大會】 上古ギリシヤのオリンピックに於てゼウス神のために四年に一回競技が開催された。それを Olympic Games と名付ける。ギリシヤ諸族、各殖民市之に参加したため、同民族の統一、文物の發達

に貢獻する所甚大であつた。競技の最も盛んに行はれたのは六世紀とペロポネッス戰役迄の五世紀であつたが、その後もローマ帝政期迄存続した。毎年夏至後の最初の満月の時に行はれ、初めは三日間であつたが後競技種目が増加し紀元前四六年頃から五日になつた。競技種目は長距離競走、武裝競争、相撲、拳闘及び跳躍、投槍、競走、圓板投げ、相撲からなる五種競技、騎馬競争、戰車競争、その他數種に及んだ。競技の勝利者は黄金の小刀を以て切取られた神聖なオリヴ樹の枝で作られた冠を與へられ、聖林の中に己れの立像を立てることを許された。オリンピックの競技に優勝することは當時のギリシヤ人最高の名譽とせる所で、詩人ピンダルス、シモニデス等も勝者の頌歌を作つて居り、又夫々故郷の市は彼等に特別の尊敬を拂つた。之に参加した選手は生粋のギリシヤ人で、神を漬したことなく、智、徳、身體共に優秀の者とされてゐた。後三九四年、テオドシウス大帝が禁止し、又キリスト教の精神偏重主義の影響を受けて影を消めてゐた。

然るに十九世紀中葉より文化の進歩と共に歐洲各地に運動競技熱が復興して來た。此時に當りフランスのクロー

ペルタン男爵は此の歴史あるオリンピック競技會を世界的のものたらしめんとして各國の主要團體に飛檄し、各國も賛成して國際オリンピック委員會 International Olympic Committee が組織された。此の委員會が主催となり、四年に一回何れかの國に於て國際オリンピック競技大會 International Olympic Games を開催することゝなつた。爾後施行された大會は次の如くである。

- 第一回 アテネ(ギリシャ) 一八九六年
- 第二回 パリ(フランス) 一九〇〇年
- 第三回 セントルイス(合衆國) 一九〇四年
- 第四回 ロンドン(イギリス) 一九〇八年
- 第五回 ストックホルム(スウェーデン) 一九一二年
- 第六回 ベルリン(ドイツ) 大戰のため中止
- 第七回 アントワープ(ベルギー) 一九二〇年
- 第八回 パリ(フランス) 一九二四年
- 第九回 アムステルダム(オランダ) 一九二八年
- 第十回 ロスアンゼルス(合衆國) 一九三二年
- 第十一回 ベルリン(ドイツ) 一九三六年

以上の如く行はれたが、第一回から九回迄は常に合衆國が優勝した。それに次でフィンランド、スウェーデン、

イギリスが優勢であるが、近年ドイツ、日本の進出が目覺ましい。

日本が初めて参加したのは第五回(ストックホルム)の大會で、三島、金栗の兩選手が参加したが敗北した。第七回には陸上、水上、庭球に十六名の選手を送つたが、庭球が第二位を得た外思はしい成績がなかつた。第八回には前記三競技に十八名、レスリングに一名参加し、前二回に比し好成績を示した。第九回には五十名の選手を派遣して十二點を得、参加國三十四中第十一位を占めた、第十回は陸上競技三十餘の参加國中第六位を獲得し、特に男子水泳に於ては六種目中五種目の優勝を得たことは異常な躍進である。第十一回には出場選手二百數十名に及び、陸上競技は第四位を獲得し、殊にマラソンに於て、金栗選手の、出場以來實に二十四年振りて優勝した。又男子水泳に於ては連覇を確保し、水上日本の威力を遺憾なく世界に示した。

三、運動の合理化

【操行が端正】英國に於ては運動を以て眞の人格者即ち紳士を養成せんとしてゐる。英國に於ける運動家とは

同時によき品性の所有者たることを意味する。然るに我が國の運動家の中には、却つて普通の者よりも素行上思はしからざるものを往々にして見受けるのは遺憾である。特に中學の運動選手等が、選手たることを自ら誇り、遂には常軌を逸し生徒たるの本分をさへ忽せにするに至る如きことあるは許されざる罪惡である。

英國に於ける競技 獨逸及び瑞典が體操科の本土なるが如く、英國は競争的遊戯の本土にして、上は大學より下は小學校に至る迄、遊戯を以て教育の生命となし、競技の優勝者は學術に秀でたるものにも勝るの名誉を博す。詩人ターバーの如きすら、尙自ら少年時代に於て、クリケット及びフットボールの優者たることを唯一の矜りとなせりき。其の他凡て推して知るべく、加ふるにアーノルドの如き大教育家が競技を以て品性陶冶の第一方便となせるあり。諸種の競技は日を逐うて盛に、ボールの響きとオーアの閃きは英國教育の一半を代表すと言ふも不可なし。英國の一視學官曰く「英國の學校は教場を缺くことありとするも、運動場は之を缺くこと能はず」と。

英國人は競技を以て紳士を養成する主方便となし、其の身體に於ける効果は之を第二位に置き、従つて其の

遊戯は多く團體的にして、個人的ならず、長距離競争の勇者はクリケットの選手に比すれば其の影極めて薄し。公明なる對校マッチは最も廣く行はれ、イートン對ハーローのクリケット競技は遠く一八二二年に起り、一八二九年には始めてオックスフォード對ケンブリッジの競争あり、爾來對校マッチは次第に盛に、重要な年中行事の一に數へらる。諸般の競技中フットボールは特に國技とも稱すべく、競技法は一八九〇年以來主としてラグビー式及びアッシュトン式の二式に據ることゝなれり。(篠原氏教育辭典)

【運動藝人】一寸云過ぎのやうにも思はれるが、併し全くかくいはれても致方のない醜惡なる運動家がある。運動の眞精神を忘れ、只勝つことや體裁のみ考へる墮落した運動家である。苟くも學生生徒たるもの、最も恥づべき態度である。

【身體文化】普通に文化といへば精神的方面のみを指すが、併し苟くも人間文化である以上、健康といふことは確かに文化生活の須要條件とならねばならぬ。随つて健康は人間が文化生活をなす上に願はしきものである限り價值あるものであり、之を一の文化價值と見ても差支へ

ない筈である。此の意味で茲に特に身體文化の語を用いたのである。

四、競 技 道

【綺麗な試合】 英語でいふ "fair play" のことで、見る人をして眞に感服させる如き正々堂々たる競技である。
【將來の國民文化は、健全な運動精神の啓發……】 國民の精神力が旺盛でなければ健全なる國民文化は望まれない。而も此の旺盛なる精神力は強健なる身體に俟つこと頗る大である。故に偉大なる國民文化を創造し得る第二の國民を養成せんが爲には、正しき運動の普及徹底を圖り、正しく強き國民を作らねばならない。

【山岡鐵舟】 名は高歩、字は猛虎、鐵舟は號。天資豪邁果決、夙に劍槍、軍學を學びその奥義に達す。後千葉周作の門に入り眞影流の劍を究め遂に一流を案出して無刀流と稱し、春風館を設けて門人を教ふ。大政奉還に際し官幕兩軍の間に立つて種々斡旋の勞をとる。明治二年靜岡縣權大參事となり、又茨城縣參事、伊萬里縣知事に歴任、到る處に治績を擧げた。次で明治天皇の侍從となり、後

皇后官亮、宮内少輔に歴補、十九年子爵に列せられ勳二等に進む。二十一年七月病歿。

第六課 我等の學校

一、愛 校 心

【愛校心は平素は格別意識されないが】 愛家、愛校、愛國の精神などいふものは、平素は格別意識に現れてゐるといふものではない。もつと精神の根底に深く觸れてゐるもので、所謂潜在意識の形態をとつてゐるものである。それ故に一朝有事の際には此の潜在意識が顯れて來て、驚くべき強い力となるのである。尤も此の潜在意識は日常教養の結果によるものであるから、愛家、愛校、愛國の體驗なきものには之が潜在意識となり得べくもない。自分の學校を愛することは人情の自然である。此の自然の情を自然に育て、行くことが必要であらう。

二、學校の歴史と校風

學校にはそれ／＼の歴史があり、それが又何ともいへない親みを感じさせるものである。歴代の學校長、教職員や卒業生の寫眞集を掲げてあるのを見たゞけでも、自ら懐舊の情に驅られ、一種いふべからざる雰圍氣に包まれ

るものである。殊にその學校から偉人傑士を産出したといふ如き場合には、一層力強く迫つて來るものがある。校庭の記念樹、記念碑等を始め、一木一草と雖も忘れ難き思出となり、古ぼけた教室や机には一段と懐かしみを覺えるものである。英國の學校は特に傳統を尊重する點で有名である。

イートンとハロー「イートン、ハロー等の學校生徒をして、偉人傑士たらむと欲する大決心を起さしむるものは何ぞや。學校は創立以來年所を経ること久しく、その卒業生にして名聲を天下に轟かしたるもの少からず。而してその肖像、遺物、列せられて博物館にあり。生徒は學餘散策の際、履行いてこれを見る。又その卒業生にて、内閣大臣、倫敦府知事、印度太守等に任ぜらるゝものあれば、その日は課業を休み、大にこれを祝す。嗚呼己れが最敬服せる史上の偉人現世の名士も、嘗て我れに等しき、我が校の生徒たりしかと思へば、熱血あり、英氣ある少年の心中、鬱勃たる感慨なくして止まむや。殊に卒

業證書授與式の日は、嘗て此の校に學び、今は顯要の位置に立てる、當代の紳士、豪商來り集るもの數千、肅々たる衆人、稠坐の間に、拔群の生徒には最名譽ある賞與を授く。そはこの校より出でて、天下に大業をなしたる人のために、其の朋友等の贈金して購へるものなり。而して若バメルストンのための贈金ならば、バメルストンIIプライズといひ、その他ウエリントンIIプライズ、パイロンIIプライズなど、皆その名によりて呼ばる。學校長はこれを授くるに當り、生徒を呼び出して「これは是ロード、バメルストンのために、その朋友の贈金して作れるなり。バメルストンは總理大臣となりて、如何に國家に盡瘁せしか。又彼れはクリミアの戦争に如何に國威を輝かし、か。而して汝は今この偉人の賞與を受く。汝の感果して如何。第二のバメルストンたるを欲せざるか」など、莊重に懇切に告諭するを常とす。かゝる名譽を擔つて、誰か奮然として一大決心を起さざるものあらんや。
(中學國語卷の一)

三、校風の向上

傳統の尊重といふこと、校風の改善とは、實際問題とし

ては時に全く相對立し容易に解決の出來ぬ如き場合がある。併しかゝる場合に際してはよく冷靜になつて判断すれば、自ら解決の道が開かれるものである。學校の歴史又は傳統は十分尊重すべきではあるが、併し時代が變れば自ら改めねばならぬ點が多々生ずることと思ふ。只その際と雖も、之が改革に當つてはよく過去の歴史的精神を吟味した上で慎重に行はねばならぬ。學校騒動等もかゝる場合に生ずることがあるのである。

四、學校生活の秩序

【秩序】英語の Order 獨語の Ordnung に當る。「秩序は凡て活動の一定の様式次第のことである故、個人生活にもあるなれど、複雑で混亂し易い社會的生活に於て其意義が顯著である。社會的秩序の最も明確なるは國法である故、秩序とは政令に順なることなりとの見がある(ヒュールの説)此甚だ狭く限定せられた意味に對して最も廣い意味は秩序を宇宙萬有間に固有なる條理と見て、一切道徳をも之に網羅するのである。(マルブランシュの説)蓋し倫理を法又は客觀的生活組織の方から見れば、其本質は秩序に外ならずと謂はれる」(岩波哲學辭典、西

氏擔當)

五、社會風教の中心

學校は單に兒童教育の場所を以て満足すべきではない。宜しくその地方一般の風教の中心とならねばならぬ。「學校の社會化」といふことは從來より多く唱へられてゐることであるが、吾人は寧ろ「社會の學校化」を叫ぶものである。

【世の中の……】明治三十八年「學生」といふ御題で詠ま
せられた御製である。

第七課 協同一致

一、協同の必要

協同を必要とし、協同の力によつて効果を収めた事實は世間に甚だ多い。日清、日露の大戦に於て、當時の小國たる我が軍がよく彼の數量に於て遙かに優勢なる敵軍を撃破したのは、固より上皇室の御稜威によるのであるが、又よく國民の協同一致事に當りたる結果である。本文にある徳川家康の話や毛利元就の話は既に小學校時代に於て習ひ覚えてゐることであるから、今更之を繰返す必要もない。生徒をしてよく周圍に澤山存在する協同を必要とする事實に注意せしめたい。

旅順の海陸攻圍 難攻不落の旅順の要塞も我が精銳なる陸海兩軍の決死的共同動作により、終に陥落するに至つたのである。當時の状況につき吉川東伍氏は次の如くに書いてある。

旅順の攻圍は、乃木大將、第三軍（第一、第九、第十一師團）を率ゐて之に専任し（三十七年六月）、先攻めて劍山を抜き、七月敵の來襲を撃退す。次ぎて其前進陣

地を攻取し、鳳凰山及び干大山の線に進み、以て敵を本防禦線内に壓迫し、我海軍の有力なる共同動作と相須ち、旅順要塞の攻圍を確實にす。八月に至り大孤山及高崎山を陥れ、速に強襲を行ひ、東西盤龍山の二壘を奪ひ、爾後初めて正攻法を以て進撃を續行し、逐次要塞に肉迫す。此間、敵艦逃竄を謀り、逸出を爲し者あれど、所在に我海軍に撃滅せらる。

旅順の攻圍は、第二軍の南山（金州）戦に起り、海軍の海上封鎖は、此時より施行せられたり、五月二十六日（著者曰く、壯烈なる旅順港口閉塞は之より先方一回は三十七年二月二十四日、第二回は三月二十七日であつた。此の二回閉塞の時廣瀬中佐は福井丸に乗込み、終に名譽の戦死をしたのである）二十七日、柳樹屯（青泥窪等）、大連灣の沿岸、皆我軍に歸し、奪いて安子・臺子の諸山嶺に守備し、又劍山を扼し、遂に敵を牛島の一隅に壓めたり。是より、海軍は晝夜間斷なく、或は偵察、或は巡察或は沈雷、或は砲撃、將卒智勇を傾注して之に従事す。六月十五日、浦鹽艦隊突如として對馬海峽に到り、

我旅順後援の運送船二隻（常陸丸・佐渡丸）を砲撃し將卒七百を失ふ。廿三日、旅順の艦隊出撃、暫時にて敗退暨伏したりしも、七月三日、其陸軍は大舉劍山の奪回を計り、亦成らず。二十六日、我陸軍は管城子を占領し、我掃海隊は龍王灣に苦戦し、翌二十七日、バーヤン港口外に水雷の爲に傷つく。

三十日に至り、我右縱隊は旅順街道以西、中央縱隊は干大山、左縱隊は大孤山・小孤山を占領し、露軍全く要塞の圍郭内に退退す。八月十日、敵艦大舉運送を計り出口す、我海軍之を山東岬角の洋上に要撃し、其の浦鹽に走るを防ぐ。ツエザレキチ以下四艦は離散し、爾餘は僅に歸港すると雖、損傷殆用に勝ふるものなし。（中略）

是より先、浦鹽艦隊はしばし津輕・對馬の兩峽に出游し、我を劫制する所ありしが、七月二十日、遂に津輕海峽を過ぎ、遠く南下して東京灣口を伺ひ、所在連に商船を捕拿沈沈し、横行人無きが如し。帝國四周の海上、警報響至す。我海軍之に聞きて、策應する所あるも及ばず。敵早く已に海峽に入り去る。八月十日旅順艦隊の出口するや、其の一驅逐艇は、勃に芝罘に到り、十一日浦鹽に電報して照會を悉す。故に十二日浦鹽の三艦、旅順海軍の來投を知り、之を迎へんが爲に出口し、十四日天明、韓國蔚山の海上に到り、我上村艦隊の在るに會ふ。三艦喫驚、倉皇逃走せむとするも、其の駆逐リニ一リツク航走後れ、上村艦隊の集彈する所となりしかば、二

艦は之を捨て、遁走す。上村長官はリニ一リツクを撃沈し、其浮泳人員約六百を救助したりと雖、他の二隻を追究せずして止めり、論者之を惜む。

十月、我旅順攻圍軍は多大の損傷を補充し、又重砲の威力漸く加はりければ、十一月下旬より十二月上旬に亘り、陸軍は二百三高地を力攻して、遂に之を奪取し、乃敵下して港内に蟄伏せる敵艦を撃沈するを得たり。既にして攻撃作業の進捗に伴ひ、其の三堡壘を占領し、直に望臺附近一帯の高地に進出し、將に要塞内に突入せむとするに當り、三十八年一月一日、敵將ステッセル降を請ひ茲に攻城戦の終局を告げたり。（日本時代史第十四卷）

二、社會生活と協同

【今日の如く分業の進んだ時代には、益々協同の精神が必要】現代は分業の時代であるが、同時に又最も協同を必要とする時代である。社會の進歩は職業上にも殆んど無数の分化を生じた。例へば一個の時計を造るにも二千單位程の仕事に分業されてゐるといふことである。既に英國の經濟學者アダム・スミス（1723—1790）は、一人で二十本の留針を造るのは困難であるが、之を十人分業化し

て簡単な器具で製すると、一人宛よく四八〇〇本を製し得るといつてゐる。百四五十年も前に既に此の如くであるから、現代の分化の甚だしいことは固より當然である。此の如く分業が盛んになり、大勢の人が協力して一つの仕事を完成するといふことのためには、その各分業を擔當する者が常に全體の仕事を考慮し、飽く迄も協同の精神を以て事に當らねばならない。若し分業をする各人が思ひ／＼の事をすれば、結局徒費徒勞が續出して来る故に本文に示す通り、分業の進んだ現代は又最も協同を必要とするのである。

三、拔取の功名を斥けよ

青年は功名心が強いから、自己の手柄を認めて貰はうとする慾求心が著しく顯はれる。併しそれでは眞の協同は望まれない。眞の協同は自己の存立を顯はに認めて貰はうとする態度と全く反對に、自己を全く全體の中に無にする態度によつて得られるのである。所謂「縁の下力もち」となる心掛が大切である。

四、附和雷同するな

群集心理は批判力を麻痺せしめる。特に血氣に走り易い中學生時代は、ともすると群集心理に驅られ、一時の氣紛れに動いて雷同し、常軌を逸する行動に出ることがある。雷同は無自覺の態度であつて、決して協同とは云はれない。

◎一條の矢は折るべし十條の矢は折り難し。

◎五指の交々弾くは一手の搏つに如かず。

◎協力は力なり。(Union is strength.) (英諺)

◎民とは只一つの精神と唯一の歴史を有する協同團體なり。(佛諺)

第八課 社會の秩序

一、秩序の必要

【秩序】 本卷第六課「我等の學校」備考参照。

二、秩序の種類

【規範】 Norms 理論的又は實踐的の行動を支配し及びかゝる行動を評價する原理・標準。規範に根本的規範(Grundnormen)と派生的規範(Abgeleitete Normen)とあり。最高の根本規範は、吾人の思考(論理的規範)行爲(道德的規範)及び構想(美的規範)の理想的規範にして、苟も、吾人の思考・行爲・構想が其の目的を達せんが爲には必ず充足さざる可からざる一般妥當の要求なり。その起原は經驗的に説明せらるべきものにあらずして、却つて自律的に自由なる純粹意志に根據を有し、全然ア prioriなるものなり。ヴントは上の三種の規範につき倫理的規範を最も根本的のものと認め、之を更に個人的・社會的・人道的の三者に細別せり。後者即ち派生的規範は根本的規範より目的必然性により派生せられ、根本的

規範の爲に其の條件・手段となる。ヴインデルバントに従へば規範は「普通妥當の目的の豫想の下に構成せらるべき、自然法實現の形式」にして凡て規範には之に従ふべしとの必然性を伴ふ。そは無條件に理想的に妥當すべきものにして、事實的に如何に多くの人々によりて認めらるゝかは毫も其の間ふ所にあらず。又ヘフディングは規範を定義して「規範は一の目的を實現する爲に必然なる手段方法の法則なり」と言へり。

規範の性質は之を自然の法則と比較するとき一層明かなるを致すべし。自然法は單に事物を記載し説明するに止まれども、規範は目的に關し價値に關す。自然法は事物の必ず従はざる可からざる(不可不)法則(故に之を必然法といふ)なれども、規範は、事物の必ず之に従ふにはあらざれども、一定の目的の爲には當に從ふべき(不許不)法則(故に之を又當爲法といふ)なり。一は事實に從つて其の間に存する普通の原理を求め、他は一定の目的の下に事實を規正し、且之を評價す。(後原、教育辭

典)

【道德】(英 Morality 獨 Moralität) 道德に三形相あり、曰く善、徳、義務……善は欲する所を充たすに初まり、當に欲すべき所を充たすに終る。事實欲する所を離れて善はないが、欲する所が當に欲すべき所と一致するのが道德の實現で、こゝに事實と當爲の對立を認むべし。當爲を本性、理性、理法、神法、良心、本具觀念、理想、先驗的規範又は價值乃至公益或は快樂等と見るによつて道德の本質の見方が各々違ふ。何れにしても、當爲は主觀的任意でなく、主觀の眞髓として諸主觀の歸一すべき所、即ち普遍的主觀、即ち客觀的妥當なるもの故、善は任意的(事實的)主觀から普遍的(當爲的)主觀に進んで眞に道德的となる。當爲を法と名づれば、善は主觀的欲求の對象(目的)が法と一致する所にある。

次に徳は力又は能力の活動に初まり、中正を得たる活動の能力の實現に終る。事實としての能力とは自然の性情又は才能(親子の愛情、郷國の愛、友情等——勇壯、活潑、敏捷、果敢、溫柔、丁寧等——聰明、卓識、學才等)であつて、自然の性情才能を離れて徳はないが、其等が其まゝ直ぐに徳ではない、中正を得るやうに之を修

養して始て徳となる。中正とは上述善の場合の當爲に合すること、即ち或は性或は理或は先天的の則乃至國利民福に合するが中正である。茲に倫理諸説が起る(例せば自然の七情が仁義禮智の性(本性即ち先天的の則)に馴致せられて仁義禮智の徳を成す。其外食慾は節制の徳、色慾は夫婦の徳、財慾は儉徳、血氣の勇は義務の徳、友情は信義の徳を成就し、聰明は賢徳を成すの類皆或は天理或は良知良能によつて修鍊せられた結果である。かくて主觀的任意に活動する性能は萬人に普遍共通する法の體得、體現となつて客觀的價值を得る、即ち眞の徳となる。

第三に、義務は外的規律に機械的に従ふに初まつて、主觀に普く内在する法則に自ら一致するに終る。善と徳が主觀的任意に起つて主觀的當爲即ち客觀的法に一致するに達すると反對に、客觀的束縛に起つて客觀的法に主觀的に合意するに至るが義務である。外的規律は初め社會の偶然的任意的の習俗慣例であつて、個人意志は機械的に之に服従したるも、漸次外的束縛を破つて内心の自由に向ひ、本來内在の法と客觀的の體制法度の一致を認めて自發的に後者に違ふが眞の義務である。固より内在

的(性、理、先驗的規範)は創造的原理なる故絶えず其發現たる法度と相互作用して後者を發展せしめる。故に義務の極致は普遍的の妥當なる法を立ててゆくにあるとも謂ふを得。道德は人間の欲求を充たすこと(目的)、活動其物、規矩に違ふことの三形相を具し、初めは或は主觀的に任意放肆又は偏狹固執、或は外的に束縛壓制又は機械的無意味なるを免れず、從て三方面互に相齟齬することあるも、終に一に歸着するに至つて眞となる。(岩波哲學辭典、西氏擔當)

【風習】風俗習慣を總稱したものである。風習はその地方に自然に發生發達した行動形式の歴史的所産であつて、時には非常に強い力をもつて迫るものである。元來道德的規範として今日社會一般に認められてゐるものは、此の風習から出たものが多いのである。但道德となると價値意識が之に伴ひ、當爲としての性格を有して來るが、單なる風習は未だ自然的存在であつて、必然法としての性格を有するに止る。併し實際問題としては、此の兩者の區別は中々困難なことが多い。

三、秩序の維持

三、秩序の維持

治安維持法 (大正十四年四月二十二日法律第四十六號、昭和三年六月勅令第一二九號改正)

第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴

行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條 第一條第一項第二項又ハ前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ

第六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七條 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス

【凱陣八島】 近松門左衛門作、五段續の淨瑠璃。貞享二年京都の宇治加賀掾によつて語られた。西國凱陣後の義経が頼朝の怒を買ひ、主従十二人奥州へ下る途中安宅の關に於ける辨慶の勳進帳、秀衡館に於ける義経の失敗、秀衡死後遺兒の義経討伐等の筋を書く。

第九課 國家生活

一、國家の恩恵

列國の面積人口 昭和十一年朝日年鑑の調査によれば次の如くである。

國名	面積	調査年次	人口
日本(帝國)	六五、二四	一九三〇	九〇、三六、〇四三
中華民國(黨治)	九、六六、九〇七	一九三三	四、五、八一、〇〇〇
滿洲國(帝國)	一、四六、九三三	一九三三	二九、六六、一二七
トルコ(共和國)	七、六三、七四一	一九二七	一三、六〇、二七五
シヤム(王國)	五八、三六四	一九二二	一、九四〇、〇〇〇
ペルシア(王國)	一、六七、〇〇〇	一九一九	九、九〇、〇〇〇
アフガニスタン(王國)	六五〇、〇〇〇	一九二四	二、〇〇〇、〇〇〇
ネパール(王國)	一四〇、〇〇〇	一九二〇	五、六〇〇、〇〇〇
ブータン(王國)	五二、八〇〇	一九二〇	三、五〇〇、〇〇〇
2、歐羅巴洲			
サヴェーフト聯邦(共和國)	三、三三、五七三	一九二二	一六〇、四三〇、三〇〇
ドイツ(共和國)	四七〇、六九九	一九二二	六五、五九四、〇〇〇
イギリス(帝國)	三、八四、〇〇〇	一九二二	四三、八、三〇〇、〇〇〇
フランス(共和國)	二、四三、三三八	一九二二	一五、七三、九三三
イタリア(王國)	二、四九、〇〇〇	一九二八	四三、三、八、〇〇〇
ポーランド(共和國)	三、八、三九〇	一九二一	三、九二七、七三三
スペイン(共和國)	八三九、〇〇〇	一九二〇	三、三三三、〇〇〇
ルーマニア(王國)	二、九四、九六七	一九二〇	一八、〇五七、〇七四
チエコ・スロヴァキア(共和國)	一、四〇、四九三	一九二〇	一四、七三九、五三六
ユーゴスラヴィア(王國)	二、四七、五四二	一九二一	一三、九四四、〇三八
ハンガリー(王國)	九三、〇七三	一九二〇	八、六八八、三二九
ベルギー(王國)	二、四三、五五五	一九一九	一六、五三四、〇〇〇
オランダ(王國)	二、〇七、四四九	一九一九	一六、八七〇、〇〇〇
オーストリア(共和國)	八三、八三三	一九二四	六、七九九、〇六三
ポルトガル(共和國)	二、二七、三三四	一九二一	一三、九七八、〇〇〇
スウェーデン(王國)	四四八、九七三	一九二二	六、三二一、五五六
ギリシア(共和國)	一三〇、一九九	一九二二	六、四八三、〇〇〇
ブルガリア(王國)	一〇三、二四六	一九二二	六、〇六七、〇〇〇

(屬領の面積・人口を含む。以下同じ)

ス イ ス (共和国)	四、一三五、〇〇〇
デン マー ク (王 國)	一三、四三〇、一九三三
フィン ランド (共和国)	三八、四五一、一九三〇
ノ ル ウ ェー (王 國)	三三、六八一、一九三三
リ ス ア ニ ア (共和国)	五五、六五五、一九三三
ラ ト ヴ ィ ア (共和国)	五、七七一、一九三三
エ ス ト ニ ア (共和国)	四七、四九一、一九三三
ア ル バ ニ ア (王 國)	四、九九九、一九三〇
ダン チ ッ ヒ 自由市 (自由市)	一、八四一、一九三〇
ルク セン ブ ル グ (大公國)	二、五六一、一九三〇
ア イ ス ラ ン ド (王 國)	一〇三、八八一、一九三〇
モ ナ コ (王 國)	二、一九三八
サン ・ マ リ ノ (共和国)	六、一九三八
リ ヒ テン シ ュ タ イン (公國)	五九、一九三〇
ア ン ド ラ (共和国)	四三、一九三〇
3、北亞米利加洲	
ア メ リ カ 合 衆 國 (聯邦共 和國)	九、六三三、〇四八、一九三〇
(フィリッピンを含む)	
メ キ シ コ (共和国)	一、六九九、五五一、一九三〇
キ ュー バ (共和国)	一、二四、五五四、一九三二

グ ア テ マ ラ (共和国)	二、三、〇八一、一九三七
ハ イ テ イ (共和国)	三、四三三、一九三七
サル ヴァ ド ル (共和国)	三、一六、一九三〇
ド ミ ニ カ (共和国)	五〇、〇七〇、一九三〇
ニカラ グ ア (共和国)	一、三、四六一、一九三〇
ホン ジ ュ ラ ス (共和国)	一、四、六七一、一九三〇
コ ス タ リ カ (共和国)	五九、五八五、一九三〇
パ ナ マ (共和国)	八三、八六六、一九三〇
4、南亞米利加洲	
ブ ラ ジ ル (共和国)	八、五三三、七六一、一九三〇
アルゼンチン (共和国)	二、七九七、二二一、一九三三
ユ ロ ン ビ ア (共和国)	一、二八三、四〇四、一九三八
ペ ル ー (共和国)	一、三三、八三三、一九三八
チ リ (共和国)	七、七七一、一九三三
ボ リ ヴ ィ ア (共和国)	一、三三三、〇八八、一九三〇
ヴ エ ネズ エ ラ (共和国)	一、〇三〇、四〇〇、一九三〇
エ ク ア ド ル (共和国)	四、五二、一八〇、一九三三
ウ ル グ ア イ (共和国)	一、八六、九三六、一九三八
パ ラ グ ア イ (共和国)	四、八、七三三、一九三九
5、亞弗利加洲	

エ チ オ プ ト (王 國)	六、九九、四〇〇、一九三二
エ チ オ ピ ア (帝 國)	八、〇〇〇、〇〇〇、一九三〇
リ ベ リ ア (共和国)	九、四〇〇、一九三三

【猶太人の如きは……】「ユダヤと申しますと或る一定の國土をもつて居りません、ユダヤと云ふ國は世界の何處にも、國はないのであります、然るにこのユダヤ人は世界到る所に主として各國の都市に蟠居してゐるのであります、このユダヤ民族はどこから出て来たか、かう云ふことを先づ申上げなければならぬと思ひますが、ユダヤ民族はメソポタミア地方の一遊牧の民であつたのであります、……牧場の使用人でありませう、かう云ふ民族であつたのであります、所がこのユダヤ民族は妙な信仰を持つて居るのであります、この宇宙に若し神の御恵みに依つて生れた人間ありとすればそれは我々ユダヤ民族である、かう云ふのであります、さうしてユダヤ民族以外の非ユダヤ民族はそれは人間にあらずして獸類に等しき蕃族であると云ふ信念をもつてゐるのであります、爲に彼等はこの宇宙に財寶があり——宇宙の總ての寶と云ふものはこの我々人間の専有すべきものであつて我々

人間以外の非ユダヤ人はこれを専有すべき権利はないと云ふ信念をもつてゐるのであります、この信念に基きまして彼等は先づ世界各國の財産を我々が握らなければいけない、かう云ふのです、……さうしてユダヤ民族以外の非ユダヤ民族は生存する権利はないのであるからそれは全部殺さなければならぬと云ふ、かう云ふ危険な思想をもつてゐるのであります、そこで彼等はこの觀念を實際に具體化せんが爲に彼等に或る策を講じてゐるのであります、その秘策が今日やかましく云はれてゐる所のフリー・メイソンと云ふのであります、鹽田盛道、世界を攪亂するユダヤ人)

ナチス政權と猶太人 「歐洲大戰後、獨逸の言論界は、全く猶太人に握られてゐた、そのためナチスの猶太人排斥に關する報導の如きも猶太人に依つて、各國の横文字新聞に掲載されたのである。従つて之等の通信はナチスの憎むべき横暴に對し、猶太人の同情すべき情況のみが、多く傳へられたのは、已むを得ないことと思ふ、……私は何論ナチス團の團員でもなく、又獨逸猶太人に對し何等の怨怒を有するものでもないが、我々日本人が單に外國通信を見て猶太人を憐みナチスの横暴を憎む前に、

先づ獨逸に居る猶太人の状態を、一通り觀察することが必要と思ふ。(中略)

扱て獨逸ナチス團の猶太人排斥は、日毎に伸び行く猶太の絶大な勢力に對して、起つたものであつて、文化方面より云へば、獨逸の文學も藝術も音楽も、共に其影を潜め、猶太文化が之に代りつゝあつたのである。即ち劇場の監督官も美術學校長も猶太人であり、有名な音楽家も作曲家も皆猶太人であつたのである。又獨逸人の子弟の多くは、猶太教授の教育を受け、患者は猶太醫師に生命を托し、訴訟は猶太法官に依つて捌かれ、一方獨逸人の學者も法律家も失業状態の有様であつた。又獨逸の銀行も取引所も、全部猶太に押へられ、前章にある通り一流新聞たる有名なベルリナー・ターゲブラットもフランクフルテル・ツァイツングも皆猶太新聞で、其の上大通信社ウオルフさへ猶太經營であり、遂に十萬の警察隊すら、猶太指揮下に入るに至つたのである。

然るに又一方に於ては、猶太人中共產黨に通じ、獨逸の潜行的破壊作業を、盛んにやるものもあるのだから堪らない。此のまゝに置けば、結局獨逸は何處に行くであらうか、茲に於てヒットラーが立つたのであつて、最近

の總選舉に千七百萬の國民投票を得たのも、獨逸國民の對猶太思想の現はれに外ならないと思はれるのである。(中略)

獨逸に全權を握る各國の猶太人が、ナチスに對する反抗は、獨逸將來の財政に、如何なる影響を及ぼすであらうか、ナチスは初め頑として猶太人に向つたが、間もなく其手が緩みつゝあるのは、此の間の消息を物語つてゐると聞いてゐる。此の獨逸人對猶太人の抗争は、結局獨逸國の運命を左右するもので、色々の意味から、吾々が慎重に注目すべき大なる問題であると思ふ(安江仙弘、猶太の人々)

二、國家の意義

國家の觀念 「國家ノ觀念ハ古今東西ヲ通ジテ必ズシモ相同ジカラス。社會ノ發達ト人智ノ進歩トニ伴ヒテ漸次ニ變遷シ來リ、以テ現今ニ及ベリ。今現代ニ於ケル國家ノ觀念トシテ之ヲ定義スレバ、

國家 *Der Staat, State* トハ一定ノ地域ニ基キ統治權ノ下ニ結合シタル人類ノ團體ヲ謂フ。故ニ

(1) 國家ニハ多數ノ人類ノ存在スルコトヲ要ス。國

家ハ人類ノ建ツル所ニシテ、人類ヲ離レテ國家ナシ。(中略)而シテ人類ガ國家ノ一員タル身分ヲ稱シテ國籍ト謂ヒ、一國ニ其ノ國籍ヲ有スル者ヲ名付ケテ國民ト呼ブ。

(2) 國家ニハ一定ノ地域ノ存在スルコトヲ要ス。凡ソ人類ノ團體ニ二種アリ。其ノ一ハ一定ノ地域ヲ以テ其ノ存立ノ基礎トナスモノニシテ、其ノ二ハ其ノ存立ニ就キテ地域ト關係ヲ有セザルモノトス。國家及ビ地方團體ハ前者ニシテ、宗教上・學術上又ハ經濟上ノ團體ノ如キハ後者ナリ。

(3) 國家ニハ統治權ノ存在スルコトヲ要ス。抑モ人類ハ其ノ生存ヲ完フセント欲セバ、團體生活ヲナサザルベカラズ。團體ノ統一ヲ維持シテ秩序アル生活ヲ遂ゲンガ爲ニハ、其ノ間ニ命令服從ノ關係ノ存在スルコトヲ要ス。(中略)而シテ命令服從ノ關係一旦成立スルトキ、其ノ團體ヲ支配スルノ力ヲ名付ケテ權力ト呼ビ、之ヲ有スル者ヲ稱シテ權力者ト謂フ。故ニ權力ハ權力者ノ意思表示ニ於テ發現スルモノニシテ、之ヲ二種ニ分類スルコトヲ得。其ノ一ハ獨立ノ權力ニシテ、其ノ二ハ從前ノ權力ナリ。例ヘバ府縣・市・町村ノ如キ地方團體ノ權力ハ府縣制・市制・町村制ノ如キ國家ノ立法ニ依リ其ノ同意ナ

クシテ擅ニ制限セララル、モノニシテ、從前ノ權力ナリ。之ニ反シテ國家用ノ權力ハ其ノ同意アルニ非ザレバ他ヨリ制限ヲ加フルコトヲ得ザルモノニシテ、即チ獨立ノ權力ナリ。(中略)斯クノ如ク獨立ノ權力ハ國家ノ爲ニ存在シ國家ヲ支配スルモノナルガ故ニ、獨逸諸國ノ憲法ハ之ヲ國權ト云ヒ、國家ヲ統治スルモノナルガ故ニ、帝國憲法ハ之ヲ統治權ト呼ブ。(佐藤壯次郎、帝國憲法講義)

三、國家は最高の統一社會

【各種團體】 次の如きものがある。

- 1、産業團體 帝國農會、帝國森林會、産業組合、電氣協會、日本産業協會等
- 2、經濟團體 全國取引所同盟聯合會、社團法人帝國鐵道協會、日本商工會議所等
- 3、政治團體 立憲民政黨、帝國在郷軍人會等
- 4、思想團體 大日本國粹聯合會、財團法人中央教化團體聯合會等
- 5、勞働團體 日本勞働總同盟等
- 6、學事團體 學術振興會、帝國學士院、帝國教育會等
- 7、人事團體 大日本聯合青年團、愛國婦人會等

- 8、體育團體 明治神宮體育會、大日本體育協會、大日本武徳會、日本學生陸上競技聯合會等
 - 9、特殊團體 日本能率聯合會、社團法人帝國發明協會、海外移住組合聯合會、全國書籍組合聯合會、財團法人全國神職會、日本美術院、日本交響樂協會等
 - 10、國際團體 海外協會中央會、日印協會、國際農業協調委員會、國際航空委員會、學士院國際聯合、國際聯盟
- 【國家は……最高の統一的社會】 現今は種々の社會團體が存在するが、其の最も大きく且完全に統一されてゐるものは國家である。論者或は國際社會を以て國家以上の社會といふも、國際社會には國家の統治權の如き絕對獨立の權力が存せず、従つて國際社會は何時破綻を生ずるか計り難い結合の弱い社會である。

四、我が國家の發展力

明治維新後に於ける我が國の異常なる發展振については、世界各國の均しく驚歎する所であり、寧ろ今や之に對して猜疑嫉妬をさへ有つに至つてゐる。凡そ如何なる國民と雖も、その國家が假令如何に小さからうと、又弱からうとも、自國を愛せざるものはあるまい。況して我

等ばかりる世界に冠たる國體、國力を有する幸福なる國民である。生徒をして十分此の點に關して想到せしめたい。

第十課 我が國體

一、國體の意義

【國體】 國體の解釋には種々の立場があるが、吾人は教科書本文に示した如き立場をとらんとするものである。今参考迄に互理章三郎氏が「國民道德論概要」に記せる所を示して見よう。

一、國體の意義 國體とは一定の體制を有する國家の根本組織を云ふのである。國家が民族・土地及び主權を要素として全一な組織體を成してゐるといふ點に於ては、いづれの國家も同じであるが、其の組織の體制には、それ／＼特殊なところがある。此の國家組織の體制に即して國體といふ觀念が立つのである。そして國體は一定の體制を以て成立せる國家の根本組織といへば、其の國家の存立上絕對に必須なるものであつて、其の變革と稱し、革命は即ち其の國家の滅亡を意味する。國體が破壊されてしまへば、其の國家の歴史は、其處で全く斷絶する。革命に依て同一の地域に同一の民族を要素として、一の國家が建設され、其れが、以前と同一の名稱を襲用して

ゐても、其れは以前の國家の連續ではない。國家としては全く別のものである。家屋の根本組織を解體してしまへば、次に同一の地點に同一の材料を用ひて家屋を建築しても、それは前とは別の家屋である。

國體といふ語は、古來種々の意義に用ひられ、

- (一) 國の大體、國の體制、國の身幹、國家の形態
- (二) 國の姿、國の容
- (三) 國の仕組、國の立やう、國家の體制、國家の體様
- (四) 主權存立の體様、主權存立の體制
- (五) 國の性質、國の特性、國がら、國の成立
- (六) 國の風、國のならはし、國の氣風、國の民情風俗の状態
- (七) 其の國道德の特色、國風・政治・道德・風俗等の有様
- (八) 其の國の政治の大體
- (九) 國の體面、國の榮光、國の名譽

(一〇) 國の形勢狀況

など其の解釋は多種多様で、其の國といふのも國家といふのも、亦種々の意義に用ひられてゐるが、本書に於て通常國體といへば前に解したやうに「一定の體制を有する國家の根本組織」といふ意義に限定し、更に簡單には「國家組織の體制」と解するのである。

二、狭義の國體と其の種類。國體といふ語を最も狭義に用ひると、國家組織に於ける主權存立の體制をさしていふことがある。これ主權は國家組織を成立する中心力であつて、其の存立の體制は國家組織の主眼とする處たるからである。しかも主權が存立するのは、國家組織の全體に由るものであつて、國家の全組織と無關係に特別の組織のみに依つて主權が存立するものでない。故に主權存立の體制に、國家の全組織が綜合的に表現してゐるといふことが出来る。かゝる意味に於て、國家の主權が君主に表現する體制となつてゐるときは、之を君主國體と稱し、人民が組織せる特定の機關に表現する體制となつてゐるときは、之を民主國體と稱するものが通例である。併し此の君主・民主の國體の分類は、極めて大體に就て云ふまでのことであつて、各國皆それ／＼特殊なところ

がある。しかも其の特殊なところが、其の國家の國家たる所以の本領を爲し、最も重要視すべきものたるのである。一國家と他國家と根本的に區別せられる所は、其の國體に存するものであつて、國體といふ語を最も適切に解釋すれば、其の國家組織の特殊の體制といふことになる。故に國體は君主・民主などの一般的な分類に拘らないで、各國別に研究するを可とする。さうでないといふ念語の同一なる爲に、其の内容の甚だ特殊なるものを同一律に取扱ひ大なる誤解を生ずることもあらう。

【同じ君主國體といつても、我が國とイギリスとはその内容が全く違ふ】我が君主國體に於ては、天皇がその固有獨立の權力を以て國家を統治し給ふのであるが、イギリスにあつては等しく君主國體と稱せられながら、その主權は君主・上院・下院の三者に存し、君主には直接に軍隊を統率する權能はなく、軍事に關する命令は悉く軍事參議院より出で、又下院の勢力が遙か上院に優り、民意の存する所はやがて君意の存するところとされる程で、議會の權能が甚だ大であつて、所謂議會中心である。之によつて見れば、イギリスは表面上は君主國體と云はれるが、實質上は民主國體とも考へられる。「國王は君臨すれ

ども統治せず」とは蓋し此の意味であらう。

二、我が國體の成立

修理國成の神勅

(古事記本文) 於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理國成是多陀用弊流之國、賜天沼矛而言依賜也。故二柱神立、天浮橋而指下其沼矛。以畫者、鹽許袁呂許袁呂通。此七字畫鳴。而引上時、自其矛末垂落之鹽、累積成島是淤能基呂嶋。以下四字以

(訓讀) 於是、天神、諸の命以ちて、伊邪那岐命伊邪那美命二柱の神に「是の多陀用弊流國を修理理め固め成せ。」と詔ちて、天沼矛を賜ひて言依さし賜ひき。故れ二柱の神、天浮橋に立たして、(立を訓みて多多志と云ふ) 其の沼矛を指し下して畫きたまへば、鹽許袁呂許袁呂通(此の七字、音を以てす) 畫き鳴して(鳴を訓みて那志と云ふ) 引き上げたまふ時に、其の矛の末より垂り落つる鹽、累り積りて島と成る。是れ淤能基呂嶋なり。(淤より以下四字、音を以てす)

(註釋)

(天神、諸の命以ちて) 天下の神々の諸共の仰せを以つて。天神は國神に對する語で、大和朝廷の直統と信じられた神々の稱。この天神は天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神の三神を指す。
(修理理め固め成せ) 水と泥とで漂ふ國土を固めよの意。
(天沼矛) 書紀には「天瓊矛」とある。「天の」は「天上の」の意味で、地上のものでないことを示す語ならん。天來の神聖なものに冠らせる語。「沼矛」は「寶玉の矛」であらう。「玉で飾つた矛」ではあるまい。
(言依さし賜ひき) 任命ある意。
(故れ) 「かくれば」「かくあれば」の意。「故に」「斯くて」の意となる。
(天浮橋) 天の浮ぶ橋。之は天上界と地上界との通路となる橋。
(立たして) 立ちなさつて。「し」は尊敬の助動詞。
(鹽許袁呂許袁呂通) 「鹽」は海水。「コロコロ」とは「コロコロト」の意。鹽の凝り固まるやうにの意味。
(淤能基呂嶋) 釋日本紀に「自凝之島也」とある。つ

まり生んだり作つたりした島ではなく、自ら凝り固つた島の意味ならぬ。

(中島悦次、古事記評釋に據る)

天壤無窮の神勅 天壤無窮の神勅は書紀に見えてゐる。左に書紀原文に訓讀を附して示さう。
天照大神。乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊。八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劍。三種寶物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神。使配侍焉。因勅皇孫曰。
豐葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。

三、我が國體の特色

國體の精華 日本國家に於て國家の理想觀念が最も善く實現して居る。日本國家は如實な最高の道徳である。之を我が國體の精華とする。精華とは我が國體の精粹精華の謂である。最大長所最優美點の謂である。即ち我が國體の最大價値を國體の精華と稱するのである。然らば何を

措いても先づ、日本國家が斯の國體に依りて、善美具足の國家であることを國體の精華とせねばならぬ。

天皇は葦原中國に理想國家を實現するの大精神を以て、天祖の定めたまひし統治者である。天皇は日本人信仰の中心、民族の大宗にまします。されば天皇の御方に依りて、日本人は完全に相關し連続して、一體たるの日本國家を成し、各々皆一齊に其の本性を充實し發展することを得るのである。日本人が同胞兄弟たるの意識感情確信を以て離れざる結合を成し、祖先より子孫に永遠に連續して、文明又は文化を發展させるのは、天皇ましますの一事にこれ依るのである。日本國家は天皇の下に於て最高の道徳たるのである。明治天皇の下したまへる教育に關する勅語に、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト安速ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ」とのたまへるは、畏しと雖も今述ぶるの意に外ならぬのであつて、予が百千の言説は唯だ勅語の御趣旨を敷衍するに過ぎぬ。之を前に説けるが如く、我が國體は即ち樹徳であつた。國家の哲理的本質に於て必ずや合一せざるべからざるの肇國と樹徳の合一不離なるは、之を

我が建國に見るのである。日本國家の建設は、即ち最高の道徳たる理想の國家を地上に實現せんとする天祖の大御心に出でたものである。されば日本人は斯の國家に於て、克く忠克く孝其の本性を充實し發展することを得たのである。忠孝を稱するは公私諸徳の根本的なるを擧ぐるの意であつて、日本人が肇國即樹徳なる日本國家に於て、一切諸徳を實行し精神上物質上其の性を遂ぐるの謂である。而して日本人を擧げて相關し、億兆一體一心である。かくて無限の理想に到り進み、創造し發展して息むことなく、世々厥の美を濟して、最高の道徳を追進するもの、即ち日本國家である。これ實に我が國體の精華であり、天皇ましますの日本國家の有する最大の價値である。

る。然れども此等の事たる、日本國家の天皇の下に國家の理想觀念の最高の實現たるの一事に歸一集中するのである。日本國家が天皇ましますに依りて、如實の最高の道徳たることを知れば諸多の優所美點は當然是より派生するとせねばならぬ。(上杉慎吉、日本憲法論)

◎明治天皇御製(明治四十年「實」)

神代よりうけし寶をまもりて治め來にけり日のもとつ國

◎いくそ度かき濁してもすみ返る水や皇國のすがたなるらん。(八田知紀)

◎百八十と國はあれども日の本のこの倭にます國はあらず。(本居宣長)

凡そ我が國體の優所美點を數ふれば、固より一にして足らぬ。忠孝の一致である、皇徳の至大至廣なることである、臣民の忠實勇武なることである、君民の和合其の情父子の如きことである、民族結合の鞏固至醇なることである、國家の金匱缺くるなきことである。されば人の國體の精華を説く、皆之を稱揚嘆美して餘さぬのである。實に日本國家は斯の國體あるに依りて至美至善を極む

第十一課 皇位と皇室

一、皇位の神聖

【皇位】 皇位ハ天皇ノ御位ナリ、天皇ハ國ヲ統治スルノ主權者ナリ、皇位ハ國家主權ノ在ル所ナリ、之ヲ我カ立國ノ本體トス。」

皇位ハ天祖ノ靈位ニシテ子孫相承ケテ之ニ居ル。皇位ニ在ル人ヲ天皇トス。天皇ハ天祖ニ代リ、天位ニ居リ、國ヲ統治スルノ天職ヲ行フ者ナリ。萬世一系ノ皇位ハ神聖ナリ天祖ノ靈位ナレハナリ、統治主權ハ侵スヘカラス天祖ノ威稜ナレハナリ（穂積八東、憲法提要）

【かの妖僧が……】 妖僧とは道鏡を指すこと勿論なり。道鏡は稱徳天皇の御信任を受け、太政大臣禪師となり、遂に法王の位を授けられて大いに威權を振つた。此の時太宰主神（太宰府管内の祭事をつかさどる役人）の習宜阿曾麻呂が宇佐八幡の神教であると偽り、道鏡を皇位に即けられたならば天下益々泰平にならんと奏上したので、稱徳天皇は兼て御信任深き和氣廣蟲の弟清麻呂を宇佐に遣はされたのである。その結果は茲に述べる迄もな

からう。

【戦國争亂の世、皇室の極度に式微し給へる時代】 この時代は下剋上の最も甚しかつた時であつただけに、最上位せらるゝ皇室は式微の極に達せられた。これ皇室の御領地も戦亂のため収入が上らず、皇室を奉養して居た幕府も有名無實で、御用度を辨する資力がなかつたためであるが、この結果一面では皇室が幕府を経ずして、豪族や人民と接近せられることとなり、これが却つて勤王思想の芽ぐむ機縁となつた。應仁の大亂の結果主上も室町邸等を行在所とせらるゝこと十三年、公家亦多く離散したため、朝儀の廢絶するものも多く、明應九年後土御門天皇崩御の際は、費用のないため、四十餘日御遺骸を宮中に留め、後柏原天皇は嗣立せられたが、幕府が御即位の用度を献じないため、大禮は延期に延期を重ね、二十二年後の大永元年になつて初めて行はせられた程であつた。次の後奈良天皇は踐祚より十年後の天文五年に御即位の禮を擧げさせられたが、これは大内義隆初め、北條・

武田・今川・朝倉等諸氏の献金によつて行はれ、正親町天皇も踐祚の三年後永祿三年に主として毛利元就の献金によつて即位の式を行はせられた。一代一度の大事である御即位の禮さへかゝる有様であるから、皇居の如きも荒るゝに任せ、三條橋から内侍所の燈の光が見え、紫宸殿前には茶を賣る店が開かれたと傳へられ、神泉苑の如きも、東寺の僧のために一時耕地とせられた程であつた。皇居の修理の如きも、天文の頃になり大内義隆・毛利元就・織田信秀等の献納によつて時々行はせられた。……天皇はかゝる御式微にも拘らず、常に人民のために叙慮を憫ませられ、後花園天皇は凶荒のため餓死するものさへ少からぬに將軍義政が奢侈に耽るのを御覽せられ、「殘民爭採首陽薇、處々閉盧鎖竹扉、詩興吟酸春二月、溝城紅綠爲誰肥。」の御製の詩を賜つてこれを戒められ、後柏原天皇は、「あぢきなき世を思ふゆへの言の葉は及ばぬものと同じ心を、又、「治めしる我世如何にと浪風の八十島かけて行く心哉」と詠じ給ひ、後奈良天皇は、疫癘の流行を憂ひさせられ、紺紙金泥の般若心經を書寫して供養し給ひ、その奥書の中に「朕爲民之父母、德不能覆、甚自痛焉」と記された等、その一例に過ぎない。斯

様に御窮迫の際にも、天皇は猶民の上を第一に思はせられ、人民亦朝廷の式微にも拘らず、これに忠誠を致すことは、我が國體の尊嚴の然らしむる所である。（栗田元次、綜合日本史概説）

二、踐祚と即位

皇位繼承の御順序 皇室典範に左の如く規定されてある。

- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ 皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス 皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

【一世一元の制】 天皇御一代の間年號を一に定めて改めぬ制度をいふ。桓武天皇以後數代此の制であつたが、後吉凶の象兆により屢々改號す。慶應四年九月八日、明治天皇即位大禮後年號を明治と改め、自今一代一號たるべきことを定め左の詔書を布告さる。

詔體ニ太乙ニ而登位、膺景命ニ以改元、洵聖代之典型、而萬世之標準也、朕雖ニ否德、幸賴 祖宗之靈、祇承ニ鴻緒、躬親ニ萬機之政、乃改元欲テ與ニ海内億兆ニ更始一新、其改ニ慶應四年、爲ニ明治元年、自今以後革ニ易舊制、一世一元、以爲ニ永式、主者施行、

明治元年九月八日

皇室典範第十二條に左の如く規定されてある。

踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

【京都に於て即位の大禮及び大嘗祭】

皇室典範第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

三、今上天皇陛下

今上天皇陛下 御名を裕仁と申し奉り、明治三十四年四月二十九日大正天皇第一皇男子として御降誕遊ばさる。五月五日廼宮と稱し奉る。明治四十一年四月十一日學習院初等科に御入學、大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、同三年四月學習院初等科御卒業、新設の東宮御學問所にて御修學、同年十月三十一日陸海軍中尉に、同五年十月三十一日陸海軍大尉に御陞任、同年十一月三日立太子禮御舉行、同八年五月七日御成年式御舉行、同九年十月三十一日陸海軍少佐に御陞任、同十年二月二十八日東宮御學問所御終業、同年三月三日御外遊、九月三日御歸朝、十一月二十五日攝政御就任、同十二年十月三十一日陸海軍中佐に御陞任、同十三年一月二十六日御成婚、同十四年十月三十一日陸海軍大佐に御陞任、同十五年十二月二十五日御踐祚、人皇第二百二十四代の皇位を踐ませられ昭和と改元、昭和元年十二月二十八日朝見の御儀を舉げさせらる。同三年十一月十日即位禮御舉行。

【攝政】

皇室典範第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

四、皇后陛下

皇后陛下 御名は良子と申し奉り、明治三十六年三月六日、故久邇宮邦彦王殿下の第一王女として御誕生、同年三月十二日御命名。同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學、大正四年四月同部中等科に御進級、大正七年一月十七日東宮妃冊立の御沙汰あり仍て二月四日女學部御退學、四月十三日より宮邸に新設の御學問所にて御修學、同十一年六月二十日御婚約勅許、同九月二十八日御納采、叙勳一等、同十三年一月二十六日御入興皇太子妃宣下、昭和元年十二月二十五日皇后とならせらる。

皇太后陛下 御名を節子と申し奉り、明治十七年六月二十五日、故從一位大勳位公爵九條道孝第四女子として御誕生遊ばさる。同二十三年九月華族女學校小學部に御入學、

同三十二年八月御退學、同三十三年五月十日御入興皇太子妃にならせられ、大正元年七月三十日皇后に、昭和元年十二月二十五日皇太后とならせらる。

五、皇太子殿下

皇太子殿下御降誕を承つた瞬間に於ける全國民の歡喜は未だ記憶に新なる所である。老も若きも、富めるも貧しきも皆國旗を掲げて心より御祝ひしたのである。非常時局に於ける躍新日本の偉力が、一段と宇内に漲り互つたのである。

其他の親王殿下及び内親王殿下
成子内親王殿下 御稱號は照宮と申し奉り、今上天皇第一皇女に在し、大正十四年十二月六日御誕生遊ばさる。昭和七年四月女子學習院に御入學あらせらる。

和子内親王殿下 御稱號は孝宮と申し奉り、今上天皇第三皇女に在し、昭和四年九月三十日御誕生遊ばさる。

厚子内親王殿下 御稱號は順宮と申し奉り、今上天皇第四皇女に在し、昭和六年三月七日御誕生遊ばさる。

正仁親王殿下 御稱號は義宮と申し奉り、今上天皇第二皇子に在し、昭和十年十一月二十八日御降誕遊ばさる。

六、皇室と國民

【皇族】 右に掲げ申した皇族を除いて、次の如き官家がある。

秩父宮、高松宮、三笠宮、閑院宮、東伏見宮、伏見宮、山階宮、賀陽宮、久通宮、梨本宮、朝香宮、東久通宮、北白川宮、竹田宮、

【天下億兆……】 明治維新の御宸翰の一節である。その全文は次の如くである。

朕幼弱ヲ以テ粹ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サル也竊ニ考ルニ中葉朝政衰テヨリ武家權ヲ專ラニシ表ハ 朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ケ億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ル事能サルヤウ計リナシ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果其力爲ニ今日 朝廷ノ尊重ハ古ヘニ倍セシカ如クニテ 朝威ハ倍衰ヘ上下相離ル、事霄壤ノ如シカ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ今般 朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕カ罪ナレハ今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ 天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ往昔 列祖萬

機ヲ親ラル不臣ノモノアレハ自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ朝廷ノ政總テ簡易ニシテ如此尊重ナラサルニ君臣相親シミテ上下相愛シ德澤天下ニ洽ク國威海外ニ輝キシナリ然ルニ近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ獨我邦ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ效ヲ計ラス 朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐ル故ニ 朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニ八萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ尊重ノミヲ 朝廷ノ事トナシ 神州ノ危急ヲ知ラス 朕一度ヒ足ヲ舉レハ非常ニ驚キ種々ノ疑惑ヲ生シ萬口紛紜トシテ 朕カ志ヲナササラムル時ハ是 朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス從テ 列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ汝億兆能々朕カ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ 朕カ業ヲ助テ 神州ヲ保全シ 列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメハ生前ノ幸甚ナラン 右 御宸翰ノ通廣ク天下億兆蒼生ヲ 思食サセ給フ深

キ御仁惠ノ御趣意ニ付末々ノ者ニ至ル迄敬承シ奉リ心得違無之國家ノ爲ニ精々其分ヲ盡スヘキ事
三月
總裁
輔弼

【大正天皇御即位の勅語】 大正四年十一月十日、大正天皇即位禮當日紫宸殿の儀に於て賜はりたる勅語である。

◎すべらぎは現つ神なり秋津洲動くべき世のあらむと思ふな。(香川景樹)
◎御民吾れ生けるしるしあり天地の榮ゆる時にあへらく思へば。(海犬養禰岡麿)

第十二課 國憲と國法

一、國家の法

單に國法といふ時は、國家の法又は規則を全部包括して
もよからうが、國憲・國法と呼ぶ場合には、特に國法を
狹義に限定して法律・命令等を指すこととなる。

二、憲法

【憲法制定の由來】我が帝國憲法發布ノ歴史ヲ按ズルニ、
御登極ノ初メ即チ明治元年三月十四日明治天皇公卿・諸
侯ヲ率キ天神地祇ヲ祭リ、神明ニ誓ヒ、五箇條ノ御誓文
ヲ告諭セラレ、其ノ第一劈頭ニ「廣ク會議ヲ興シ萬機公
論ニ決スヘシ」ト宣ヒタルコトガ我が國立憲政體確立ノ
萌芽ナリ。維新當初ノ政治ハ凡ベテ此ノ誓文ニ基ツケリ。
而シテ明治元年四月議事取調局ヲ東京ニ置キ、同二年二
月之ヲ廢シテ更ニ制度寮ヲ置キ立憲制度ヲ調査セシメタ
ルハ、實ニ我が憲法調査ノ濫觴ナリトス。然レドモ憲法
ハ容易ニ制定セラレザリシヲ以テ、副島・後藤・板垣ノ
諸參議ヨリ民選議院設立ノ建議アリタリ。明治七年ニ憲

法取調委員ヲ置キテ、憲法調査ニ從事セシメタルハ之ガ
爲メナリ。其ノ結果ハ明治八年四月十四日ノ勅諭トナリ
テ顯ハレ、一方ニ元老院ヲ設ケテ法律ノ名ヲ以テ發布セ
ラル、モノハ其ノ議決ヲ經シメ以テ太政官ノ布告ト區別
スルコト、ナシ、他ノ一方ニ大審院ヲ設ケテ司法及ビ行
政ノ區別ヲ明瞭ナラシメ以テ司法ノ獨立ヲ保タシメント
シタリ。是レ今日ノ立憲政體ニ至ルノ階梯ナリ。翌明治
九年九月天皇太政官ニ臨幸アリ元老院議長熾仁親王ヲ召
サレ、更ニ海外各國ノ成法ヲ參酌シ憲法ヲ調査スベシト
命ゼラレタリ。其ノ調査ハ明治十年ノ西南ノ役ニ依テ妨
ゲラレシモ、漸次其ノ調査ノ歩ヲ進メ、先ヅ第一著トシ
テ明治十一年ニ人民ヲシテ立憲參政ノ用ニ慣レシムル爲
メ府縣會ヲ設立スルコト、爲セリ。然ルニ國會開設ノ時
期ハ未ダ定メラレザリシ爲メ、明治十三年國會開設請願
者ノ多數東京ニ集リ、其ノ建白ノ聲非常ニ高キヲ致セリ。
明治十四年十月十四日ニ至リ國會開設ノ詔勅降リ、次デ
明治十五年ノ春伊藤參議ヲ歐洲ニ差遣シ各國憲法ヲ取調

ベシメタリ。翌十六年同參議ノ歸朝スルヤ、制度取調局
ヲ置キテ立憲制度實施ノ準備ヲナサシメタリ。其ノ結果
明治十八年十二月ニ太政官ヲ廢シテ今日ノ內閣制度ヲ創
設シ、同二十一年ニ樞密院ヲ置キテ憲法草案ヲ其ノ議ニ
附シ、翌二十二年二月十一日ノ紀元節ニ憲法發布式ノ盛
典ノ下ニ憲法發布セラレタリ。現今ノ帝國憲法ハ即チ是
ナリ。中略

我が國ノ憲法ハ唯僅ニ樞密院ノ議ヲ經タルノミニテ平
和ノ中ニ制定セラレタリ。同院ハ天皇ノ親ヲ勅任セラレ
タル官吏ノミニ依リテ組織サレ、全ク民選議會ト其ノ性
質ヲ異ニスルノミナラス、天皇ノ諮詢ニ應ジ之ヲ議シタ
ルニ止リ、憲法制定ニ協贊ヲ爲シタルニアラス。此ノ點
ハ他國ノ憲法ガ議會ノ協贊ヲ經テ制定セラレタルト大ニ
其ノ趣ヲ異ニスルノ點ナリ。(清水澄・帝國憲法大意)

【欽定憲法】 欽定憲法とは、君主が人民の強制に基づくこ
となく、その自由意思の發動によつて發布する憲法をい
ふ。例へば一八四四年六月四日ルイ第十八世ガ帝王神權
に基づいて發布したフランス憲法、又は一八四八年にプ
ロシア國王フリードリッヒ・ウイールヘルム第四世がその
獨斷を以て發布した憲法の如き之に屬する。而して我が

帝國憲法も亦上御一人の有難き大御心から出來た世界無
類の欽定憲法である。

三、皇室 典範

- 皇室典範の十二章全部を示せば次の如くである。
 - 第一章 皇位繼承 第二章 踐祚即位
 - 第三章 成年立后立太子 第四章 敬稱
 - 第五章 攝政 第六章 太傅
 - 第七章 皇族 第八章 世傳御料
 - 第九章 皇室經費 第十章 皇族訴訟及懲戒
 - 第十一章 皇族會議 第十二章 補則
- 右の他増補あること教科書本文の如し。

四、法律・命令

五、憲法の精神

【漢の高祖】 劉邦、布衣を以て沛に起り、秦の衰亂に乗じ
て之を亡ぼし、後項羽と戦つて之を殲し、八年にして帝
業を成す。初め漢に王たるにより、遂に建て、天下を有
するの號とした。次で諸侯將相共に請ひ、漢王を尊んで

皇帝と爲す、漢王三讓の後、汜水の陽に皇帝の位に即く、之を漢の高祖となす。

【十二銅表】 又十二銅板法(Laws of Twelve Tables)ともいひ、古代ローマに於て出来た世界最古の成文律である。之は從來宗教と密接して出来てゐた習慣律を成文にし、貴族の官吏・裁判官が庶民に不法な處分を行ふことを防ぐ目的で編纂されたものである。

ソクラテスの遺法 ソクラテスの遺法の精神を彼の弟子プラトンに、其の對話篇「クリトン」に於て美はしく且崇高に表現してゐる。「クリトン」は邦譯あり、岩波文庫中に收められてゐる。以下其の大意を示さう。

青年を惑はし、國家の神々を否定して新らしき神々を主張するものとの理由により、ソクラテスはアテネの市民から告發されて死刑の宣告を受けた。彼は獄中にあつて刑の執行を待つてゐた。或る朝彼の老友クリトンは、ソクラテスは多分明日死刑を受けるだらうとの悲報をもつてソクラテスを訪ねた。時にソクラテスは心地よく熟睡してゐた。やがてソクラテスが目を開いた時、クリトンは右の悲報を告げ、頻りと彼に脱獄を勧めた。當時は獄吏に若干の金銭を使へば、内密で脱獄も出来たのであ

る。

併しソクラテスはクリトンの親切に對しては十分に感謝しながらも、良く生きることに、美しく生きることに、正しく生きることに必要を主張し、クリトンの勸告を受容れる所か却つて諄々として國法の重んずべき理由を説いた。そして彼は終に從容として毒杯をあふいで死んだ。ソクラテスの此の死を以て國法を重んじた精神は、眞に千古の龜鑑である。

第十三課 忠良なる臣民

一、忠良なる臣民

本課には取立て、新しい教授材料はない、本課の目的とする處は寧ろ第十課以來教授した結果を整理し、生徒自身の立場に還元し、眞に陛下の忠良なる臣民としての自覺を徹底せしめんとするにある。而して前學年に於て授けた「良き公民」と關係させ、良き公民と忠良なる臣民とは畢竟同一事であり、否我が國にあつては寧ろ忠良なる臣民たらんことを先づ以て心掛くべきこと、さすれば自ら良き公民として如何にあるべきかが明らかとなることを知らしむるにある。近代的公民教育論者の中には徒らに外國の公民教育の翻譯的模倣を以て満足せんとするものがある、之は思はざるの甚だしきものである。我が國の公民の眞義は單に翻譯的な Citizen とか Patriot といふ他に、文武天皇即位の宣命に見える「天下公民」の意味を十分に加味すべきであり、眞に陛下の忠良なる赤子たるの自覺を有せねばならぬ。

二、忠臣と孝子

【忠ならんと欲すれば孝ならず】 之は云ふ迄もなく、平重盛が父清盛の後白河法皇を別宮に幽し奉らんとした時、父を極諫した重盛の心中として表現された語。

三、忠君と愛國

【世界各國民は皆愛國心を有してゐる】 愛國心は決して我が國民の獨占物ではない。獨逸國民には「獨逸文化」(Deutsche Kultur)といふことが最も誇とし、且祖國(Vaterland)といふことが愛國の源泉となつてゐる。彼等の國民教育は祖國といふ觀念で統一されてゐるといつてもよい。彼等が一度「ラインの守り」を高唱する時は、祖國愛に血湧き肉躍るのである。佛蘭西人も亦その國歌の中に祖國(Patrie)に對する情操を振起してゐる。英國は其の國全體からいふと異民族が複合してゐる關係上祖國といふ語で全國を統一することが困難ではあるが、而も尙部分的には祖國(Father Land)といつて愛

國心の動力としてゐる。合衆國は建國以來最も新しい國ではあるが、それにも拘らずその國歌の中にはやはり祖國 (Land where my fathers died) と歌つてゐるのである。祖先敬慕といふ事が格別主徳となつてゐない歐米諸國でさへも祖國愛の精神が頗る強いのである。吾等は愛國心は我が國にのみあつて他國にはない等と油断してはならない。

【忠君と祖國愛とは完全に一致し難い】 隣國支那では古來孝を主徳とし、家族的祖先敬慕の風は頗る盛んであるが、國民全體として國家的な祖先を敬慕するといふことは困難な事情にある。何となれば支那は歴代易世革命の國であるから、家族の祖先の精神から考へると現在の國家には反抗せざるを得ない、随つて忠と孝、忠君と祖國愛とは兩立しないのである。孔子は殷の微子の後であるとされてゐる。禮記に孔子が歿する前「余は殷人である。昨夜殷人の禮を以て死後の扱ひをせられる夢を見た。余はやがて死ぬであらう」といつたといふことが書いてある。之は固より假作の傳説かも知れぬが、而も尙易姓革命の國に於ける人情を察するに十分である。孔子はあの通り周の王室に對して尊敬の心深く、文王・周公の至徳を慕

つたといはれてゐるが、自ら殷人を以て任じ殷の夢を見たと云傳へられるのである。抑々周は殷を亡ぼして立つた國である。随つて家の祖先、又その祖國を慕ふ情と現在の王室を思ふ心との間に當然矛盾が生ぜざるを得ない。革命國家にはかゝる悩みがあるのである。其他國民中の英雄偉人にしても、前朝の忠臣義士であつたものは、現在の國民をして前朝を追慕する心を起さしめざる爲に、その功績偉業の事蹟を抹殺されてしまふことになり易い。現に佛蘭西の如きは家族的祖先敬慕がない上に今日の共和國成立以前の國民的偉人には、國民教育の材料として取難い事情が存する所から、國民的祖先敬慕も歴史のない國と同様に憐れむべき制限を受けてゐる。凡て革命國の弱點は民族としての歴史は古くとも國民としての歴史が中途で切斷されてゐる所に存する。然るに永遠に革命なき又あるべからざる我が國に於ては國民的祖先敬慕と家族的祖先敬慕とは完全に一致し、祖國愛と忠君とは全く一になるのである。

四、忠真なる臣民と公民
公民教育と教育勅語「道德教育は公民教育の基礎とも名づ

く可きもので、此の基礎なしには公民教育を考へられぬ。公民道德が一般國民道德から除外す可からざるものとすれば、此の點に於て道德教育と公民教育とが重なり合つてゐるものと言はねばならぬ。尙ほ訓令中に「公民科ニ於テハ法制上經濟上及社會上ノ事項ニ關シ之ガ事實的説明ヲナシ以テ道義ニ歸結セシムルヲ旨トシ」とあるは公民教育が道德教育の基礎の上に立つべきものと見てよからう。

我が國の道德教育は法規上教育勅語の趣旨に基づくことになつてゐるが教育勅語に擧げられてゐる徳目中「進ンテ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重ンシ國法ニ遵ヒ」の條は公民道德の大綱を示し給ふてゐることは勿論、外國人等は全體を公民道德と觀察してゐるものも少くない。尙ほ昭和五年十二月印度ベナレスで開催された第一回全亞細亞教育會議の決議中に「教育に依つて陶冶さるべき善良なる公民の理想的性格は日本の教育に關する勅語に盡されて居る」とある語句に於ても同様の見解を認識することが出来る。結局國民道德と公民道德とは、殆んど區別し難いもので、公民道德が全部國民道德中に包含されることは、何等疑問の餘地はない。随つて訓令中

「道義ニ歸結セシムルヲ旨トシ」とあるは結局我が國の公民科は終局に於て教育勅語に歸結を求めねばならぬといふ意義に解釋することが出来る。」(野田義夫、修身及公民教育原論)

五、平時と非常時

今日は非常時と認識されてゐる。表面は平和を裝つてゐるが、而も現に我が國は世界の大國を向ふに廻して光榮ある孤立を護つてゐるのである。かゝる非常時局的時代に處する忠良なる臣民としての覺悟を明確に有たしめて置きたい。

◎明治天皇御製

述 懷 (明治四十年)
事しあらば火にも水にもいりなむと思ふがやがてやまと
だましひ。
民 (明治四十四年)

千萬のたみのちからを集めてぞ國はゆたかになすべかりける。
◎海行かば、水づく屍、山行かば、草むす屍、大君の邊に

こそ死なめ願みはせじ。(大伴家持、長歌の一節)

◎人の子は、祖の名絶たず、大君に、まつらふものと、いひつ繼げる。(同上、長歌の一節)

◎子を思ふ道にぞいのるすべらぎに仕ふる跡をたがへざらん(源雅頼)

◎身はたとへ武蔵の野邊に朽ちぬとも留め置かましやまよだましひ(吉田松陰)

◎かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬやまとだましひ(同上)

◎君が代をおもう心のひとすちにわが身ありとも思はざりけり(梅田雲濱)

◎わがつみは君が代思ふ真心の深からざりしるしなりけり(頼三樹)

◎大君にさゝげまつりし我が命いまこそ捨つる時は來にけれ(平野國臣)

第十四課 我が家族制度(一)

一、家とは何か

家族の本質と其の體制(此では家族を家と同一意義に使用してある)同じく家族といつても、種々の體制のものがあるが、現代思想の上で最も大なる問題となつてゐるものは、夫婦本位の横の組合的な制度を以て合理的とするか、或は又親子本位の縦の組合的な制度を以て合理的とするかと云ふことである。近世歐米の家族が夫婦本位の横の組合となつたので、社會の文化が高等に進めは、當然さうなつて行くので、我が國の如き親子本位の家族制度の如きは、未だ世界の文化に後れてゐる、我が國の家族も早晚西洋の如くなるべきものであるとし、之を以て範としてゐるものさへある。併し、歐米の家族がさうなつてゐると云ふことを根據として、之に幾らかの理由を附けただけでは、尊外思想の陋習といふの外はない。我等は家族の本質から、家族の體制が如何にあるべきかを究明しなければならぬ。

その家族の本質からいふと、家族の組織の體制は、親

子一體の縦の關係を本位としたものたるべきを以て當然とする。何となれば家族の本質は、親子一體の生命を創造する最も親密な組織たる所に存するからである。

(一)單に一男一女の夫婦と稱する一代的組合では、其處に家族といふ意義を見出すことが出来ないのみならず、夫婦といふ意義を見出すことは出来ない。

(二)夫婦が一男一女の相互扶助的な親密なる生活をすると云ふだけでは、或る男女が朋友として相愛し、又は兄弟姉妹として相友愛するのと何の異なる所はない。

(三)夫婦といふ人倫は、男女の他の社會關係とは、性質を異にし、結婚に依て子女を生育することを豫定してゐるものであつて、子女を生育し夫婦が兩親となることに依つて、結婚の意義を完成するのである。

(四)即ち家族の本質は、自我の存続性の要求に本づき、夫婦の生命を一體の子孫として、將來に生々する社會たる所に存する。

(五)故に此の家族の本質に率ひ、その組織の體制も亦親子一體のものたることを以て當然とする。夫婦を以て男女各自を本位とした享樂的組合と見るのは、最も墮落した個人主義的な思想に由るもので、論ずるにも足らない。又家族を以て夫婦の終生的な相互扶助の組織と見るのも、社會を平面的に視、之を個人の功利的組合とする思想によるものであつて、夫婦・親子・兄弟の如き功利的打算を超越してゐる家族社會の本質を發揮するに足らない。

併し、家族が親子の關係を本位とすると云ふことは、體制上の問題であつて、其れが夫婦の關係を輕視するといふことを意味しない。夫婦は固より人の大倫であつて、其れが家族の一世代を爲し、祖先を繼承し、子孫を生育する所に重要な意義を有するのである。若し夫れ夫婦を以て個人主義的な享樂的組合とし、功利的組合とするが如きに至つては、特に夫婦を人の大倫とし尊重すべき意義を有しないものと云はねばならぬ。(互理章三郎、國民道徳論概要)

二、家族制度

【戸主權】 戸主とは一家の長たる身分をいひ、一家の長として戸主の有する權利義務の全體を總稱して戸主權といふ。現行民法上に規定された主なる戸主權は次の如きものである。

- 1、家族の居所を指定する權利
- 2、家族又は家族たりし者の婚姻又は養子縁組に對する同意權
- 3、家族の出入に關する同意權
- 4、家族に對する制裁權
- 5、家族の禁治產又は準禁治產に關する權利
- 6、家族の後見人又は保佐人となる權利義務
- 7、親族會に關する權利
- 8、家族の婚姻又は養子縁組を取消す權利
- 9、扶養の義務

三、我が家族制度

我が國は擴張的國家 我が國家は擴張的國家として、自然に成長したるもの、即ち擴張的の國家である、何等の多元的な集合に依て作られた人爲的な制度ではない。故に、家族といふ社會組織の原理に依て、我が國家の組

織を立てるのが當然である。然らば家族といふ社會組織は如何なる原理に依て立てらるべきかといふと、其の共同の父祖を中心とするのが當然である、更に其の子孫が繁衍して、多くなつた場合に、擴張的な社會として其の全體を組織するには、共同の祖先及び其の直系の宗統を中心とするのが當然である。……兄弟としての一體意識は、同じ親の子であるといふ觀念を中心としてのみ成立つのであるから、兄弟の一體性が親を中心とせる一體意識にまで組織的に顯現し、其の一體意識を兄弟としての具體の一體組織にまで實現することを以て、最も合理的としなければならぬ。……之と同じ道理で、家族全體の組織は、其の共同の祖先及び其の宗統を中心として組織する。家族は血統を根本要素とする自然社會であつて、其の血統といふ自然の系統脈絡があるから、其の共同の祖先を本源とし、自然の系統脈絡に従つて之を組織化することを當然とする。……我が國體は正に其の擴張的な國家の當然の根本組織をなしてゐるのである。

故に、我が國體は天祖を皇祖中の皇祖とし、我が國家永遠の本源として仰ぎ奉り、其の宗統たる皇室を中心生命として國家の根本組織を爲し、皇位は萬世一系の皇祖

の血統に依てのみ繼承せられ、君臣一體・億兆一體・祖孫一體の一大家族的國家をなしてゐるのである。世界の諸國家に於て最も根本的な問題とする所は、統治權の傳統は血統によるべきか、或は又能力によるべきかと云ふことである。……

すべて漢土や西洋諸國の如き多元的な人爲國家では、統治權の傳統も亦人爲的に能力主義によるのが合理的であると考へられる。併し其等の國家に於て、世襲の血統主義が行はれてゐるのも、亦其の必要があり長所があるからである。けれども亦其の血統主義は比較的之を便益とするからといふまでのことで、之を絶對とすべき理由も存せず、時には革命を是認しなければならぬ事となり、其處に解決の困難な重大な問題が存するのである。

併し我が國家では、統治權の傳統が能力か血統か、などいふ問題は存しない、絶對に皇祖の血統にのみ存するのである。……國家が本來擴張的の大きな家であるから、皇室が自然に國家の中心、統治權の傳統にましますので、決して公の天下を一家に私するなどいふ問題は起らない。國家といふオホヤケの絶對の中心は、皇室といふオホヤケ、其の皇室の絶對の中心は天皇といふオホ

ヤケである。天皇・皇室・國家は一體不離のオホヤケであつて、我が國では天皇・皇室を離れて國家のみで、オホヤケといふ意義をなさない。……實に我が國體は家族的な血統によるところの天秩天序であつて、其處に我が國體の絶對性と共に公共性が存する。(耳理章三郎・國民道徳論概要)

（以下は非常に薄い文字で印刷された文章が続き、内容はほとんど読み取れない）

第十五課 我が家族制度 (二)

一、家族制度の長所

家族制度の長所は尙未だ幾つでも數へ擧げることが出来るが、こゝにはその主なものを記して置いた。併し家族制度は單に客觀的に批判して長所があるから維持し、若しその長所がなくなれば何時でも思切よく放りなげるといふ如きものでは斷じてない。家族制度は我が建國以來國家發展の根基であり、我が優秀なる國體の眞髓をなす以上、如何なることがあつても之を強化し長養しなければならぬ。如何に文化が進歩しようと、人格觀念が高まらうと、家族制度は我が歴史の續く限り存續發展すべきである。寧ろ文化の進展、個人の自覺の深化に伴ひ、益々その重要なる所以が明らかとなり、家族制度の健全なる發展に努力すべきである。

二、家族制度に対する非難

凡て物には長所があればその反面に短所を伴ひ易いものである。故に短所を去らんとしてその長所を迄放棄する

は、角を矯めんとして牛を殺すの類である。特に家族制度の短所に關しては、教科書本文にあるが如くに決して矯正し得ざるものではなく、而も家族制度そのものは我が國體と不可分離なる以上、飽く迄長所の發揚と相俟つて補正すべきである。

家族主義の弊害 世に家族主義又は家族制度の弊害として、種々のものが列擧せられて居る。それは、

- (一) 家長權が存する爲に、家長の專横が行はれ、家族が其の犠牲に供せられる。
- (二) 家に對しても又家族相互の間にも、複雑な義務が多くて、個人の自由發展が拘束せられる。
- (三) 同じ兄弟姉妹でありながら、或る者は家督を相續したり、しなかつたり、權利が不平等である。
- (四) 男尊女卑の制度である。
- (五) 家族相互に保護扶助の義務を負ふところから、依頼心を増長せしめ獨立心を銷磨する。
- (六) 父祖を中心とするから、萬事が保守的となり、改善

進取の志氣が作興しない。

(七) 家郷に執着したり、又拘束され易くなつて、廣く外の社會に活動發展することを阻止せられる。

(八) 家族としての他の家族や社會に對する差別的感情の爲に、博愛公共の精神を薄らがしめる。

などいふのである。確に世の中の實際の家族には、此等の弊害を生じてゐるものがある。併し之は家族の本質が然るのではない。家族にしてよく其の道を守るならば、此の弊害を生じないのみならず、却て此等に反對の美德を發揚することが出来るのである。法制上の家長權にしても其の多くは保護權であり、保護權は一面からいへば保護の義務を盡くす爲の權利である。相續權にしても同時に義務が存し、時として義務の過重と思はれる場合も生ずる。家族間の複雑なる義務にしても、其れが爲に他の社會を煩はすことなく、多くの問題を解決することが出来るのであるし、家族が道徳上の最も貴い訓練所たる所以であるし、又眞によく家族の本質を自覺し自律的に其の義務を盡くすならば、其れが自我の最も自由なる道徳生活の創造となるのである。兄弟姉妹の不平等、男尊女卑など、稱するも誤つた無差別平等の思想に本づくも

ので、其の差別は即ち其の天性に率つて各自の宜しきを得る所以である。更に家族愛に活きるものは、自己の爲に、他に多くの負擔をかけるに忍びないで、自ら進んで他の爲に力を盡さうとするのであるから、依頼するどころではなく、獨立心を作興せざるを得なくなる。眞の祖先敬慕の精神が、秩序ある革新や進歩の原動力となることは最早いふまでもない。父祖の志を天下に廣めんとする孝道が、人を家郷に拘着せしめることはない。我等は、祖先敬慕の甚深なる精神を有しながら、祖先の墳墓の地をも離れて、次第に移動發展し來りたる我等民族の歴史を憶はねばならぬ。又我等は家族的利己主義と家族愛とを混同すべきでない。「一家仁なれば一國仁に興り、一家讓なれば一國讓に興る。」家族愛を擴大したものが社會愛となるのである。(亙理章三郎・國民道徳論概要)

三、家族制度の將來

家族制度崩壊論に對する批評 世には家族主義や家族制度は、將來必然に消滅し崩壊すべき運命を有するもの、如くに考へるものがある。それは、

(一) 今日の家業世襲の制度は廢せられ、家族が社會の職業

單元でなくなつたから、父祖の恩を感じることも少くない、父祖が子孫を支配する力も弱くなつた。

(二) 今日各種々の新文化が急速に發展し、従前の如き家庭に於ける父母の教育力を減少し、家族が社會の教育單元でなくなつたから、此の點からも子弟を支配する力が弱くなつた。

(三) 往時の家族的な自給自足の經濟生活がなくなり、廣汎な社會經濟の時代となり、家族が社會の經濟單位でなくなつたから、必然に家族制度は崩壊する。

(四) 職業選擇、住居移轉の自由と必要とが多くなり、親子兄弟も離散せざるを得なくなるから、家族制度は持續することが出来なくなる。

(五) 個人を家族から解放することは、世界進歩の趨勢であるから、此の趨勢に反して家族制度を保守することは出来ない。

(六) 今日の進歩的になつた世の中では、社會が保守的な家族制度を支持しないから、家族制度が獨自に存立して居るといふことは出来なくなる。

などいふのである。併し、此等は皆舊時代の家族制度の様相に拘泥して、家族制度の本質と其の新時代に有すべ

き制度とを理解し得ないからである。社會の文化が進展すると共に、以前に家族で行つてゐた作業を、其れ以外の社會に委譲することが多くなるのは事實である、併し其れには限度がある。夫婦關係や親子關係による共同生活や育児作業を社會に委譲してしまつて家族が自滅し、

其れによつて社會國家が更に健全に進展すると云ふことは斷じて有り得ない。家族の家族たる親子祖孫一體の本質的生活に至つては、如何なる時代にも變動があるべきでない。以前家族で行つてゐた作業を社會に委譲しても、家族の純粹の道徳性が依然として傳はり存する。家族は其の以前の作業を委譲した社會と一體の生活を營みつゝ、其の純粹の道徳性を實生活に發揮することによつて其の天職を盡くすべきである。……經濟組織殊に生産手段の變遷を基本として、一切の社會生活を決定しようとするが如き唯物史觀は、甚だしい偏見である。……經濟組織の變遷に順應しつゝ其の經濟を以て家族生活に資益せしめるやうに工夫が施さるべきである。親子兄弟が住居を同じうしない場合が生じて、山河の隔てが精神的に家族一體の生活を創造することに妨げとはならない。又個人を家族や階級から解放して個人主義を發展せしめ

る必要の多かつた歐米の歴史的な社會事情を以て理想的なものとして、之に範を取ることが出来ない。個人主義の横流が貴重な家族生活を破壊し種々の甚だしい弊害を生ずるに至つたことは、彼等識者の慨嘆せる所である。……所謂世界の如きは、絶対の必然性を有するものではない。たゞ此處にくれぐれも注意すべきは、家族主義の舊様相に拘泥することなく、時代と共に其の實情に即したる新展開あらしめなければならぬと云ふことである。(同上)

（以下は非常に淡く印刷された文章が続き、内容はほとんど読み取れない。）

第十六課 海外發展

一、海外發展の必要

【人口密度】 主なる國々の人口密度は次の如くである。(昭和十一年朝日年鑑に據る)

國名	本國人口密度(一方杆)	全國人口密度(同上)	調査年次
日本	一九九(内地)	一三四	一九三〇
中華民國	四	一九三	一九三〇
滿洲國	三二	一九三	一九三〇
サウエート聯邦	八	一九三	一九三〇
ドイツ	一三九	一九三	一九三〇
イギリス	一四六(一九三〇調)	一四	一九三〇
フランス	七五(一九三〇調)	九	一九三〇
イタリア	一三九(一九三〇調)	一八	一九三〇
スペイン	四七(一九三〇調)	七	一九三〇
ベルギー	二八(一九三〇調)	七	一九三〇
オランダ	三五(一九三〇調)	三	一九三〇
ポルトガル	七(一九三〇調)	六	一九三〇

【人口増加率】 人口の増減には出生・死亡の差による自然的増減と、來住往住の差による社會的増減との二つがある。今左にその上記合計の實増加數と前者のみの數とを分けて、主なる國について示さう。(昭和十一年朝日年鑑に據る)

國名	最近二回の人口調査年次	同期間に於ける平均實増加率(千分率)	同期間に於ける出生率(千分率)	同期間に於ける死亡率(千分率)
デンマーク	八四(一九三〇調)	三七	一九三	一九三
北米合衆國	一六	一四	一九三〇	一九三〇
ブラジル	五	一九〇	一九三〇	一九三〇
アルゼンチン	四	一九三	一九三	一九三
日本	一九三〇—三〇	一五・三	一五・七	一四・二
朝鮮	一九三〇—三〇	一五・三	一五・七	一四・二
臺灣	一九三〇—三〇	一五・三	一五・七	一四・二
關東州	一九三〇—三〇	一五・三	一五・七	一四・二
南洋委任統治區域	一九三〇—三〇	一五・三	一五・七	一四・二

重要輸入品價額表(單位千圓) 昭和十一年朝日年鑑に據る。

品名	昭和五年	六年	七年	八年	九年
ブラジル	一九〇一三〇	一八・九	—	—	—
サウエート聯邦	一九六—三三	三三・〇	—	—	—
北米合衆國	一九〇—三〇	一五・一	一三・三	—	—
オランダ	一九〇—三〇	一四・四	一四・一	—	—
イタリー	一九二—三三	二・三	二・三	—	—
食料品	三〇八、三九六	一五八、六二二	一六〇、六三三	一七三、一八五	一七四、四四九
米及粉	一九、五八三	六、九七三	一三、一六三	一一、五三二	六・一
小麦	四一、五〇九	三三、九三六	四九、五七三	四〇、三六九	四〇、七四一
豆類	四九、七六四	七〇、三五〇	四三、〇六九	五〇、三三三	五二、九六八
砂糖	三三、九七三	一五、六〇三	三、三三三	一三、七九四	九、六七九
原料品	八八、五三三	六四、三三八	八八、八〇〇	一一、二八一	一、四〇〇、三二〇
採油原料	一九、六九	一四、四九九	一四、七三三	三三、三九二	三五、三三七
石炭	三三、三〇四	三六、三六八	三七、三三八	三六、六五七	四七、一九三
生ゴム	一七、九三一	一三、一八二	一五、九八九	一九、六八五	五七、三三八
硫安	三九、六三四	一五、六六一	七、〇三三	九、四三〇	一三、八〇七
棉花	三六二、〇四七	二六、七三三	四七、四〇三	六〇、八四七	七三、四三三
油粕	六、四二七	四、三九九	三、四九九	四、一八一	四三、〇五三
羊毛	七、六一〇	八、六一五	八、七五一	一六、四二一	一八、四五五
ベルギー	一九〇—三〇	八・五	—	—	五・九
フランス	一九六—三三	七・九	—	—	一・三
デンマーク	一九五—三〇	六・一	—	—	九・六
ドイツ	一九三—三三	五・五	—	—	五・一
イギリス	一九二—三三	四・六	—	—	六・一

木材	原料用製品	製紙・パルプ	毛糸	鉄	その他	鉛	亜鉛	全製品	石油	毛織物	機械類
五三、〇八四	三三、四三七	一一、〇八四	一四、一四九	一五、八四六	七、七六三	一一、二一七	四、九三五	三三、〇〇九	三〇、八七	二、四三四	八五、七二四
四三、三九九	一八、一八八	一一、八四〇	一一、四三二	一一、三三九	一、五九六	八、二二九	三、〇九三	一九七、五三四	五、九三三	九、九四三	五〇、九二〇
三五、〇三〇	三〇、三三一	一五、三三一	五、一一一	一一、一七四	五、九〇三	九、九七三	四、六三五	三九、六二九	三六、五三三	一〇、四八六	六〇、五七三
四〇、五八五	三三、〇六六	三〇、〇三三	三、三三三	三五、三三三	一一、三六八	一一、九〇一	七、四六三	三三〇、三三八	三四、七四	七、二二三	七、三五六
四〇、一八三	四二、五八一	四、三三六	一、七〇八	三六、五三八	一四、〇〇三	一七、九〇三	七、三三八	三六、三三九	三三、三三九	五、一九九	九、〇三三

二、我が國民の海外發展性

【山田長政】 駿河の人、幼より個儒にして大志あり、好んで剣及び兵法を學ぶ。後暹羅に航す。増補探覽異言、坤輿誌には慶長年間とし、天地二圖發說、渡天物語には元和の初とあり。當時邦人の此世に赴く者甚だ多く、所謂日本町なる居留地を有して勢力ありしが、會々國王の弟某陰かに篡奪を謀り騷擾を極めしかば、長政は大義を唱

へて國人を獎勵糾合し、賊黨を討つて平定す。其後も屢々反亂の鎮壓に功を立て、大に日本人の氣を吐き、國王の禮遇を受く。

【濱田彌兵衛】 徳川時代の初期長崎の商人末次平藏茂房の配下において海國貿易に従事し、其の船長たり。當時東洋の海面には海賊の横行甚だしく、内外の商船皆大小の銃砲刀剣を装置せるを常とす。彌兵衛の船も之を備へしが、會々其船臺灣府に寄港するや和蘭水上警察所は武器

を引渡すべきを命じたるに、彌兵衛之を拒絶して印度商會の不正當を唱へ、抵抗して屈せず。此に於て臺灣總督ビーター・ヌイツは彌兵衛を自宅に招きて饗應し、彌兵衛の醉へるに乗じて人を遣して彌兵衛の船中の武器を押収す。彌兵衛大に憤り歸國後更に準備を整へ、ヌイツに報復し、一萬二千五百三十三斤の生絲並に純銀八萬六千マルクを受取り、總督の長子を入質として長崎に歸帆す。(近時臺灣にて此舉をなしたるは彌兵衛に非ずして天野屋太郎左衛門なりとするものあり)

【丈倉六右衛門】(一五七一—一六二二)伊達政宗の臣、元龜二年生る。幼少より政宗に仕へ、朝鮮陣にも従つて大功があつた。慶長十八年、政宗が通商貿易の條約を結ばんとして使節をイスパニヤ及びローマ法王の許に派遣せんとするや、常長選ばれて正使となり、隨行六十八人と共に同年九月十五日牡鹿郡月の浦を發し、太平洋を横斷して十二月十六日ノビスパニヤのアブルコに着き、十月イスパニヤのセビーヤに、十一月にはマドリッドに入つた。後イスパニヤ國王フィリップ三世及び法王パウル五世に謁して政宗よりの書と贈物を呈し、通商を請うた。一行は大いに歓迎され、常長はローマの市民權を贈與さ

れた。通商については初期の目的貫徹は實現出来なかつたが、大いに我が國の面目を施した。元和六年八月歸り、八年七月歿す。

【鎖國政策】徳川幕府が諸外國との交通を禁止せる政策をいふ。家康は耶穌教の弘布を許可することは種々有害なりと考へ、慶長十八年之を禁止し、子の秀忠も之に従つて元和二年重ねて禁令を出し、支那商船を除く外國商船は長崎・平戸に限つて寄港を許した。三代將軍家光は益々嚴重に取締り、幕府の朱印、老中の奉書を有する奉書船以外は海外渡航を禁じ、違反者は死罪とす。又ポルトガル人の長崎雜居を以て異教禁絶に有害として新に出島を築いて移住せしめた。島原の亂後取締は一層嚴重となり、ポルトガル船の渡來を堅く禁じ、僅かに支那とオランダのみ長崎の一港を限つて貿易を許可す。即ち鎖國令は元來ポルトガルのみになされたのだが、時代と共に擴充された。かくて嘉永六年六月ベルリの來航となり、翌安政元年の和親條約締結となつて鎖國は開國に一變した。

三、海外移住

移住民の現況

明治元年横濱駐在のハワイ領事我が政府と交渉契約して百五十三名の日本移民をハワイの甘蔗園に送つたのを最初の移民として、明治二十七年までに約三萬人を送つたのが本邦移民の初期である。次で移民會社勃興時代を経て、米國自由渡航時代となり、明治三十五年五千人に過ぎなかつた在米邦人が明治四十三年には九萬一千餘人と大發展を遂げたが、いつしか排日運動が起つて、いはゆる日米間の紳士協約なるものが成立して、日本は自ら移民を制限せざるを得なくなり、北米大陸は遂に日本人に對して封鎖されるに至つた。そこで方面を變へて進出し初めたのが中米と南米である。

大正時代に入るや我が國の人口問題、食糧問題と關聯して盛んに海外發展が唱道されるやうになり、政府も遂に移民制限方針を一擲して、排斥しない地方に對しては積極的に移民を奨励することゝなつた。かくて先づ盛んになつたのがブラジル移民で、昭和二年には海外移住組合法も制定され(九年十一月までに四十二組が成立してゐる)同四年には拓務省も設置され、我が南米移民は順風に帆を掲げた觀があつたが、昭和九年春ブラジル共和國憲法制定審議會において、排日的移民制限條項を

挿入した新憲法が成立し、七月から實施され、また一頓挫を來した觀がある。(昭和十一年朝日年鑑)

ブラジル移民 ブラジルの面積は日本内地の凡そ二十二倍に當り、而も人口は四千二十七萬人(一九三〇年)で、人口密度は我が内地の三十五分の一に過ぎぬ。ブラジルは各地共有用植物の成育に適し、コーヒーは世界總産額の七割を占め、玉蜀黍、マンデオカ、米、砂糖、豆、棉、煙草、茶、果樹等殆んど無肥料で栽培される。日本人の多く居住するサンパウロ邊の氣候は略々九州と同じである。

大正十二年頃から移民漸増し、昭和三年一萬二千、同四年一萬五千に達し、後昭和八年には二萬三千を超え、同年十月末現在在留日本人は十五萬七千四百人といふ盛況を示した。然るにブラジル國の政情變化により、昭和九年五月二十四日新憲法に附帯して移民制限條項が議會を通過した。此の爲日本移民の一ヶ年の入國數は二千七百五十五名に限られ、昭和十年實施の結果日本移民は大打撃を蒙つた。併し昭和十年春實施勿々間もなく「優良なる移民たる日本人の入國制限はブラジル國の開發に支障を來すものである」として國內に不滿の聲起り、一方

日本から親善使節を送り現状打開に努めてゐるから、近き将来に一縷の希望がかけられてゐる。

満洲國移民 満洲事變以前に於ては種々の事情から思はしくなかつたが、事變以後諸般の事情が一變し、邦人の満洲移住が國策遂行上極めて重要なことが朝野に認められ、昭和七年度から拓務省に於て専門家を以て移住適地調査班を組織せしめ、南北満洲に互つて實地調査を進める一方、別に専門家に委嘱して満洲在來農業者の營農狀況、邦人移民に適應する經營方式、衣食住其他の生活様式迄も調査研究せしめてゐる。

同時に政府は昭和七年第一回特別農業移民五百名（東北六縣、栃木、群馬、茨城、長野、新潟の十一縣出身者）同八年第二回五百名（前記十一縣に東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨、富山、石川、福井を加へて十九府縣出身）同九年第三回三百名（即募集の六縣に岐阜、中國、四國、九州方面合せて十六縣出身）を満洲國濱江省滔後縣地方に入植させ、同十年第四回を入植させた。

此の移住者の募集と選定は各地方官廳、聯隊區司令部も協力して身體強健、意思強固なる青年を銓考して一ヶ月訓練する外、渡航費・被服・農具・家畜購入費・住宅

建築費・生活費等の個別補助の外共同宿舎建築・共同浴場・共同周圍壁建設費・共同井戸掘鑿費等の共同施設補助全部併せて一戸當り九百二十餘圓を支出し、此の他醫師派遣・第四年目より小學校開設等の公共施設も行ひ、各移民團には農事指導員並に警備指導員を專屬配置してある。

尙拓務省及び陸軍省に於て從來自衛移民の實績を基礎として鋭意研究中であつたが、拓務省は大規模の満洲移民會社設立を企圖し、陸軍側とも打合の結果、此の移民會社では從來の自衛移民を廢して純然たる農業經濟移民として、資本金五千萬圓、十五ヶ年間に十萬戸五十萬人を満洲に送らんとする計畫である。

尙滿洲事變後勃興した満洲移住熱に伴ひ、民間側にも左の如き團體が出来て實行に移つてゐる。

◎鏡泊學園 昭和七年十月吉林省寧安樂境泊湖畔松石溝に設立され、豫科三ヶ月乃至一ヶ年、本科二ヶ年、卒業生には土地を永代貸與する。現在職員十四名、學生百八十名、拓務省は昭和十年度に一萬圓の補助を計上。

◎天昭村 東京深川埋立地の労働者收容所出身の移住者を昭和八年以降通遼縣錢家店の東亞勸業株式會社農場

に小作人として入植させたもので、現在移住者は事務擔當者、指導者夫妻を含めて八十九名。

◎天理教村 天理教團本部の經營で哈爾濱郊外阿什河にあり、昭和九年十一月第一回移民四十三戸二百五十人入植。

尙政府及び民間には移植民養成機關も設置されて居り、移民の獎勵が企圖されてある（昭和十一年朝日年鑑に據る。）

四、經濟的發展

外國貿易輸出入累年表（大藏省調、單位千圓）

年次	輸出	輸入	合計	差引
昭和元年	二、〇四、七三七	三、三三、四八四	四、四三、二二	△三三、五七六
二年	一、九九、〇八六	三、二七、三五	四、一〇、九二一	△一二、三三九
三年	一、九七、九七	三、一六、三四	四、一六、三六九	△三四、三五九
四年	二、四八、六二九	三、二六、三四〇	四、三三、八五九	△六七、六三二
五年	一、四九、八五三	一、五八、〇七一	三、〇五、九三三	△六、三九
六年	一、四六、九二一	一、三三、六七三	二、八〇、六五四	△六六、六九二
七年	一、四〇、九九三	一、四三、四六一	二、八四、四五四	△二、四九九
八年	一、八六、〇四六	一、九七、三三〇	三、七八、三六六	△五、一七四

九年 二、七二、九五 二、八三、五二 四、四四、四七 △二〇、六〇六

備考 内地及樺太を含む。△印は入超。

【近年我が製品の海外市場に於ける發展は……】近頃歸朝した某外交官が、倫敦から高級玩具を購入して或る官家に差上げ、そのことを某友人に話したところ、それなら我がデパートにも現にあるといふ事に驚き、今一個自家に残つた同一玩具をよく見たところが Made in Japan と書いてあつたといふことだ。近年我が製品の海外市場への進出は實に驚くべき程である。

【會て一商人の不徳行爲……】會て外國行の蠶の種紙に茶種の種子をはりつけて賣り、非常な不信用を買つたといふことである。之に類した不良商人は甚だ多い。

第十七課 國際道德

一、國家間の接近

現代は交通通信機關が非常に發達してゐるから、一國一局所の動靜が即刻手にとる如く全地球上遠隔の地に至る迄傳達される。随つて經濟機構を初め、萬般の國家機構は悉く世界の氣勢に影響される所が多くなつて來た。今日國內問題の解決は何一つとして國際關係を無視しては遂行されぬ状態となつてゐる。

二、國際道德

【國際正義、人類愛】 自國の自主獨立の權利を主張すると共に他國の自主・獨立の權利を尊重せねばならない。斯様に國家間に權利のバランスが調整されてゐる状態が國際正義である。併し國際間には國內に於ける如き超絶した絶對權力を有する審判機關がないから、事實問題としては國際正義の實現に困難な事態を生ずることが多い。自己を愛すると同様に他人を愛し、自國民を愛する如くに外國人をも愛することは人間自然の至情である。孔

子も釋迦も基督もその教ふる理説の體系は夫々異なるが、究極する所何れも人間愛、人類愛の精神を高調する點に於て軌を一にする。國際正義の精神も畢竟此の精神の發露と見てよい。

三、國際間の親善と協力

帝國大使駐在國名

◎帝國大使

イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、ロシア、トルコ、アメリカ、ブラジル、滿洲國、中華民國
◎帝國公使
スイス、スペイン、オランダ、スエーデン、ラトヴィア、ポーランド、チェッコ・スロヴァキア、オーストリア、ルーマニア、ギリシア、ポルトガル、ベルシア、キューバ、シヤム、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、アルゼンチン、コロンビア、アフガニスタン

右の他多數の領事が世界の各地に派遣されてゐる。

本邦駐在大使派遣國名

◎大使

北米合衆國、イギリス、フランス、イタリア、サウエー
ト聯邦、トルコ、ブラジル、ベルギー、ドイツ、滿洲國、中華民國

◎公使

オランダ、アルゼンチン、シヤム、メキシコ、ポーランド、スエーデン、ノルウェー、ポルトガル、チエッコ・スロヴァキア、フィンランド、ルーマニア、スイス、デンマーク、チリ、スペイン、ペルー、カナダ、キューバ、ウルグアイ、アフガニスタン、コロンビア、イラン

四、外國人との交際

在留外國人 昭和八年末現在の内地在留外國人は二萬九千二百六十八人で、内地總人口に比し一萬人につき四人の割合である。その内譯は次の如くである。

中華民國 一九、九三二 合衆國 二、〇三九
イギリス 一、九四四 サヴェート 一、四七九
聯邦

ドイツ	一、一一八	フランス	四九一
英領印度	三二七	カナダ	三〇四
スイス	二〇三	ポルトガル	一五八
オランダ	一三九	イタリア	一三二
滿洲國	一二八	スペイン	一〇一
フィリッピン群島	八六	デンマーク	八二
スエーデン	七九	ポーランド	四六
オーストラリア	四五	オーストリア	四一
ベルギー	三九	チエッコ・スロヴァキア	三三
シヤム	二八	アルメニア	二七
トルコ	二三	ルクセンブルグ	二一
ハンガリー	一九	メキシコ	一九
ペルー	一八	フィンランド	一六
ノルウェー	一五	エジプト	一二
エストニア	一一	ブラジル	一一
イラク	一一	ラトヴィア	九
ベルシア	九	ユーゴスラヴィア	九
リスアニア	九	海峽植民地	八
アルゼンチン	六	チリ	六
ハワイ	六	ルーマニア	五

ギリシア	四	グアテマラ	四
シリヤ	四	ウルグアイ	四
キューバ	三	マルタ	二
セルヴィア	二	パナマ	二
ニユージランド	二	ヴェネズエラ	二
蘭領印度	二	ホンデユラス	一
ジョルジア	一	コロンビア	一

【西洋人といへば無暗に之を尊敬】日本人にはどうも西洋人崇拜の迷夢が未だに醒めない。日本の婦女子等が此の弱點をねらはれ、外人から侮辱されたり、又は日本の機密を探る手段に扱はれたりするではないか。寔に慨歎に堪へない。之に反して支那人や印度人に對して之を蔑視する。外國人に對しては公平に之を待遇せねばならぬ。

五、國際聯盟

平和條約公布ニ關スル詔書

詔書

朕惟フニ今次ノ大戦亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ聳動セシメタルモ我カ聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ頼リ戰氣

一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ甚タ懌フ所ナリ今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同變理ニ須タサルヘカラス嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニ參セシメシニ平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ。

今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自強隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス

朕ハ永ク友邦ト倍ニ和平ノ慶ニ頼リ休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ依藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ益々祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

大正九年一月十日

國務各大臣副署

六、國際親和と愛國

國際親和は我が國昔よりの國是であり、長くも歴代の天皇は皆國際親和を旨とせられた。併し既に述べた通り、國際間の紛争に對しては國內的事件を處理する如き絶對の權力主體が存せぬから、自然そこに各國間の利害衝突が起るに至る。滿洲事變に對する列國の觀察は遺憾乍ら我が國と其の見を異にし、我が正義が了解されず終に高止むを得ずして聯盟を脱退するに至つた。聯盟離脱の詔書は次譯備考に掲ぐ。

◎今上天皇陛下御製

朝海

あめつとの神にぞいのる朝なきの海の如くに波たゝぬ世を

第十八課 友邦滿洲國

一、滿洲國の獨立と我が國

1、滿洲建國 千九百三十一年九月奉天柳條溝における支那正規兵の滿鐵爆破事件を直接の導因とする日本軍の自衛權行使は私的寡頭政治に則る苛酷な搾取行動機關たる學良政權とそれを繞る一連の政商を一瞬に覆滅せしめ、之を契機として急激に擡頭した新國家建設計畫が七ヶ月の短日月に具現され、翌年三月溥儀氏の執政就任により王道政治の滿洲國が出現した。

爾來財政の確立、治安の回復に努めて國基安定、更に日本の承認によつて名實共に獨立國家として整備したが、三千萬民衆の熱烈なる要望と順天安民の主旨に則り建國第三年にして帝制を實施した。康徳二年五月皇帝陛下が御訪日の御旅より御歸國後發された日滿不可分に關する詔書によつて國是も定まり、他面隣接の河北、察哈爾兩省の肅正は經濟建設への前進と相俟つて日滿支經濟プロツク結成への大道が開かれ、今や滿洲國は躍進途上への力強き歩みを重ねてゐる。

2、滿洲國の人口と面積 滿洲國は康徳元年十二月の地方行政制度改正によつて十四省となり、總面積は百三十萬三千百十三平方キロ餘、人口は康徳二年六月國務院統計處の發表する所によると三千八十七萬九千七百七十七人である。

3、滿洲國の教育 滿洲國教育の根本方針は王道にあつて、四書孝經の講授を行ひもつて禮教を崇び、初等教育は孝悌、敬老、憐貧を、中等教育は儉、勤、信、恕を、高等教育は智、仁、勇を以てその宗旨としてゐる。康徳二年六月末學校及び學生數は次の如し。

小 學 校	一〇、九五二校	五九六、六八八名
中 學 校	一七八校	二六、〇二一名
師 範 學 校	一〇九校	八、七二七名
職業 學 校	四一校	四、五九二名
大學、專門學校	七校	一、九八七名
私 塾	一、六二四校	二九、九五二名

4、滿洲國の軍事 滿洲國陸海軍は皇帝（大統帥）の統率

するもので、國內の治安並に邊疆及び江海の警備を擔任する。帝政實施に當り皇帝は國軍に勅諭並に軍旗を下賜された。陸軍は直轄部隊に禁衛軍あり、其他全國を五軍管區に分ち、興安各省には警備軍あり、兵力總計は八萬。

海軍は建國當時舊式砲艦利綏、利濟、江通、江平、江清の五隻のみであつたが、大同二年に大同、利民の二砲艦、恩民、惠民、晋民の三砲艦を、康徳元年に順天、養民の二砲艦、砲艇濟民を建造して威容を整へつゝあるが、康徳二年にも親仁、定邊の二砲艦を建造した。

5、滿洲國の政治 憲法は目下調査中、憲法發布迄の法令は滿洲帝國政府組織法として全部六章附則を合して四十二條よりなるものがある。

滿洲國の統治主權は皇帝にあり、皇帝は尊嚴にして侵さるゝことなく、宣戰、講話、條約締結の大權を有し、陸海空軍を統率し、大赦、特赦、減刑及び復權の命令權を有する。我が樞密院に相當するものに參議府がある。中央政府は四權分立の原則に本づいて立法院、國務院、法院、監察院の四院が設けられてある。（1より5迄昭和十一年朝日年鑑に據る）

二、國際聯盟の離脱

國際聯盟離脱ニ關スル詔書

詔 書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖モ國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體

シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ
辦フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局
ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ
貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

國務各大臣副署

國際聯盟脫退通告文(外務省告示第二十一號)

帝國ハ國際聯盟規約第一條第三項ニ基キ國際聯盟ヲ脫退
スル旨ノ左記通告ヲ昭和八年三月二十七日外務大臣ヨリ
國際聯盟事務總長ニ對シ電報セリ

昭和八年三月二十七日

外務大臣伯爵 內田 康哉

The Japanese Government believe that the national policy of Japan, which has for its aim to insure the peace of the Orient and there by to contribute to the cause of peace through out the world, is identical in spirit with the mission of the League of Nations, which is to achieve international peace and security. It has always been with pleasure, the-

efore, that this country has for thirteen years past, as an original Member of the League, and a permanent Member of its Council, extended a full measure of co-operation with her fellow-Members towards the attainment of its high purpose. It is indeed a matter of historical fact that Japan has continuously participated in the various activities of the League with a zeal not inferior to that exhibited by any other nation. At the same time, it is and has always been the conviction of the Japanese Government that in order to render possible the maintenance of peace in various regions of the world, it is necessary in existing circumstances to allow the operation of the Covenant of the League to vary in accordance with the actual conditions prevailing in each of those regions. Only by acting on this just and equitable principle can the League fulfil its mission and increase its influence.

Acting on this conviction, the Japanese Government, ever since the Sino-Japanese dispute was, in

September, 1931, submitted to the League, have, at meetings of the League and on other occasions, continually set forward a consistent view. This was, that of the League was to settle the issue fairly and equitably, and to make a real contribution to the promotion of peace in the Orient, and thus enhance its prestige, it should acquire a complete grasp of the actual conditions in this quarter of the globe and apply the Covenant of the League in accordance with these conditions. They have repeatedly emphasized and insisted upon the absolute necessity of taking into consideration the fact that China is not an organized State,—that its internal conditions and external relations are characterized by extreme confusion and complexity, and by many abnormal and exceptional features,—and that, accordingly, the general principles and usages of International Law which govern the ordinary relations between nations are found to be considerably modified in their operation so far as China is concerned,

resulting in the quite abnormal and unique international practices which actually prevail in that country.

However, the majority of the Members of the League evinced in the course of its deliberations, during the past seventeen months a failure either to grasp these realities or else to face them and take them into proper account. Moreover, it has frequently been made manifest in these deliberations that there exist serious differences of opinion between Japan and these Powers concerning the application and even the interpretation of various international engagements and obligations including the Covenant of the League and the principles of International Law. As a result, the Report adopted by the Assembly at the special session of 24 February last, entirely misapprehending the spirit of Japan, pervaded as it is by no other desire than the maintenance of peace in the Orient, contains gross errors both in the ascertainment of facts and in the conclusions

deduced. In asserting that the action of the Japanese Army at the time of the Incident of 18 September and subsequently did not fall within the just limits of self-defence, the Report assigned no reasons and came to an arbitrary conclusion, and in ignoring alike the state of tension which preceded, and the various aggravations which succeeded, the Incident—for all of which the full responsibility is incumbent upon China—the Report creates a source of fresh conflict in the political arena of the Orient. By refusing to acknowledge the actual circumstances that led to the foundation of Manchoukuo, and by attempting to challenge the position taken up by Japan in recognizing the new State, it cuts away the ground for the stabilization of the Far Eastern situation. Nor can the terms laid down in its recommendations—as was fully explained in the Statement issued by His Government on 25 February last—ever be of any possible service in securing enduring peace in these regions.

The conclusion must be that in seeking a solution of the question the majority of the League have attached greater importance to upholding inapplicable formulae than to the real task of assuring peace, and higher value to the vindication of academic theses than to the eradication of the sources of future conflict. For these reasons, and because of the profound differences of opinion existing between Japan and the majority of the League in their interpretation of the Covenant and of other treaties, the Japanese Government have been led to realize the existence of an irreconcilable divergence of views, dividing Japan and the League on policies of peace, and especially as regards the fundamental principles to be followed in the establishment of a durable peace in the Far East. The Japanese Government, believing that in these circumstances there remains no room for further operation, hereby give notice, in accordance with the provisions of Article 1, Paragraph 3, of the

Covenant, of the intention of Japan to withdraw from the League of Nations.

右譯文左ノ如シ

帝國政府ハ東洋ノ平和ヲ確保シ延イテ世界ノ平和ニ貢獻セントスル帝國ノ國是ガ各國間ノ平和安寧ヲ企圖スル國際聯盟ノ使命ト其ノ精神ヲ同ジウスルコトヲ認メ過去十有三年ニ互リ原聯盟國トシテ又常任理事國トシテ此ノ崇高ナル目的ノ達成ニ協力シ來リタルヲ欣快トスルモノナリ而シテ其ノ間帝國ガ常ニ他ノ如何ナル國ニモ劣ラザル熱誠ヲ以テ聯盟ノ事業ニ參畫セルハ殿トシテ動カスベカラザル事跡ナルト同時ニ帝國政府ハ現下國際社會ノ情勢ニ鑑ミ世界諸地方ニ於ケル平和ノ維持ヲ計ランガ爲ニハ此等各地方ノ現實ノ事態ニ即シテ聯盟規約ノ運用ヲ行フヲ要シ且斯ノ如キ公正ナル方針ニ則リ初テ聯盟ガ其ノ使命ヲ全ウシ其ノ權威ノ増進ヲ期シ得ベキヲ確信セリ

昭和六年九月日支事件ノ聯盟付託ヲ見ルヤ帝國政府ハ終始右確信ニ基キ聯盟ノ諸會議其ノ他ノ機會ニ於テ聯盟ガ本事件ヲ處理スルニ公正妥當ナル方法ヲ以テシ眞ニ東洋平和ノ増進ニ寄與スルト共ニ其ノ威信ヲ顯揚センガ爲ニハ同方面ニ於ケル現實ノ事態ヲ的確ニ把握シ該事態ニ

適應シテ規約ノ運用ヲ爲スノ肝要ナルヲ提唱シ就中支那ガ完全ナル統一國家ニ非ズシテ其ノ國內事情及國際關係ハ複雜難澁ヲ極メ變則例外ノ特殊性ニ富メルコト從テ一般國際關係ノ規準タル國際法ノ諸原則及慣例ハ支那ニ付テハ之ガ適用ニ關シ著シキ變更ヲ加ヘラレ其ノ結果現ニ特殊且異常ナル國際慣行成立シ居レルコトヲ考慮ニ入ルルノ絕對ニ必要ナル旨力説強調シ來レリ。

然ルニ過去十七箇月間聯盟ニ於ケル審議ノ經過ニ徴スルニ多數聯盟國ハ東洋ニ於ケル現實ノ事態ヲ把握セザルカ又ハ之ニ直面シテ正當ナル考慮ヲ拂ハザルノミナラズ聯盟規約其ノ他ノ諸條約及國際法ノ諸原則ノ適用殊ニ其ノ解釋ニ付帝國ト此等聯盟國トノ間ニ屢重大ナル意見ノ相違アルコト明トナレリ其ノ結果本年二月二十四日臨時總會ノ採擇セル報告書ハ帝國ガ東洋ノ平和ヲ確保セントスル外何等異國ナキノ精神ヲ顯ミザルト同時ニ事實ノ認定及之ニ基ク論斷ニ於テ甚シキ誤認ニ陥リ就中九月十八日事件當時及其ノ後ニ於ケル日本軍ノ行動ヲ以テ自衛權ノ發動ニ非ズト憶斷シ又同事件前ノ緊張狀態及事件後ニ於ケル事態ノ惡化ガ支那側ノ全責任ニ屬スルヲ看過シ爲ニ東洋ノ政局ニ新ナル紛糾ノ因ヲ作レル一方滿洲國成立

ノ真相ヲ無視シ且同國ヲ承認セル帝國ノ立場ヲ否認シ東洋ニ於ケル事態安定ノ基礎ヲ破壊セントスルモノナリ殊ニ其ノ勸告中ニ掲ゲラレタル條件ガ東洋ノ康寧確保ニ何等貢獻シ得ザルハ本年二月二十五日帝國政府陳述書ニ詳述セル所ナリ

之ヲ要スルニ多數聯盟國ハ日支事件ノ處理ニ當リ現實ニ平和ヲ確保スルヨリハ適用不能ナル方式ノ尊重ヲ以テ一層重要ナリトシ又將來ニ於ケル紛争ノ禍根ヲ免除スルヨリハ架空的ナル理論ノ擁護ヲ以テ一段貴重ナリトセルモノト見ルノ外ナク他面此等聯盟國ト帝國トノ間ニ規約其ノ他ノ條約ノ解釋ニ付重大ナル意見ノ相違アルコト前記ノ如クナルヲ以テ茲ニ帝國政府ハ平和維持ノ方策殊ニ東洋平和確立ノ根本方針ニ付聯盟ト全然其ノ所信ヲ異ニスルコトヲ確認セリ仍テ帝國政府ハ此ノ上聯盟ト協力スルノ餘地ナキヲ信ジ聯盟規約第一條第三項ニ基キ帝國ガ國際聯盟ヨリ脫退スルコトヲ通告スルモノナリ。

四、日滿親善

日滿親善に關する滿洲國皇帝詔書 滿洲國皇帝は御訪日後三千萬國民に日滿兩帝國不可分の關係を御力強く論し給

ふ詔書を宣讀遊ばされた。

詔書

朕登極ヨリ以來亟ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ今次東渡宿願克ク遂ク日本皇室懇切相待チ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ殫竭セサルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ルル能ハス深ク維フニ我國建立ヨリ以テ今茲ニ遠フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ不基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ復タ意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ教本ノ重スルトコロ忠孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニセサルハナシ故ニ能ク内ヲ安ンシ外ヲ攘ヒ信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ朕今躬カラ其上下ニ接シ咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ氣同シク道合シ依頼淪ラス朕

日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞義ヲ發揚スヘシ則チ大

期の問題となつてゐるの觀がある。

局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ凡ソ我カ臣民務メテ朕カ旨ニ遵ヒ以テ萬禩ニ垂レヨ此ヲ歛メ御名御璽

康徳二年五月二日

國務總理大臣 宮内府大臣

五、我等の覺悟

滿洲國の承認 滿洲國は建國と同時に世界十六ヶ國に新國家の成立を通告して外交關係の開始を要請した。日本は東洋永遠の平和を確保する目的を以て昭和七年九月敢然として滿洲國を承認し、且共同防衛の盟約をも締結した。然るに國際聯盟加入國が否認の態度に出たのは屢述の通りである。

然るに康徳元年五月南米サルヴアドル國は聯盟の一員なるに拘らず滿洲國を逸早く承認した。隣邦サヴェート聯邦とは建國後間もなく局地的に相互の領事を派遣する外、日本の斡旋で一ヶ年半餘に亙る北鐵買収交渉も康徳二年三月正式成立調印を見、其他水路協定も出來て事實的には滿洲國を承認してゐるといはれる。其他の諸國も漸次に滿洲國を再認識の必要に迫られ、之が承認は只時

第十九課 我が國の地位

一、青年日本

二、東洋に於ける我が國の地位

【曾ては優秀なる文化を創造し……】勿論支那のことである。その昔絢爛たる文化を我が國に流入し、東洋の大國として自他共に許した支那の現状は如何であらうか實に今昔の感に堪へぬものがある。

三、世界の現状と我が國

現代の非常時は獨り我が國のみに限らない。歐洲に於ても伊エ紛争は未だ解決せず、既に聯盟を脱退した獨逸の存在は今や中歐の天地に暗雲を捲起してゐる。其の他の各國も大小・強弱の差こそあれ、國內的又は國外的に大なる悩みを有つてゐる。

【天然の資源に於ては……】今左に主な天然資源の各國生産額を記して見よう。(昭和十一年朝日年鑑に據る)
1 世界棉花生産高(單位千俵)

國名	一九〇三年	一九一三年	一九二三年	一九三三年	一九三四年
米國	一四、九八	一八、一五	一三、九四	一三、九九	一三、九九
印度	五、三四	四、〇七	四、六六	四、九七	四、九七
埃及	一、五九	一、三三	一、〇〇	一、七五	一、七五
ロシア	一、五九	一、五一	一、五〇	一、八九	一、八九
支那	二、四六	一、七二	二、三二	二、六七	二、六七
ブラジル	四七〇	五五	五七	五〇	五〇
計(其他共)	三七、七八	三九、二九	三五、二八	三七、五三	三七、五三
2 世界金産額(單位千弗)					
國名	一九二一年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	
アフリカ	二四六、五七	二六三、二七	二六三、二七	二六三、二七	
合衆國	四九、五三	五〇、六三	五〇、六三	五〇、六三	
カナダ	五五、七五	六三、九三	六三、九三	六三、九三	
ロシア	三五、一六	四一、一五	四一、一五	四一、一五	
メキシコ	一三、八七	一三、〇八	一三、〇八	一三、〇八	
南米	一一、九七	一四、二九	一四、二九	一四、二九	
日本	一三、二五	一三、二五	一三、二五	一三、二五	

英領印度	六、八三	六、八四	六、九三
濠洲及新西蘭	一六、三〇	二〇、五一	三三、五六
計(其他共)	四六、三三	四九、九二	五三、一六
3 世界銀産額(單位オンス)			
國名	一九二一年	一九三一年	一九三二年
メキシコ	八六、〇六	六九、三〇	六八、七〇
合衆國	三〇、九一	三三、九一	三三、二四
南米	一七、二〇	二一、九〇	二一、九〇
カナダ	三〇、五八	一八、三六	一五、三〇
歐洲	一三、九八	一三、〇九	一四、〇〇
濠洲及新西蘭	八、六三	九、四三	一一、〇〇
英領印度	五、九三	六、〇六	六、〇四
日本	六、三七	六、五七	六、五八
計(其他共)	一五、九三	一四、七九	一六、五三
計弗換算(單位千弗)	五、八四	四六、四六	五六、一〇
(備考) 一九三三年は概算數			
4 世界石炭生産高(單位千噸)			
國名	一九二一年	一九三一年	一九三二年
合衆國	五〇、七五	三六、一九	三四三、三六
英國	三三、九一	二二、〇八	二二〇、三五

ドイツ	一八、六〇	二〇、七四	二〇、九一
フランス	五〇、〇一	四六、二八	四六、八三
ポーランド	元、三五	元、八三	元、三五
ロシア	五、四五	六、三三	五、八七
ベルギー	七、〇三	二、四四	五、二九
日本	七、九七	元、五五	三、六〇
英領印度	二、〇六	一九、四一	一八、三六
其他共計	一、〇六、五〇	九〇、三〇	一、〇〇、〇〇
5 世界鉄、鋼生産高(單位千噸)			
國名	一九二一年	一九三一年	一九三二年
合衆國	八、九三	一三、四四	一三、九一
ドイツ	三、九三	五、三六	七、五六
フランス	五、五七	六、三三	五、六四
英國	三、六三	四、一〇	五、三六
ロシア	六、一七	七、二二	五、九三
ベルギー	二、七九	二、七五	二、七〇
ブルクセン	一、九六	一、八八	一、九六
日本	一、〇七	一、四七	二、四一
其他共計	元、五〇	元、一〇	元、六〇

(備考) 右二表共國際聯盟統計年報による、一九三三年は概數

各國國富高(内閣統計局調)

國名	調査期	總額	一人當
日本(内地)	一九三四年 一九三〇年	一〇二、三三三 二〇、一八八	一、七三一 一、七二〇
合衆國	一九三五年 一九三三年	八八九、三三〇 八八〇、三六八	七、七四三 七、〇五三
イギリス	一九三五年	二八九、〇八一	六、三三〇
フランス	一九三五年	一三六、六三六	三、三二五
ロシア	一九三四年	一三三、七三四	八九九
ドイツ	一九三四年	八六、七〇〇	一、三六〇
英領印度	一九三三年	七二、六二〇	三二二
イタリ	一九三五年	五五、七三四	一、三三七

(備考) 各國貨幣の邦貨換算は當該年平均爲替相場による

四、我が國の使命

【東西兩文化の精髓は盡く我が國に攝取……】 遠い千有餘年の昔から、儒教と佛教と云ふ亞細亞の二大文明を攝取

して、之を培養し保育し、以て東洋文明の精髓として、現代世界に於ける西洋文明と對立した異彩ある一大文明たらしめつゝある日本民族は、東西文明の融合乃至高度の新文明の建設と云ふ大きな文化的使命を以て、其の理想とし信念としなければならぬ。既に述べたやうに、日本人は智能に於いて卓越し、發明的才能に於いても亦豊富な所有者である。而して廣い包容力と深い同化性とを持つてゐる民族である。而も歐亞の大陸と米國との間に在つて、太平洋の波によつて種々の文化を打寄せられ、種々の問題を溶せかけられる日本の位置は、決して使命と努力とを國民の双肩から取去ることを許さないのである。日本民族は此の使命を自覺し、その努力を甘受して、人類文化の展開向上の爲に勇往邁進すべきである。

東西文明の融合統一は我等の文化的理想である。それが爲には須らく儒教や佛教を始めとして、我が亞細亞人の創造した多くの文化を研究し、亞細亞の文明を闡明し、亞細亞諸民族の幸福を誘導すべく、留意し努力しなければならぬ。況んや我が日本文化の研究と進歩と、而して日本民族の幸福と發展との爲には、一層深甚の注意と最善の努力とを傾けなければならぬのである。此の基礎を

固め、順序を立て、科學に宗教に、藝術に哲學に、着々として東西文明の合一展開に向つて精進する覺悟を要するのである。それを空想として、自負しても自棄してもならない。我等はひたすら堅實な態度と不斷の努力とに依つて、それに邁進すべき理想として打立てなければならぬ。國運の發展と民族の意氣とに依つて、此の理想を達成せねば止まぬと云ふ信念を抱かなければならぬ。日本人はそれを理想とし信念とするに足る可能性を、明治以來の歐米文化に對する消化力に於いても、既に貴い顯著な經驗によつて明示してゐるのである。(河野省三、國民道德本義)

五、我等の立場

我が國體について深い自覺を喚起し、國際危機に立つ青年日本の前途に對する躍進の方向を見透した今、中學生として如何にあるべきかを三思せしめたい。

第二十課 剛健なる國民精神

一、國家興隆の本

二、詔書の演説

内閣總理大臣の告諭 國民精神作興に關する詔書に就いて
 内閣總理大臣(當時は山本權兵衛)の發せられた告諭(大正十二年十一月十一日)は左の如くである。
 曩ニ帝都ノ復興ニ關スル 聖詔ヲ拜セシニ今又精神振作ノ大詔ヲ下シテ國家興隆ノ道ヲ示シタマヒ國民ヲシテ其ノ向フ所ヲ知ラシメタマフ 敷慮深遠誠ニ感激ノ至ニ堪ヘス
 謹ミテ案スルニ 明治天皇夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ 積弊ヲ一新シテ庶政ノ釐革ヲ斷行シタマヘリ是ニ於テ 民心一時ニ作興シ實實剛健ノ氣風ヲ以テ文化ヲ開發シ 國運ノ隆盛タル前古其ノ比ヲ見ス後教育ニ關スル 勅語ヲ下シテ其ノ大綱ヲ諭シ國體ノ尊フヘキ淵源ノ重スヘキヲ知ラシメタマヘリ日清日露ノ兩戰役ニ繼續ヲ奏セシハ實ニ教育勅語ノ明效ナリ然ルニ國威ノ宣揚セラ

レタルト共ニ國民ノ意漸ク驕リ動モスレハ輕佻浮華ニ失セムトスルモノアリ、先帝更ニ大詔ヲ煥發セラレ勤儉ヲ勸メ荒怠ヲ誡メタマヘリ然レトモ積年ノ宿弊ハ容易ニ之ヲ改ムルヲ得ス殊ニ歐洲大戰ノ齎セル經濟界ノ變調ニ促サレテ人心放縱ニ流レ節制ヲ失ヒ國情ト相容レサル外來思潮ト相待チテ思想詭激ニ趨カムトスルノ風アリ今ニシテ反省自覺以テ中正ニ歸スルニ非スムハ社會ノ頹敗ハ遂ニ之ヲ濟フニ由ナカラムトス今未曾有ノ天災ニ際シテ此聖詔ヲ拜スルニ至リタル所以ヲ思ヒ恐懼益々深シ
 願フニ聖旨ヲ奉體シテ之カ實行ヲ期シ文物ヲ災後ニ恢復シテ更ニ國運ノ振張ヲ圖ルニハ其ノ努力從來ニ幾倍スルモノナカルヘカラス是レ國民精神ノ振作更張特ニ急切ヲ告クル所以ナリ之カ爲ニ先ツ教育ノ振興ヲ圖リ特ニ德育ヲ根柢トシテ重ヲ人格ノ養成ニ置キ弛緩セル風紀ノ振肅ニ勉メ浮華ヲ去リ輕佻ヲ斥ケ我邦道德ノ大本タル忠君愛國ノ思想ヲ基礎トシテ益々協力一致義勇

奉公ノ精神ヲ旺ニシ官民齊シク奢侈ヲ戒メ冗費ヲ節シ生活ノ安固ヲ圖リ經濟上ノ實力ヲ養ヒ進ンデ力ヲ産業ノ進暢ニ盡シ以テ國家ノ興隆ヲ致ササルヘカラス
 今此ノ災厄ノ後ニ於テ人人ノ自覺ヲ促シ現下ノ弊風ヲ一掃シテ維新當初ノ元氣ニ復シ國民ノ精神ヲシテ愈々剛健ナラシメ相率キテ文物ノ恢復ト國力ノ振興トニ盡瘁シ以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトト本大臣ノ切望シテ止マサル所ナリ

三、詔書の御精神

此の詔書は大體四段に分けて解釋することが出来る。
 第一段 「朕惟フニ」から「憂悚交々至レリ」まで。此の段は國民精神を涵養振作することの必要なること、及びそれが爲には教育に關する勅語と成申詔書の御精神をよく奉戴すべきこととを御諭しになつたものと拜察する。

語釋

(振作) 振ひ起すこと。唐の張説の誦宴序に、「天樂振作萬舞再興」とある。
 (國本) 國家の根本土臺のこと。

(是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ) 教育に關する勅語下賜のことを御指しになつてゐると思はれる。

(後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ホテ荒怠ノ誡ヲ垂レタマヘリ) 成申詔書の御下賜を御指しにあつたものと思はれる。

(夙夜) 朝早くから夜遅くまでのこと。

(兢兢) 戒め慎むこと。尙書皋陶謨に「兢兢業業」

日萬幾」とある。

(紹述) 前のことを受けついで之を推し廣めること。宋史章惇傳に、「於是專以紹述爲國是」とある。

第二段 「輒近」以下「其ノ實效を擧クルニ在ルノミ」まで、近時に於ける世態の變遷を御軫念遊ばされ、明治天皇の下賜遊ばされた前記勅語と詔書とを體得して、大震火災によつて受けた國家の大損失を取返し、國力の恢復を圖るべきことを御諭しになつたものである。

語釋

(浮華放縱) 心が浮か／＼として表面のみをかざり、

我がまゝ勝手になること。

(輕佻詭激) かるはずみで極端に走ること。尉繚子に

「民有輕佻則欲心生爭奪之患起矣」とあり、後漢書范冉傳に「好違時絶俗爲詭激之行」とある。

又同周澤傳に「當世疑其詭激」とある。

(前緒) 前代から遺された事業、茲では明治天皇の御遺業である。

(紹復) 受けついで復興すること。

第三段 「宜ク」から「圖ルヘシ」までで、此の時に際して特に恪守遵奉すべき心得を御示しになつたもので、此の詔書の中軸とも申し上げべき部分である。

語釋

(教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ) 教育勅語の

第一段にある教育の淵源、即ち我が國體の精華を尊び、知識と道徳とを並び修養せよとの御精神である。之は前段に御示しになつた近來學問技術は進んだが、德行上に弊風が生じたことを御軫念になり、特に智徳の並進を強く御諭しになつたものと拜察する。

(綱紀ヲ肅正シ) 國家・人民を治める規則を厳しく正すこと。

(風俗ヲ匡勵シ) 行を正しはげますこと。上の化する所を風といひ、下の習ふ所を俗といふ。

(醇厚中正) 泥りものがなく、手厚く中庸を得てゐること。

(博愛共存ノ誼ヲ篤クシ) 博く衆人を愛して共々に榮えるやうな友情を厚くすること。

第四段 「朕ハ」から終りまでで、之は詔書の結びである。我が國體の本義に基き、君民一致して國本を培養すべきことを御諭しになつたものである。

語釋

(大業ヲ恢弘セム) 我が國にとつて大なる事業を大いに弘めるとの御趣意である。君民一徳、君民同心、

君民協翼は明治以來一貫せる詔勅の結語となつてゐることは、我が國民道徳の特色を御示しになつてゐるものと思はれる。

四、詔書と我等

中等新修身書備考

卷四

第一課 社會生活

一、社會の意義

社會といふ言葉 「社會と云ふ言葉はまづ複數的存在に係することは云ふまでもない。文字で云へば會の字はこのことを意味してゐる。原語のソサイエチー又はソシエテ(佛語)は、ラテン語のソシウスより生れた語であるが、ソシウスとは友朋の意味でこれまた複數的存在に係してゐる。吾が「社會」と云ふ語は、古くは支那の書物に認められるが、一般に使用され出したのはソサイエチーの譯語としてである。上海で發行する「社會學雜誌」の記す處では、支那に現に用ひてゐる「社會」と云ふ文字は、從來かの地では餘り用ひられなかつたので、日本よりの逆輸入であるやうである。古語の「社會」とは、宗程行狀中の「鄉民爲社會」と云ふ語で表はれてゐるのであるが、この意味の社會の範圍は、一郷の大に及ばな

かつた。社とは土神で、土地土地で別々に祭られてゐたのである。この社を中心集つた部落を里と云ひ、その戸數は凡そ百戸位であつたらう。郷とはこの里の一群であつたのである。社會の原義はこの祭集の意味であつた。これは、宗教的な紐帯で結合してゐた地域團體とまでは抽象出来るが、今日の如く抽象的な社會の概念とは、相去ること甚だ遠いのである。(公民教育講座上卷)

社會の本質 「社會と云ふものゝ根本的事實は何であらうか。この問題は、社會學上やかましい議論の焦點となる處のものである。先に擧げたタルドは、社會を社會たらしめるのは模倣であると云つた。彼によれば學的な認識は現象の反覆に關係するものであるが、物理界の反覆が破動であり、生物界の夫れが遺傳であるのに對し、社會界にては、あらゆる現象は、結局模倣と云ふ反覆に還元

出来ること云ふのである。またタルドの長い間の論敵であつたデュルケムと云ふ學者は、或る事實が社會的であるかないかを決定するのは、その事象が吾等に對して心理的な拘束力を有つてゐるか否かによる。吾等は自ら意識はしてゐない場合が多いが、常に心に拘束を受けてゐる。例へば、衣服に就ても、吾々はかくかくの衣服を着けなくてはならぬと云ふ理由は持つてゐないが、社會一般の衣服の習慣に反抗することは出来ぬ。これが社會拘束力である。風習はかくて社會的事實である。道徳や、宗教なども、同様であると云へる。今右の兩意見を比較すれば、タルドは個人の側へ着眼してゐるのに對して、デュルケムは集團と云ふものを重く見てゐると言へる。(中略)次に獨乙のジムメルと云ふ學者は、社會の本質的事實、結社を基礎づける事實は、心と心との間に行はれる相互作用であるとしてゐる。この説は多くの人によつて賛成せられて居り、殊にこの傾向の研究は最近盛んとなつて來てゐる。固より相互作用と云ふ概念も、限定の仕事によつて、多くの議論を引き起すのであるが、それはしばらく措き此處には社會とは成員相互間の精神的な交渉によつて支持されてゐる人間集團であるとして置かう。

(旁點筆者)かくて單なる集團では社會でない、一つの集團が社會であるのは、その成員が各々右の心と心との相互作用の主體でなくてはならぬ。また心と心との相互作用あれば、集團は人々の同一場所の共在でなくともよい。即ち成員が直接に接觸してゐなくてもよい。次にこの際心と心との相互作用は人間の場合の夫れだけを意味するのである。前に云つた様に人間の心は、動物と比較することの出来ない特質、すなはち動物は刺戟に對して一定した反應をするのみで、その心と心との相互的影響が如何に頻繁と假定しても、それは只繰返してゐるにとゞまるに對し、人間の心と心との相互作用は變化的な影響を意味し、かくて相互の心そのものに變化發展を結果しつゝあるから、人間の場合の精神的相互關係は、これを單獨の對象とすることが出来るからである。(同上)

二、社會と個人

【人は本性上社會的動物】ギリシヤの哲學者アリストテレス (Aristoteles: Aristotele, 384—322 B. C.) の云つた言葉で、英譯すれば次の如くなる。"A man is by nature a social animal."

【社會を以て個人が相互の方便のために約束して作つた云々】

1、ホッブスの社會契約説。人間は精神及び身體が略同様に作られてゐるから、又同様の欲望を有する。今もし二人の人間が同一の物を欲望し、しかも二人が共に之を享樂し得ぬ時は互に敵となり、他を傷害し壓服せんとする。故に人間が共同の權利の下に立たずに生活する時は、不斷に「万人對万人の戦争」状態を現出する。此の結果人は無制限に自利を圖り、而も自利を得られぬ。そこで人間は本來の自由を放棄し、之を君主又は治者に移し、一般人は絶対に之に服従し、その代償として生命の享樂を制限内で保障される。國家は實に多數人民と君主とのかゝる契約によつて成立したものである。

2、ルソーの契約説。ルソーの契約説は著しく民主主義的であるが、社會存立の原理に關してはホッブスの思想を受けてゐる。併しルソーに於てはホッブスよりも社會生活に於ける團體的意志の作用の重要性が一層明瞭になつてゐる。ルソーは契約社會の外に家族の如き自然社會の存在を認めるが、而もそれが永續する所以は有意的、契約的であるとす。

右は何れも代表的契約説の略述である。勿論社會には人々の契約や合意によつて出來たものがある。組合の如きはその一例である。併し凡ての社會が契約に基くといふのは間違つてゐる。

三、社會の發達

社會の發達は又社會の進化といつてもよい。スペンサーは一般に進化の觀念を社會進化にも當はめて考へた。彼によれば、進化は物質の集積や運動の分散で、之を形式上から見ると不定形のものから定形のものへ、同質のものから異質のものへ、疎緩のものから緊密のものへの轉化である。社會進化も亦此の過程に他ならぬ。

社會進化は社會組織の進化とも社會現象の進化(組織をも含めて)とも考へられるが、多くの學者は社會現象の進化と見る。此の意味に於て社會進化は文化の發展と略同義になる。

第二課 社會の種類

一、種々なる社會

二、社會の二種類

協同社會と利益社會との區別は初め獨逸の社會學者フェルチナンド・テニス (Ferdinand Toennies) によつてされたものである。協同社會とはゲマインシャフト (Gemeinschaft) であり、利益社會はゲゼルシャフト (Gesellschaft) である。テニスが此の二形態を區別した根本原理は團體構成の原理である。即ち團體を構成する意志の本質如何によるのである。テニスによれば、意志には本質的に異なる二つのものが存する。一は本質意志であり他は任意意志である。前者は人體の心理的團體即ち生命統一體の原理である。而して恰かも有機體が大脳細胞を内含し、此の細胞の興奮が思惟に照應する心理活動となる如く、本質意志はその内に思惟を含んでゐる。然るに任意意志は思惟そのものゝ構成物であり、任意意志の實在化はその創始者たる思惟の主體との關係に於ての

み可能である。而して本質意志は過去にその基礎を有し、過去によつて説明されるが、任意意志は觀念の中に未來を包蔵し、未來によつてのみ説明される。

かゝる意志の差異は又團體、社會の差異を發生せしめる。即ち本質意志による社會は協同社會であり、任意意志によるものは利益社會である。協同社會は意志關係が實在的、有機的、生命的なる場合の結合である。利益社會は觀念的、機械的構成物と解される結合である。即ち協同社會は永續的にして且純粹の結合であり、有機的であるに對し、利益社會は暫時的表面的な機械的集合體である。故に協同社會に於ける結合はその感情的方面から云へば愛情的要素を多分に有し、家族・氏族の如きは其の代表的なものである。然るに利益社會は自己の利益の獲得といふ限界内で他との結合を目的とするもので、感情的方面から云ふと愛情的要素は少しもなく、單に他を利用するといふ利益感情のみである。従つて此の社會に於ては、結合の強度は通常協同社會に於けるよりも薄弱

である。併し近代に於ては利益社會が益々増加する傾向強く、會社、組合、交易關係、學會、寺院の如き凡て之に屬する。

三、我が國は如何なる社會か

【おほやけ】 「おほやけ」といふ古語は天皇、皇室、國家を意味するが、元來の原意は大家即ち皇室である。天皇が皇室を表現して居られるから、天皇を「おほやけ」と申上げ、他面にもその皇室が擴大して國家となつたのであるから、國家をも「おほやけ」と稱するのである。畢竟我が國に於ては、天皇・皇室・國家は全く一體として傳統的に信念されて居ればこそ、かゝる用語となつたのである。

第三課 文 化

一、文化活動

文化 「英 Culture 獨 Kultur 自然に對する語。與へられた(内外の)自然の事實を一定の標準に照らして支配し形成しそして窮極に於てその理想を實現せんとする過程の總稱。かゝる過程の成果、産物を文化財といふ。(筆者曰、此の成果をも廣義の文化の中に含めしめることもある)學問、藝術、道德、宗教、法律、經濟即是である。文化財は價値の結付ける客觀實在であつて、純粹なる價値そのものではない。純粹なる價値そのものとして文化財から區別せらるゝものを文化價値といふ。これは文化史上の諸々の價値(文化財)即ち文化一般の理想、目標となるべきものであつて、文化をして文化たらしめるもの之を指して外にはあり得ない。従てそれは單に個人の主觀的好惡に屬する興味でなくて論理上普遍妥當性を有する先驗的價値でなければならぬ。」(岩波哲學辭典、宮本)

二、文化生活

理想 「英 Ideal 佛 Idéal 理想は善、目的、價値、規範、當爲等の諸概念の表示せんとする當の物に就て最上根本的なるを意味す。故に最上善、究極目的、絶對價値又は規範、根本的當爲と義を同じくす。理想の如何なる性質のものであるかは結局之を直接自證する外なく、絶對現實の沒價値境或は超價値境にては存在せず意識し得ないもの。(中略)倫理上問題になるのは理想は如何にして現實を動かし得るかの問題と、理想は實現し得るや否やの問題、共に理想と現實との關係を如何に見るかに由つて異解を生ず。(一)理想は現實の標準法則であるけれど同時に夫は意志規定の主觀的動力ともなり得なければならぬ。然らずば理想は單なる外的標準であるに止まる。理想は内的意味を有する。夫で普通には目的觀念が意志規定の動力となると云ふ心理學的事實の類推によつて解釋されるが、然し尙そこには幾多の難問が伏在す。意志の本質を深く究明することによつて解答し得らるべし。

(二)理想は實現し得るかとは部分的實現でなくて全體的實現の意にて問題となる。部分的にも實現し得ぬ理想ならば夫は空想で理想とは言はぬ。理想を時間的に考へ而も之れに一定の特殊内容を附與し固定的に解すれば其完全實現は可能(功利主義快樂主義の理想)。時間的に考へても動的即ち理想其者が不斷に無限に發展向上し行くと見れば其完全實現は不可能。次に理想を超時間的に解すれば靜的動的何れたるを問はず時間的現實に實現し悉され得とは考へられぬ。不斷に實現され得れども而も夫は無窮の課題。右の他に部分的實現が同時に全體的實現の意を藏し、無窮の課題であつて而も其時其時に完全充足でもあると云ふ一見矛盾せる如き關係意味の成立を想定し得る。汎神論的基礎に立つ道德觀に之を見る。」(岩波哲學辭典、錦田)

三、文化社會

文化生活とは一切文化が調和的に發達せる社會に於ける多方的生活である。一方的文化領域にのみ偏局して生活するものは、眞に意義ある人生を充足體驗し得ない。併し事實問題として、社會が進化した文化が發達するに従つ

て個々の人の生活が兎角一方的に偏せんとする傾向があるのは、呪ふべき人生の一悲劇とも云ふべきである。併し眞に文化社會の一領域に於て自己の役割を正當に演ぜんとするならば、出来る丈多方面の文化領域に交渉關係を有せねばならぬ。

翻つて現代社會の實狀を見るに、必ずしも各種文化の發展が調和的だとは思はれない。近代の物質文明乃至は機械文明が社會を風靡し、道德、宗教乃至は一般精神文化が之に伴はぬ恨がある。之が改善は社會改良家の今後の大なる課題である。

四、文化の理解

文化の傳達は主として廣義の教育が掌る處であるが、併し單に文化の傳達のみでは文化の發展が望まれない。過去の文化を傳達すると共にその擴充發展を圖らねばならぬ。即ち教育によつて傳達された文化を土臺として、更に各人の個性を通し新しい文化が形成されねばならぬ。是即ち文化の創造である。動物の生活は本能的であつて、殆ど全く先天的傾性によつて決定され、後天的創意を加ふる事が無い。従て彼等には生活の向上進歩がなく、

單に自然の陶冶あるのみである。故に理想を有する文化生活は人間生活にのみ與へられた貴き特權である。

五、國民文化の創造

國民精神文化研究「漢學でも、佛敎でも、神道でも、それ／＼の體系として其独自の形體に於て人間の眞理を具へて居る筈であるから、其眞理の相通する所に於て此を以て彼を會得し、自己の學び得た此形相を以て今接した彼の形相を會通し、或る新なるものを造ることのあるは、何等の虚偽でもなく、却て彼我文化の流布であつて當然であり、自己の内容の發展の道である。漢意を退けて國意を以て國の古典を明かにしたのは學術であるに相違ないが、國の古典の眞意義とする所を漢學の力を以て漢學風に發揮するのも亦學術でないことはない。牽強附會のものもあらうが、已に修めた學問を以て能く新たな解決を得るものもあるから、混同してはならぬ。(中略)たゞ其中此國に生れて此國の精神文化に觸れもせず、觸れても會得せなかつたものは、不幸と謂はざるを得ない。此關係は西洋學と國學との間にもそのまゝ欲まる。(中略)國民精神文化研究所を特に設ける必要は何處にある

か。我國の大學が大部分西洋學術の研究所であることは我國の事情上然るべきことである。又國民精神文化研究所の研究も一部分此所で行はれてをる。しかし一國民が自國の文化を研究する設備は多々益々よいことである。且つ我國内外の現事情がかかる設備の必要を益々感ぜしめるのである。但し研究といふ意味を明かにする必要がある。(中略)國民精神文化研究所に於ける研究はたい古來我國に發した文化を智識欲の赴くまゝに、内容の善惡美醜は何とも分らぬが、取調べて見る、といふ如き餘所／＼しき態度でありたくない。(旁點筆者)其内容を詳にせない間善とも惡とも分らぬに始から信するは學術研究の態度でないといふに言ふは一種の「イドラ」に過ぎぬ。(中略)人心の靈なるは其未だ十分に知らざる所をしかも信する力にある。西洋學を修めるものが西洋の偉大なりと信する學說を研究するも此信仰が先だつからであらう。此ウブな素直な心が智識欲を率ゐて研究を正道に導く。況んや其國に生を享けるものが其國をして今日あらしめた國の歴史其歴史の骨髓ともいふべき國民精神文化に對して信頼を抱き尊敬親愛を覺えることは此上もなく自然である。(旁點筆者)(中略)

いづれにしても今日我國では自國の精神文化への親みが甚だ薄い。知らぬことは親愛しやうもない。西洋學を修むる者が西洋最良になるは人情である。彼是議論するよりも邦人をして自國の歴史と文化とに豊富に接せしめるに若くはない。日本人は日本の歴史と文化とに成心を有つがよい。人種と其歴史との上に超在して自他民族の文化を公平に評價する人間といふ如きは空想である。(旁點筆者)(西晉一郎、國民精神文化研究)

第四課 道 德

一、道 德

【道德】「英 Morality 佛 Moralité 獨 Moralität 道德に三形相あり、曰く善、徳、義務。此等を明らかにして道徳を知る。善は欲する所を充たすに初まり、當さに欲すべき所を充たすに終る。事實欲する所を離れて善はないが、欲する所が當さに欲すべき所と一致するのが道徳の實現で、こゝに事實と當爲の對立を認むべし。當爲を本性、理性、理法、神法、良心、本具觀念、理想、先驗的規範又は價值乃至公益或は快樂等と見るによつて道徳の本質の見方が各々違ふ。何れにしても、當爲は主觀的任意でなく、主觀の眞髓として諸主觀の歸一すべき所、即ち普遍的な主觀、即ち客觀的妥當なるもの故、善は任意的（事實的）主觀から普遍的（當爲的）主觀に進んで眞に道徳的となる。當爲を法と名づれば、善は主觀的欲求の對象（目的）が法と一致する所にある。次に徳は力又は能力の活動に初まり、中正を得たる活動の能力の實現に終る。事實としての能力とは自然の性情又は才能（親

子の愛情、郷國の愛、友情等——勇壯、活潑、敏捷、果敢、溫柔、丁寧等——聰明、卓識、學才等）であつて、自然の性情才能を離れて徳はないが、其等が其まゝ直ぐに徳ではない、中正を得るやうに之を修養して始て徳となる。中正とは上述善の場合の當爲に合すること、即ち或は性或は理或は先天的の則乃至國利民福に合するが中正である。（茲に倫理説が起る）。例せば自然の七情が仁義禮智の性（本性即ち先天的の則）に馴致せられて仁義禮智の徳を成す。其外貪慾は節制の徳、色慾は夫婦の徳、財慾は儉徳、血氣の勇は義勇の徳、友情は信義の徳を成就し、聰明は賢徳を成すの類皆或は天理或は良知良能によつて修練せられた結果である。かくて主觀的任意に活動する性能は萬人に普遍共通する法の體得體現となつて客觀的價值を得る、即ち眞の徳となる。第三に、義務は外的規律に機械的に従ふに初まつて、主觀に普く内在する法則に自ら一致するに終る。善と徳が主觀的任意に起つて主觀的當爲即ち客觀的法に一致するに達すると

反對に、客觀的束縛に起つて客觀的法に主觀的に合意するに至るが義務である。外的規律は初め社會の偶然的任意的の習俗慣例であつて、個人意志は機械的に之に服従したるも、漸次的束縛を破つて内心の自由に向ひ、本來内在の法と客觀的の精神法度の一致を認めて自發的に後者に違ふが眞の義務である。（岩波哲學辭典、西）

【御民われ……】萬葉集にある。海大養而麻呂の詠じた國民的情懷の發露を示せる歌である。

二、善の創造

【オイトン】(Rudolf Eucken 1846—1926)近代に於ける獨逸最大哲學者の一人。彼はプラトンの理想主義にフイヒテの活動主義を結合して普遍的精神生活の説を立てた。所謂精神生活は獨立自存の活動的創造原理で、主觀と客觀とを超越し、之を統一する原理即ち神である。精神生活によつて一切の存在は「内部的統一」を得、完全なる獨立に高まる。而して此の精神生活は宇宙の原理であると同時に人間の眞自我をなす。人間は一方に此の精神をたしかに捉へ、他方之によつて自然的な障害に對して戦を宣し、此の戦によつて精神生活を實現し、次第に生

活の向上を來すとするのである。彼の主著は次の如くである。

大思想家の人生觀 (Die Lebensanschauungen der Grossen Denker 1890)

精神的生活内容の爲の戦 (Der Kampf um einen geistigen Lebensinhalt 1896)

人生の意義及び價値 (Der Sinn und Wert des Lebens 1908)

(何れも邦譯がある)

三、倫理學

【倫理學】英 Ethics 獨 Ethik 語原から云ふと、Ethics は希臘語の *ēthos* (品性) 又は性向から來たもので、アリストートルは之を品性又は性向の學とした。併し *ēthos* はもと *ēthos* (風俗・習慣) から來たものであり、又羅甸語の倫理學 *Moralis* (キケロが初めて此の語を使用) は *Mores* (風習) から來てゐる。故に倫理學は語義から云ふと風俗・習慣に關する學となるが、今日に於ては一般に「品性及び行爲の理想を研究する學」となつてゐる。

【規範科學】 Normative science 規範について研究する科學である。規範とは理論的又は實踐的の行動を支配し、及びかゝる行動を評價する原理乃至は標準をいふ。従つて規範科學は規範を立て、若くは規範を説明し、基礎付ける科學であつて、論理學・倫理學・美學等は之に屬する。教育學・社會學・法學等は一部分規範的である。

四、生きた人格

【實踐理性】 Praktische Vernunft 理性とはプラトーン以後一般に悟性に對して考へられ、悟性が比量的・推論的な知識の能力なるて對し、理性は直覺的にして直接に全體系を理解する精神力とされてゐる。即ち悟性は科學的知識の機關であるに對し、理性は哲學的知識の機關とされる。此の理性の中、思考に於けるものを理論理性といひ、意志に於けるものを實踐理性といふ。従つて實踐理性は又行的理性ともいはれる。故に實踐理性は、行爲、意志をして善惡の區別あらしむる所以の根據となる。道德的原理を認識し、之に基いて個々の行爲に道德的評價を下し、更に進んでは正善の行爲を行はしめ、之に反するものを退けしめる原動力である。

カントは之を純粹實踐理性と同一義に用ゐたことが多し。かゝる理性は、行爲、意志に道德的普遍安當性を與へる根源、之を先驗的に規定する原因としての理性、意志規定の先天的根據を與ふる理性である。純粹とは毫も經驗的、偶然的要素を混ぜざる意。

第五課 良心

一、良心の意義

【良心】 Conscience 此の語は拉丁語の Conscientia から來たもので、「共に知る」 Knowledge with といふ意である。正邪・善惡に對する主觀的意識であり、換言すれば行爲及び品性に對する道德的價值を認め、同時に之に伴つて道德的責任及び功過を意識する個人の精神作用である。夫故良心は行爲に先立つて何をなすべきかを吾人に示し、且之を爲すべきことを促進し、行爲後には賞讃又は苛責の意識として働く。

【正邪・善惡】 吾人の道德的判斷に於て、或は正邪といひ或は善惡といふ場合がある。平素は此の二つは殆ど同義に用ひられ、正は即ち善、邪は即ち惡としてゐるが、併し自ら兩者の間には差別がある。例へば「虚言は不正なり」といふ場合を見るに、之は「偽る勿れ」といふ道德上の法則に反することを意味する。即ち正邪といふのは、道德上の法則に合するか否かを意味するのである。英語の Right and Wrong といふのが之に相當する。ライ

トは法則に合する場合であり、ロングは之に反する場合である。

次に善惡について見よう。例へば「勤勉は善なり」「怠惰は惡なり」といふ如き場合である。一般に善といふ概念は、或目的に合するといふことである。アリストテールもその倫理學に於て「善とは、目的とされるものと定義するを可とす」といつてゐる。即ち善とは一定の目的に合することを意味し、惡とは一定の目的に合せざることとを意味する。換言すれば善惡は價值の上から見た言葉といはれる。

二、良心の作用

良心の苛責 「良心には前に述べた道德的作用の知・情・意の三方面のある事は勿論である。然し特に良心現象の特徴を擧げるならば、良心の最も顯著に働くのは自己が惡を爲したる場合、所謂「良心の苛責」なる形態に於てである」と云ふ事が出来るであらう。然らば良心作用は甚

だ消極的作用の様ではあるが、然し此作用によつて吾々は道徳的に人格的に深められ、向上して行くのであつて、それ故に道徳生活に於ける良心の役割は極めて重大であると云はねばならぬ。(長屋喜一、倫理學概論)

三、良心の本質

良心の本質乃至は起原に關しては種々の異説がある。スコラ學者は良心を以て神に授けられた善惡に對する理性的判斷なりとし、バトラーは「心情・性質・行爲を賞讃し若くは非認する人に存在する原理」とし、カントは良心を以て實踐理性の要求と見、フイヒテは「一定の義務に對する直接意識」と定義し、パウルゼンは「道徳的義務に對する個人の意識」とした。近來良心の發達を社會的環境に關係させて考察し、良心は環境の影響により個人の中に作られる社會的意識なりとするものが多い。

ベーン、ジョン・ステュアート・ミル、スペンサー等は之に屬する。

【カントが「それを考へる……】カントの名著實踐理性批判 (Kritik der praktischen Vernunft) の第二部結論の劈頭にある言葉。原文左の如し。

Zwei Dinge erfüllen das Gemüt mit immer neuer und zunehmender Bewunderung und Ehrfurcht, je öfter und anhaltender sich das Nachdenken damit beschäftigt: der bestirnte Himmel über mir und das moralische Gesetz in mir.

四、良心の發達

五、良心の命令

【カントは「汝の意志の格率……】カントの實踐理性批判の中にある語。格率とは意志の主觀的法則であるが、此の法則の命する處は普遍的妥當性を有する行爲である。平易に云へば、「何人も必ず爲すべきやうに行へ」といふことである。その原文は次の如し。

Handle so, dass die Maxime deines Willens jederzeit angleich als Prinzip einer allgemeinen Gesetzbung gelten könne.

第六課 行爲と品性

一、行爲の意義

普通に道徳的判斷の對象は行爲及び品性であるとされてゐる。吾人が自己の行爲に對して責任を負ふのは、その行爲が自己の意志によつて決定されるからである。此の點で行爲は因果法則で支配される自然現象と全く異質的のものである。

行爲には思慮、選擇、決定等の作用が含まれる。即ち吾人の欲望が起つた時思慮が働き、若し欲望が二個以上並存する場合はそこに選擇が働くのである。然して結構其の時、其の處に於て實行に移され得る行爲は一つであるから、多くの欲望中一つが決定され、之が所謂動機となつて實行に移るのである。かゝる過程を経る動作を行爲と名付けるのである。

二、動機と結果

行爲に於て、その動機を重んずべきか、乃至は結果を重んずべきかは、古來一の問題となつてゐる。

世には動機は道徳に關係なく、只結果さへ見ればよいとするものがある。ジョン・ステュアート・ミルの如き其の一人である。彼曰く「動機は行爲の善惡に關係なし」と。ミルは一切の行爲を以て求快の情から生ずるものとした。従つて行爲について善惡の區別の生ずるのは、その結果が快樂を生ずるか否かによつて決する譯である。併し人間行爲の動機が快樂のみによつて決するとは考へられぬから、かゝる結果論は誤である。

之に反してジェスイツト教徒の如きは「目的は手段を神聖にす」と主張し、行爲の善惡は動機、目的の如何によつて決定し、結果は無關係だといふのである。カントの如きも動機論と見られる。彼曰く「善意はそれ自身善なり。而してその善たる所以は、一定の效果を生じ又は或目的に適合するが爲に非ず、單に理性に本づける意志なるが故に善たるのみ」と。併し動機論も之を無條件に許すことが出来ない。最近の事實に見ても、或は國家改造、天皇中心等の名目を以て、極めて不穩なる運動を起

したではないか。彼等の中には、少くもその動機に於て極めて純真なものがあるであらうが、彼等の行爲を決して肯定し得ないのである。

右の二説に對して調和説ともいふべきものがミユアヘツドの説である。彼曰く、「動機と結果とは、世人の想像する如く互に相反するものに非ず。動機は窮極の結果のみ。故に動機が道徳判断の對象なりと云ふも、又結果が道徳判断の對象なりと云ふも大なる差支なし。吾人は動機善なる行爲を善となす、然れども此の際注意すべきことあり、其の動機とは單なる感情にあらずして自我の目的なることを。他方吾人は又行爲に道徳的性質を與ふるものは結果なりといふを得。但し此の際次の注意を必要とす。即ち結果とは、第一豫想先見せられた志向と目的とを包含すべきことを。先見せざりし結果については何等の責任なし。但し先見せざりし不注意の責任は免れ難し。……行爲の全部を考慮し、先見せられたる結果が善なりや否や、之等の結果が目的たりしや否やを明にせる時、始めて吾人は正當なる道徳的判斷を下し得べきなり。」と。(ミユアヘツド倫理學六二一六三頁)

右によつて見るに、ミユアヘツドの説は志向の全部が

道徳的責任の全範圍なりといふことに歸着する。現代多くの倫理學者も此の綜合的調和説を是認する點に於て一致する。結構動機のみ又は結果のみを別個のものとして考へず、行爲の全系列について全體的に善惡の判斷が加へられねばならない。

三、品性

ラテン語の *Mores* なる語は第一義としては習慣又は慣習の意があり、第二義としては品性の意味がある。之によつて見ても、習慣と品性とは互に近接せる意義あることが知られる。實に品性とは人格の習慣を意味する。吾人が同一動作を反復する時は習慣性がつく。即ち意志の傾向が出来る。例へば學業に勵精する時は勉學の習慣が出来る、清潔に努める時は綺麗好きとなる如きである。かかる各種の習慣は相集合して全體として人柄を決定する。品性とは正に意志の習慣であり、かかる個々習慣の合成より成る人格の傾向なりといふことが出来る。

四、品性の要因

凡て人の生長發展が先天的要素と後天的要素とによつて

決定される如く、品性も亦此の兩者即ち遺傳と環境との勢力に制限される。

五、品性の修養

【從心所欲不踰矩】論語爲政篇にあり。

子曰、吾十有五而志于學、三十而立、四十而不惑、五十而知天命、六十而耳順、七十而從心所欲不踰矩。

第七課 最高善

一、現實と理想

世には理想を高調するの餘り、理想が現實と遊離した極めて架空的な空想となり、時には妄想とさへ思はれるに至ることがある。然るに又之とは全く反對に、現實から一步も高まることが出来ず、常に目前の事にのみ目を奪はれ、一時を糊塗すること、刹那々の満足をして事足れりとする者がある。此の兩者は共に誤れることは明瞭である。道徳は人生の正に生くべき常道であり、感性的慾念を理性の力を以て常に適當に統制する所の云はゞ一種の闘争の過程である。此の現實的自我をより高く引上げんとする、換言すれば理想的自我たらしめんとする所に生き甲斐ある人生が存するのである。現實は常に理想に高められねばならず、又理想は飽く迄も現實に足場を有せねばならない。

二、最高善

本文に於ては最高善の説明をするに當つて、社會的立場

に力點を置いてゐる。人によつては個人の完成を以て善なりと説く。西田博士は「善とは自己の發展完成 (self-realization) であるといふことができる。即ち我々の精神が種々の能力を發展し圓滿なる發達を遂げるのが最上の善である (アリストテレスの所謂 Eudaimonia が善である)。」善の研究、二二四頁」と云つてゐる。勿論博士の言葉の通りに違ひないが、教科書本文に於ては特に時代に顧み、個人の完成より寧ろ國家、社會の發展完成に力を入れたのである。固より社會、國家の向上發展は個人のを外にして望まれない。故に個人の完成も社會、國家の完成も相平行して全きを得るのである。只説く場合に個人より全體社會をベトローネンするに外ならないのである。

三、最高善の形態

最高善が社會文化の發展にありとすれば、當該社會形態又はその目的の相違するに従つて最高善の具體的内容が

異なる筈である。擴家族的國家たる我が國家社會は個人を主にする西洋諸國家と多分に異なつた特質があり、隨つて最高善の形態も自ら相違することを知らねばならぬ。彼の滿洲事變に於ける爆彈三勇士の勇壯な活動が、多數西洋人に理解されなかつたといふことも此に其の原因が存する譯である。

四、國民道徳の理想

國民道徳は國家たる社會文化の最高善實現の實踐方法である。随つて國家が異れば當然最高善の内容が異なり、同時に道徳の形式が違つてくる。西洋諸國に於ては或は個人の自由を、或は正義を最高善としてのモットーに立てる所があるが、我が國民道徳上の最高善は、飽く迄も君國に對する忠にあること、前々から屢々述べた通りである。國家内種々の社會生活に於ける善も、結極全體的組織的社會としての國家生活の最高善たる忠に統制されるべきである。

第八課 人格

一、人格の意義

倫理學的人格 「人の人たる所以の特質を人格性、其主體を人格（人格者）。其特質を何と見るかによつて人格の意義に異解を生ず。人格の定義はボエティウスが「人格とは合理的個體である」と云へるに始まるが、中世スコラ學者之を採用し、近世哲學者亦多く之を襲用し、更に心理的に定義して自己意識統一性を人格の本質とす。ライブニッツが人格とは異なる時期の間自己同一の意識を確保する個人的存在と云へるは此義。第十八世紀啓蒙哲學者多く之に倣ふ。要約せば人格の中心は智的方面に求められ、自己同一の意識が主とさる。

然るにカントに至り、之に加ふるに更に自己活動的、自己決定的な特性を以てし、此方が自己同一性よりも一層本質的なる要素とす。而して其自己決定は形而上學的本體的自由を豫想すと考へた。此故にカントでは人格の本質は自律的意志、自由意志、夫は絶對無上の價値を有する目的自體。カント以後、人格の概念は或は形而上

學的に、或は心理學的に、或は認識論的に開展補充されたが、カントの確立した人格概念は大體上其中核として保留されて來て居る。（岩波哲學辭典、錦田）
 【自らその責任を負ひ得る……】 「人格とは自己の行爲に對して責任能力ある者の謂である」（カント「道德哲學原論」中にある語）

二、人格と社會

若し人格に對する信用がないとするならば、社會生活は一日と雖も維持されるものではない。此の逆を云ふならば、若し各人の人格が一層向上するならば、社會は今日より以上幸福になるであらう。日々唾棄すべき、時に又戦慄すべき處の諸犯罪が起るのには、人格がまだ修養されてゐないことを示してゐる。社會改良は結局教育から始めなければならぬと云はれるが、それは結核教育によつて人格の向上を圖るべきことを意味するのである。
 人格尊重と刑罰 人が過失又は故意に犯罪した時、當該人

を適當に罰することはその人格を尊重する所以である。何となれば、之を罰するは既に當該人に人格を認めることを前提とするからである。人格ある人間として當然爲すべからざる事を犯したのだから之を罰するのである。故に犯罪を罰せないのは、その人間に善惡正邪を識別し得る能力を認めざることであり、従つて又人格を認めないことになるのである。故に犯罪に對する合法的處分は、倫理上當然加へられねばならぬことである。

三、國民的人格

本節の如き所説は、普通教科書には書いてないが、特に一項を附加したのである。單に人格といふ時、恰も國家を超越して存在するが如くに考へたり、人格の自由とは何等國法の束縛を受くべからざるが如く考ふる甚だしき謬見がないでもない。本節に於ては特に人格の内容的意義を明かにし、かゝる迷妄を清算せんとしたのである。

四、我が國民の人格觀念

或る愛國哲學者は、日本人の心を墮落せしめ、危險思想の地盤を作つたのは「人格」觀念だなどいふ。成程人

格は個人の自覺によつて到達し得た觀念であり、個人の解放、自由を要求する根據となる概念であるから、確かに個人主義的思想と共に起り、且それを促進せしめたことは事實であらう。個人主義的思想が過度に横行し、國家存立の基礎をも危くせんとするに際しては、個人主義の排撃と共にその最も縁因深い人格思想の忌避されたことは一應無理からぬ如く思はれる。併し一旦流入した思想は只之を暴力や機械的手段によつて排斥されるものではない。又それは時に甚だしい危険をさへ生ずる。若しその思想が間違つてゐるならばよくその内容を調査した上に之を修正し、是正せねばならぬ。人格觀念は一面に於て個人主義的思想を促したかも知れぬが、又それが個人の自覺を深め、個人の責任感、義務感を高めたことも拭ふべからざる事實である。故に個人主義が悪いからといつて只無暗に人格觀念を排斥せんとするのは、不可能である許りでなく、不合理である。勿論單に個人主義的人格觀念にのみ終始し、團體的、國家的觀念を稀薄ならしめることは大なる認識不足であり、人格觀念の自滅である。故に既存の人格觀念を更に擴充し、正しい人格觀念の基礎の上に從來の傳統的團體感情を据えるならば、之

こそ眞に不動の基礎を與へられたものといふべきであらう。

第九課 權利と義務

一、利益社會とその道徳

擴家族的體制を有する我が國が、全體として見れば協同社會的特質を有することは固よりであり、又此の特質は將來と雖も益々持續強固ならしむべきは當然である。併し又一方から見れば、社會の進歩は種々なる小社會團體を作る機運を促し、又此の多數の小社會團體が逆に社會の進歩を促進したのである。而してこの小社會團體の中には所謂利益社會的性質を有するものが極めて多い。各種産業團體を初め、學會、藝術團體等、盡く利益社會的性質を有するものである。

二、公正と權利義務

【社會的正義】〔Social Justice〕個人の別箇的生活其物に道徳的價値を認め、かゝる獨立的價値ある衆多の個人の相互關係に於て如何に公平に處すべきかを正義の問題と見るに對して、道徳的價値は別個としての個人生活其物にあるのでなく、諸個人の有機的連貫たるべき社會生

活に於て始て生ずるので、個人は只此社會生活の一肢體としてのみ右の道徳的價値に與かるものであると見て、此見地から衆個人の相互要求を公平に待遇せんとするを社會的正義と稱するのである。社會的正義の語は、從來の個人主義を道徳的眞理の全きものと見ずして、或る全體的生活（道徳的價値の主體）の一要素として個人は道徳的意義を得來るものといふ見解から起つたと見るべきである。（岩波哲學辭典、西）

三、權利の意義

權利義務の觀念は公民教育上重要視されるが、やがてそれは根本に於て倫理道徳の問題である。權利の意義については學者によつて種々の異説があるが、今左に倫理學上並に法律上から此の意義を見よう。

(1) 倫理學上 西晋一郎博士は次の如く説く。道徳を其主觀的方面即心術から見れば宗教と共通する所があつて敬愛の情を高調するが、其客觀的方面即道徳的制度から見

れば禮制であつて、法律と連貫して来る。此後者の側から權利は道德と密通す。道德的心術を主とする倫理説は、宗教的倫理は言ふまでもなく、哲學的倫理に於ても、道德を權利と區別して後者を寧ろ外形的合法的のものと見る。(例せばカント、フイヒテの如し)。反之道德を法度として見る説には權利と道德の區別は薄らいで来る。(例せばホツプス、ベンサムの説の如し)。概して言へば道德の差別相(儒教に謂ふ所の義)を掲ぐるときは主觀的情操としても敬愛よりも面目廉恥の情を指摘して後者を直ちに所謂權利感情と同一視し、吾人の所謂義の觀念と歐米の權利思想と相通する所がある。此見地からは權利は夫の道德性と區別せらるゝ合法性の上に立つ人々各自の權利の主張でなく、公共普通の道德に本づく人格性の主張であつて、此主張裡には己私的利益の犠牲が往々含まれてをる。ヘーゲルの謂ふ Recht は權利即正であつて、道德全體(其發現の段階の高下を通じて)に外ならぬ。道德を宗教藝術と區別するため法度(其は國家的組織によつて完成するもの)を内面的に解して之を道德と連貫せしむる説ある所以である。此時權利は道德と共に法の概念に攝取せらるべきで、實際ドイツ語の Recht の如

きは之を權利と翻譯しては狭きに過ぎる。
(2)法律上 法律上から云ふと、權利とは法律上の人即ち人格者が法律の保護に依つて利益の主張を貫徹し得る能力である。別言すれば、人格者に附與された法律上の特別なる力である。故に此の意義の權利は法律によつて初めて發生すると云つてよい。權利は單なる利益の主張ではなく、其の主張に適應する物質の支配又は他人の行爲等を必然的に要求し得しめ、究極には國家權力の發動によつてまでも主張の貫徹を期するのである。

然らば法律は何故に各人の利益の主張を援助し、之を權利とするか。此の問題は從來個人主義の見地からのみ考へられたが、それは正當でない。法律が個人の利益を保護するのは、結局社會全體の利益の爲めなくてはならぬ。法律が個人に權利を與へるのは、斯くすることが社會生活上必要だからである。即ち權利は單なる個人の自由を尊重するのみに止らず、より高き目的の爲に之を保護するのである。

四、義務の意義

義務とは英語の Duty 獨語の Pflicht であつて、普通

法律的に使用される。本課に於ても主として此の意味に於て説いてある。特に倫理學上に於ては本務の語を用ひる。本務は次課に述べる當爲に相當するから、こゝでは義務の法律的意義を明かにして置かう。

法律上の義務とは、社會生活上に於て各人格者の負ふべき行動の制限である。多數人の共同生活は決して各人の無制限なる行動を許し得ない。此の制限を人格者の側より見て義務と稱するのである。宗教律や道德則を始め、凡て社會生活の規範は義務の規定であつて、法律も社會生活規範の一種たる以上根本に於て義務規範である。唯法律が他の社會生活規範と異なるのは、義務を強制する爲めに一定の手段を用ひることである。

【權利を盗む】 稍慣れぬ言葉であるが、社會には實際權利を盗む者が多い。即ち自己の義務を正當に履行することなくして、徒らに權利を主張する輩が多いのである。義務意識の強化とその實踐とは刻下の急務であらう。

五、權利と義務

權利義務は決して一方的たるべきでないこと、相俟つて全きを得ることを十分に悟らしめたい。權利も義務も其

の主體は人格者にあるが、併し此の人格者は飽く迄も、社會、國家全體の組織の一體として存在なることを忘れてはならぬ。

第十課 當爲と徳

一、當爲

【當爲】「英 Orighness 獨 Das Sollen 最も一般的の意
味に於ては、凡てあるべきこと、自己若くは他の意志に
依て要求 forlern せらるゝことを示す語。何か「當爲
Sin soll; Ought to be であるといふは、其れがあり
又は起ることが意志せらるゝといふことを意味する。但
し普通此語は主として人間行動に適用され、吾々に依て
爲されねばならぬ行爲を示す。カントは此の意味にて此
語を用ひ、以後此語は哲學上重要な學語となつた。

カントに依れば斯る意味にての當爲に二種ある。第一
は吾々が或他の目的を意志するが爲めに其の手段として
或事を爲さねばならぬとする場合、即ち手段としての當
爲、第二は直接に其自身目的として或事を爲さねばなら
ぬとする場合、即ち目的としての當爲、或は無制約又は
定言的 Unbedingt oder kategorisch の當爲である。
後者は良心又は實踐理性の要求又は命令と一致する。而
してカントは屢 Das Sollen 又は Du sollst 等の語を

單に後の限られた意味に用ひて居る。而してカントは此
意味にて當爲をば道德法と自然法との對立に對應せしめ
て、不可不 Missen に對せしめて居る。道德法は當爲
の法則、自然法は不可不の法則である。自然法は或事が
如何なる事情の下に於ても必ず起らざるべからず Ge-
schehen müssen 而して事實上亦必ず起るといふこと
を示す規則 Regel 道德法は或事が如何なる事情の下に
於ても必ず起るべき Geschehen sollen であるが、
併し事實上常に必ずしも起るに限らざることを示す格率
Maxime である。自然法は言ふ「其れはしかあらざるべ
からず」Es muss so sein. と。道德法は言ふ「汝しか
行動すべし」Du sollst so handeln. と。雙方共に必然
的のものであるが、併し前者は機械的に、後者は道德的
又は理想的に必然である。自然界に於ける反法則的出來
事は自然法を不可能ならしめるが、反法則的なる意志の
行動があつても道德法を不可能ならしめることは無い。
カントは此語の適用を倫理的に限り、道德的良心、實

踐的理性の命令の場合にのみ用ひたが、其後「理性」「良
心」等の語が廣義に用ひられて、眞、善、美の三者に互
つた理想意識、廣く認識、意志及び趣味に關する規範意
識の義に解せらるゝに至りしと共に、當爲も亦廣く此規
範意識に依て要求せらるゝことを指すに至つた。(岩波
哲學辭典、得能)本課の當爲の意義は、主としてカント
的立場に立つて説いてある。

二、徳

徳の意義 英 Virtue 獨 Jugend 徳の語義は、ギリシャ
語、ラテン語、獨逸語何れも本力を意味し、而して力の
最も原始的表現が勇なる所から、古代に於ては徳とは即
ち勇を意味した。後力より更に深淵な智を擧げて智勇を
並べ稱したのである。更に擴大して一切優秀なる能力を
直ちに徳と見るに至つた。更に後世に至り徳の概念が逐
次淨化され、自然の性情に理性の作用が加つて修練した
ものを徳と稱するに至つた。東洋でも朱子は「徳也得也」
とか「徳也者得於身者也」と云つて、修養練成した結
果なることを示してゐる。

三、徳の種類

プラトーの四徳 プラトーは人間の心の作用を理性、意氣、
體慾の三つに分け、之等の各々の作用が有すべき徳を一
つづゝ擧げた。それは順次に智慧、勇氣、並に節制であ
り、而も之等三徳が調和する處に更に今一つ正義の徳を
認めた。

此の徳目は又此の儘社會道德にも適用され、理性を主
として具有する者の階級即ち治者の有つべき徳が智慧で
あり、意氣に優れた者の階級即ち軍人の有つべき徳が勇
氣であり、體慾に關する業即ち農工商に従事する階級の
有つべき徳が節制であつて、以上三階級が夫々その徳を
實現して國家に調和あらしめる時そこに正義の徳が生ず
ると考へた。

儒教の徳 儒教では五倫とか五常とか云ひ、人の正に踐行
ふべき五つの主要なる徳目を擧げてゐる。五倫とは君臣
有義、父子有親、夫婦有別、長幼有序、朋友有信の五つ
である。此の思想は孔子にも見えてゐるが、明らかにし
たのは子思で、之を天下の達道と云つてゐる。次に五常
とは仁、義、禮、智、信の五徳である。中庸には智、仁、
勇の三徳徳を説き、孟子は仁、義、禮、信の四徳徳を教

へたが、漢の董仲舒が之に信を加へて仁、義、禮、智、信の五常を始めて立てたと云はれてゐる。

四、徳の修養

「徳は得なり」であるから、自ら努めなければ身に體得することは出来ない。單に道徳的知識を有するだけでは決して有徳者ではない。知つて而も實行する者でなければならぬ。實行せぬものはまだ眞に道徳を體認したとは云はれない。

第十一課 社會連帶

一、社會責任

個々の人格が負擔すべき責任に對し、社會構成の全員が共同に荷ふべき責任が社會責任である。此の共同責任を全うするのでなければ社會は維持されない。個人の自覺が擴まり、社會我を以て眞の自我と觀するに至れば、自ら社會責任を感じるに至るのである。社會責任を單に外的抑壓と思ふのは、未だ狹隘な自己意識に閉鎖されてゐる證左である。

二、社會連帶と共存共榮

【社會連帶】「Social solidarity」社會連帶とは佛蘭西語の solidarite social の譯語で、社會思想上の新しい觀念論である。元來ソリダリテイなる文字は法律上の言葉であつて、羅馬法以來金錢の貸借に於ける連帶責任を意味して居る。例へば甲が乙より借金をなす時、丙なる者が保證人になるとする。然る時債權者甲に對して保證人丙は、乙の債務に就いての責任を連帶的に負ふとすれば、

丙は乙に連帶責任を負ふこととなるのである。ソリダリテイとはつまり此の連帶責任を意味する言葉である。而して之を社會生活の上に適用したのは、佛國の民主主義者であつた。彼等の見るところによれば、個人の生活は決して個々に獨立して存在するものではなく、各人の相互的協力によつて支持せられるものである。随つて個人は恰も草木が大地より榮養を吸収して生活してゐる如く、社會全體から思想を得てゐることを知らねばならぬ。然るに社會は各個人の相互的協力によつて成立するものなるが故に、各個人は社會の良否に對して連帶的の責任を有するものである。換言すれば社會は個人の連帶責任の下に成立するものだといふのが、社會連帶説の起された理由である。随つて社會連帶の思想は決して新發見でもなく、また特別に人心に訴ふるところもない平凡な理論であつた。

然るに社會連帶説はデモクラシーの主張と結びつき、その主張に新しい根柢を與へるやうになつた。即ち社會

連帯説によれば、各人は社會に對して連帯の責任を有するが故に、これを逆理的にいへば、社會はまた各人にその責任を完全に果し得るやう、道を開かねばならない責任があるといふ。換言すれば全ての個人に平等な權利を與へて社會奉仕の義務に參すべき機會を、均等に分與せねばならないといふのである。一例を選擧權に求めれば、ある個人がこれを有し、ある個人がこれを有しないとすると、社會奉仕の責任の分擔に公平を缺き、それが爲に個人の連帯責任の上に成る社會の基礎を薄弱ならしめるものだとすのである。社會連帯の理想は歐洲戰爭以後國際主義の思想が擡頭すると共に、世界は各國の連帯責任の上に成立するといふ意味に於て、更に新なる發展をなした。(高島素之氏)

【共存共榮】 昭和元年十二月二十八日、踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語の中に、「舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ」と仰せられてある。共存共榮は社會各人が連帯責任を全うすることによつて得られる結果である。

三、我が國民の社會連帯感

我が國民はその國體上國家有事の場合には皇室を中心と

して一致團結する精神に富んでゐるが、平素の實際を見るに未だ以て社會連帯觀念が徹底して居らない。公德心の乏しいことは既に教授した所である。自分さへよければ他人の事は顧みないといふ氣持が可成り強い。自治團體の實績が擧がらぬ有力な原因の一も此に存するのである。大いに生徒の反省を促したい。

第十二課 政治の本道

一、政治の理想

【祭政一致】 「我が天皇は中たる神意若しくは天意を直接に具顯せられるものであるが、しかも天皇は尙絶えず「祭事」を通して神に御奉仕遊され、(官中賢所に於ては絶えず祭を行はせ給ふ)眞心を常に御心に宿され、その公平無私仁愛至らざるところ無き大御心を以て民に對し「政事」を行はせられる。天意若しくは宇宙の大生命は、これを形式的に見るならば偏頗無き中であり、内容的に見れば無限なる仁若しくは愛である。要するに天皇の行はせ給ふ祭政一致(旁點筆者)のまつりごととは神に對する敬愛奉仕歸一であると同時に、また人民に對する奉仕愛慈である。即ち天皇は神に對すると同一なる眞心を以て臣民に對し政を行はせ給ふ。即ち天皇は謙虚なる御心を以て民を慈しみ給ふのである。詳言すれば天皇は「祭」を通して己れの心を虚にし意識の根本的作用たる道德的情緒をよみがへらして新たに意識の中に中正至愛の天意若しくは大生命力を宿らせられる。次にこの中正至愛の

大御心を以つて働きかけられ、彼等を物質的並精神的に安堵せしめられるのである。一言にして言へば「敬天愛人」である。かくの如く我が國民は直接中を具顯せられる天皇によつて統括せられてゐるからして、初めて公明正大なる國民精神が發揮せられるのである。中が確立するとすべてが大きく統括綜合調和せられて「澄み」わたるのである。(藤澤親雄、皇道政治哲學序説より)

【皇道政治】 「皇道政治の理論的基礎は次の如くである。日本は萬世一系の皇統を中心として一君萬臣の原理に従ひ、「上は乾、靈國を授くるの徳に答へ下は則ち皇孫正を養ふの心を弘む。然る後六合を兼ねて都を開き八紘を掩ふて宇となす」の指導原理を以て進むものである。日本は此の國家の大理想を實現するが爲め天皇を中心として萬兆一心世々厥の美をなし來つたのである。日本人個々は命であり天皇は凡ての日本人を統治する「すめらみこと」である。「みこと」は又生命である。

日本國家は日本民族の統一的生命でその中樞的表現が

天皇である。政治に於ては天皇を至高の統一者として仰ぎ億兆一心に之を輔翼して日本の大理想を達成せんとするのである。故に個々人の幸福利害は此の大理想達成の爲めには没却せらるゝことがある。然るに民主主義のもとに於ては、政治は只一定時代に生くる、大衆の機械的同意によりて如何様にも決定される。即ち國家より個人が重く建國の理想より民間に於ける大衆の意志が重く民族の統一的使命よりも市民個々の利益が重大である。此の基本的イデオロギーを選舉により多數黨支配の形式に表現したものが取りも直さず西洋直譯の政黨政治である。筆者曰く、我が國の政黨政治も將來は我が國體特有の態様に改めらるべきであらう。

伊藤公は憲法義解の初めで「恭んで按ずるに我國君民の分義は既に肇造の時に定まる中世屢々變亂を経、政綱其の統一を弛へしに大命維新の皇運隆興し聖詔を煥發して立憲の洪猷を宣へ給ひ、上元首の大統を統へ、下股肱の力を展べ大臣の輔弼と議會の翼賛とに依り機關各々其の處を得て而して臣民の權利義務を明かにし、益々其の幸福を進む事を明せんとす。此れ皆祖宗の遺業に依り其の源を疏して其の流を通ずるものなり」と。故に我が國

に於ては大臣又は議會そのものに政治的權力の源泉はないのである。(皇道政治哲學序説より)

二、立憲政治

第三條備考「國憲と國法」参照。

三、天皇の御親政

【憲法の規定により國務大臣をして輔弼……】帝國憲法に左の如く規定されてある。

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

四、政黨政治

政黨政治には縱令非難があるにせよ、今日之を無視する

ことも無くすることも出来るものでない。要は政黨自身の自覺により、否寧ろ國民全大衆の政治的自覺によつて政黨本然の姿に立返り、特に皇國たる我が國家の特質を辨へて完全にその職能を發揮し得るやう將來の向上發達を期待すべきである。今參考迄に歴代内閣總理大臣を掲げて見よう。政黨の消長も自ら知られるであらう。

(表中●印は兼任、○印は臨時、×印は臨時代理を示す)

内閣成立	總理大臣
明治一八・一二・二二	伊藤博文
二一・四・三〇	黒田清隆
二二・二・二四	○三條實美
二四・五・六	山縣有朋
二五・八・八	松方正義
	伊藤博文
	○黒田清隆
二九・九・一八	松方正義
三一・一・二二	伊藤博文
三一・六・三〇	大隈重信
三一・一・八	山縣有朋
三三・一〇・九	伊藤博文

明治三四・六・二	●西園寺公望
三九・一・七	桂太一郎
四一・七・一四	西園寺公望
四四・八・三〇	桂太一郎
大正元・二・二二	西園寺公望
二・二・二〇	桂太一郎
三・四・一六	山本權兵衛
五・一〇・九	大隈重信
七・九・二九	寺内正毅
	原敬
	○内田康哉
一〇・一・二三	高橋是清
一一・六・二二	加藤友三郎
	○内田康哉
一二・九・二	山本權兵衛
一三・一・七	清浦奎吾
一三・六・一一	加藤高明
一四・八・二	加藤高明
一五・一・三〇	○若槻禮次郎
	若槻禮次郎

昭和元・四・二〇	田中義一
四・七・七	濱口雄幸
六・四・二四	×幣原喜重郎
六・一二・二二	若槻禮次郎
七・五・二六	○高橋是清
八・七・八	齋藤實
一一・二・二六	岡田啓介
	廣田弘毅
	×後藤文夫

五、國民の政治的關心

國民が眞に正しい政治的理解を有するのでなければ、政治の刷新、政黨の淨化は望まれない。殊に普選の今日、一層大衆の政治教育を必要とする。

六、清き一票

選挙権は、日本國體の下において陛下より臣民に授け給へる神聖の權利である。この權利の行使によりて臣民は政治に參與し得るのである。故にその行使即選挙にあつ

りては、情實請託等に拘束せらるゝことなく況んや物質等の利益によりその權利を汚濁することなく、眞に政治を托するに足る人格を自己の良心にとひて選挙すべし。かゝる清き一票は、清き政治を生み出し選挙権の神聖を保つとともに、上聖明の叡慮に對することとなるのである。

第十三課 平等と差別

一、平等の要求

自由主義、平等主義は遠く佛蘭西革命の標語であつた。爾來多くの政治運動、社會運動の根柢思想となり、現に尙民衆の行動を支配する直接乃至間接の原理として此の二主義は働いてゐる。婦人参政權、社會主義等の運動は此の自由、平等の要求に源を發してゐる。

二、人の差別相

平等と差別 平等は英語の Equality である。「平等觀念の深い根源は人々各自心臓に具はる實在性（佛性又は神性）、即ち一切有限差別を超えて絶対平等の境地は萬人に於て何等増減なきを覺える所にあり、降つては道德的諸關係裡に達せられる道德的自覺の普遍性（所謂道德的人格）の平等となり、更に政治法律經濟に於て一切欲求衝動の何人にも同等に満足せらるべきの要求となる。此最後の意味の平等は即ちフランス革命に於て又現代デモクラシーに於て主張せらるゝ所で、其根源は夫の絶対的眞

理に存すれど、後者の有限的生活として發現する順路は諸個人の有機的社會生活である故、諸個人の一切欲求衝動の満足せらるべき範圍は此有機體の裡に占むる各個人の地位によつて定まるべきなれば、必然差別を生ずるが、然かも右有機的關係其宜しきを得るに隨つて差別の裡に本來の平等が宿る理である。然るに此有機的社會生活から個人を抽象して、有限的個人生活を全然獨立的と見て、夫の實在的及道德的平等を直ちに移して本能、欲望の同等の満足を要求するときは右有機的社會生活を破壊することがあるが、後者が不健全であるときは此破壊的態度は却て新たに健全なる生活を組織する第一歩ともなる。故に社會の有機的組織が完全ならざる限り平等の要求の絶えることなく、同時に此要求の常に合理性を藏すると共に又破壊的傾向あるを認むべきである。（西晋一郎氏）即ち平等は當然差別的平等である。悪平等無差別は却て社會の調和的發展を害する。又自己の分を忘れた過超なる平等の要求は社會正義に反する。

三、差別の原因

世界に同一なる人間は決して二人とない。皆先天的並に後天的條件によつて差別を有する。此の差別を差別として、それに適當した自由の與へられるのが平等の真相である。

四、人の平等相

人各々個性を有し、差別を有するが、何れも人格の實現に向つて努力してゐる一點に於ては同一である。故に「人を人として待遇せよ」とか、「人格を平等に取扱へ」とか云ふ要求の道德的根據は、此の夫々の人格をしてそれ相應に社會に於て實現せしめ得るやうな機會を與ふべきことに存する。封建時代に於ては自分が傳統的に固定してゐたので、萬人に平等の機會は與へられなかつた。然るに現今に於ては、大體に於て各人の努力如何によつて如何なる方面へも進み得ることとなつてゐる。自ら努力せずして社會の不平等を呪ふ者は、永久に救はれることがなからう。

五、機會均等の施設

機會均等の要求は社會の各方面に聞える。曰く、教育の機會均等、就職の機會均等、經濟上の機會均等、法律上の機會均等、醫療上の機會均等等々、枚舉に暇がない。之等要求の中には時に不當なものもあるが、中には社會組織の缺陷に原因するものもあるから、政治の要路者は常に機會均等の實を擧ぐるに努力すべきである。

第十四課 個性の尊重

一、人格と個性

【グラッドストーン】(William Ewart Gladstone 1809—1898) イギリスの大政治家、リヴァーブルの商人の家に生れ、イートン、オクスフォードに學び、一八三二年保守黨代議士として議會に入り雄辯を以て鳴つた。一八四五年植民大臣となる。後自由主義に轉じ、一八五二年大藏大臣となる。後自由黨首領となり、一八六八年自由黨内閣を組織し大いに内外の刷新を圖る。氏は有名な政治家たる許りでなくギリシヤ文學に深い造詣を有し、又多くの論著がある。多數の佳話逸話が残つてゐる。

【チブソン】(Thouas Alva Edison 1847—1931) アメリカの發明家として有名。主なる發明左の如し。

- 一八六八年 投票記録器。
- 一八六九年 相場受信機、ユニヴァーサル相場印刷機。
- 一八七三年 二重及び四重電信、自動式電信、複寫器、電気ペン。
- 一八七六年 炭素送話器及び誘導線輪。エレクトロ・モ

トグラフ。

- 一八七七年 蓄音機。
- 一八七八年 微壓計。
- 一八七九年 白熱電燈。
- 一八八〇年 金屬回路を通して多數の發電機からの並列分配。磁氣選鑛裝置。
- 一八八一年 電氣鐵道。
- (一八八〇年から八三年迄四年間は發明の最高調期、特許件數八〇年は六〇、八一年は八九、八二年一〇七、八三年六七)
- 一八八七年 改良型蠟管蓄音機。
- 一八九一年 活動寫眞。
- 一九〇〇年 ポートランド・セメント工業。
- 一九一二年 トーキョー活動寫眞。
- 一九一四年 圓盤蓄音機、電話蓄音機、トランソフォーン。フェノール合成法。
- 一九一五年 軍事的發明。

【全體的獨自性】 全體的獨自性とは部分的特殊性に對して用ひたので、即ち人格全體としてその人特有の態度を指すのである。故に單に部分的差異、例へば記憶がよいとか、走るのが早いとかいふ如きものを指すのではない。色々な差異や特質を綜合し、全體として見た人格の特殊相である。

二、個性の發展

【唯上智與下愚不移】 論語陽貨篇にあり。生來の非常なる天才と痴愚との兩者のみは、如何に教育するも移し易へることが出来ないとの意。

【塙保己一】 (二四〇六一—二四八一) 江戸時代の國學者。七歳にして失明したので父は三絃を仕込まんとしたが却て讀書文學に熱中し、後歌書、物語類を學び、又漢學神道の研究もして學識大に進む。三十四歳頃から叢書編纂の志を立て、文政二年終に「群書類從」六百七十卷を刊行す。次で「續群書類從」の編纂に着手したが刊行に至らずして斃る。寛政五年江戸に和學講談所を設定して國學講究並に市民講座に一大貢獻をした。

【ヘンケラー】 Helen Keller (一八八〇—) 盲啞教育の

最も成功せる例として擧げられる米國の婦人である。女史は生後十九ヶ月で盲啞となつたが、サリヴァン、フルラー二女教師の教育により、終に獨・佛の外國語及び希臘・拉丁等の古語を學び、特に文學及び語學に秀で、一九〇〇年ハーヴァード大學に入つて之を卒業した。

三、個性の類型

【或る學者は、理論的……】 或る學者とは現に伯林大學教授であり、日本に盛んにもてはやされた精神科學的心理學乃至は文化教育學の驍將シプランガー (E. L. Hart Sp. Planer, 1892-) のことである。氏は一九一四年に名著「生活型式」Lebensformen を出版したが、その中で個性の理想的類型 Die idealen Grundtypen der Individualität として本文の如き六つを擧げてゐる(本書には辻幸三郎氏の「文化哲學概論」と稱する邦譯がある) 其の原語は次の如くである。

- 理論人 Der theoretische Mensch
- 經濟人 Der ökonomische Mensch
- 審美人 Der ästhetische Mensch
- 社會人 Der soziale Mensch

政治人(又は權力人) Der Machtmensch

宗教人 Der religiöse Mensch

【生活類型】 「シユプランガーによれば、生命が追求して行く價値の方向は、理論的・經濟的・審美的・社會的・權力的・宗教的の六種であつて、その各々に亘つて、倫理的價値が存する。そして生命はこれ等諸價値の總てを追求するのであるが、その中のどの價値が最も強く追求されて中心的活動をなし、他の價値作用がどんな様式に於てそれに從屬するかといふことによつて、具體の生活は千種萬様の姿態を現す。所謂「生活形式」又は「生命形態」とはこれを指すのである。今その類型を擧げると、理論的生活形式に於ては、普遍妥當の認識を得んとする活動が中心となつて、經濟的・審美的・社會的・權力的・宗教的諸活動は皆その手段若は補助となり、經濟的生活形式にあつては、自然の物資を生活手段に役立たせる爲、最小の勞費を以て最大の效益を收めやうとする活動を中心として、他の價値作用をそれに結合させ、審美的生活形式は、物的素材を入魂變化して美的形相にまで形成する藝術活動を中心として、爾餘の活動をそれに纏結させ、社會的生活形式は、他人と融和合體せんとする愛の活動

を中心として他活動を統合し、權力的生活形式は、他人を支配せんとする權力活動を核心として一切の働きをこれに纏め、宗教的生活形式は、その追求する價値を常に自己の生活の全的價値に關係させ、敬虔な信念を以て、或はその生活欲求を擴大助成し、或はそれを制限禁止して、常に自己の最高價値を發揚しようとする。そしてこれ等の生活形式の各々に通じて、これを一貫する道德原理があり、これを實現するに當つての徳目が存するのである。斯くの如く生活形式とは、諸多の價値作用の位置の取り方によつて生ずるものであつて、これを「價値定位」又は「精神構造」とも名づけるのである。」(乙竹岩造、新教育學要論)

【バスタロッチ】 (Johann Heinrich Pestalozzi 1746—1827) 世界最大教育家の一人。瑞西チューリッヒに生れた人。一生を貧孤兒等の教育に捧げ、幾度かの逆境に遭遇しつゝ、而も教育の實際と理論の爲に精進した。その墓碑の銘に曰く

茲にハイインリッヒ・バスタロッチー眠る。
一七四六年一月二日チューリッヒル生れ
一八二七年二月一七日ブルグに逝く。

ノイホーフに於ける貧民の救助者。
 リーンハルドとゲルトロッドに於ける民衆の説教者。
 スタンプでは孤兒の父。
 ブルグトルフ及びミュンヘンブクゼでは、國民學校の
 創設者。
 眞の人よ、眞の基督教徒よ、眞の公民よ。
 總べて他人の爲にし、己れは一も取らず。
 祝福あれよ、彼の名に。

四、個性の尊重

社會文化の内容は極めて多岐に互つてゐる。故に各方面
 に優秀な人を要求して止まない。故に社會文化の發展は
 各人の個性の暢達によるの他ない。各人は十分に個性を
 發揮することにより、自は最も充實した人格生活を果し
 得ると共に、社會文化の進運に貢献することとなるので
 ある。故に教育に於ても個性を尊重し、又將來社會に出
 た際は當該個性を最も暢達し得る道に導入すべきであ
 る。

個性が明らかとなるのは早くも青年期になつてからであ
 る。餘りに早く個性を決定することは危険である。個性
 を決定するには色々な方法があるが、教科書に示した如
 く各方面から慎重に調査するを要する。科學的調査とは
 所謂個性調査である。併し少くも現在に於ける個性調査
 法には、個性決定の全部を委せる丈の信頼性が無い。故
 に父兄や教師の直接なる觀察が重要な参考資料となる。

五、個性の決定

第十五課 職業の倫理

一、職業

人生に於ける連帶責任 「人は孤立しては一日も生存する
 ことは出来ない。個人は、その出生から、生存、發達等
 あらゆる方面に於て互に相依り、相助けられる。吾々の
 存在するのは祖先父母がある爲めである。更に吾々は祖
 先より受けた稟質を子孫に傳へる。單に家庭だけのこと
 を考へても、この様に聯帶關係を有する、同様のことが
 個人對社會の場合にもある。即ち、吾々は一定の歴史を
 有する社會の一員として生れ、先人の残した風俗、習慣、
 寺院、學校、文學、藝術、紀念碑等社會の物質的及び精
 神的遺産の影響の中に生育し、活動する。即ち、吾々が
 如何なるものであるかは、前に述べた個體の遺傳の外に、
 所謂社會的遺傳ともいふべきもの、影響による。それと
 同時に、吾々は又、自己の活動によつて、社會に對して
 何等かの影響を與へて將來の社會と聯帶する。以上は生
 存、活動の時期を異にする家族及び社會と縦に關聯する
 方面を見たのであるが、これと同時に、吾々は同時代に

生存し、活動する家族や社會と互に影響し合ふものであ
 る。即ち縦に聯帶してゐると同時に横にも互に聯帶の關
 係を有するものである。

かく考へるならば、社會に於ける各員は相依り、相助
 けるものであつて、各人が自己の存續、發達、活動に對
 して責任があるのみならず、社會の存續、繁榮に對して
 共同の責任を有するものである。此の共同責任を果たす
 爲に正常な人は誰れでも一定の職業に従事して、各自の
 素質を發揮しなければならぬ。これは、その人の賢愚を
 問はず、貧富に關係なく、等しく當さになすべきことで
 ある。彼の祖先の財産によつて、無爲にして生活し、何
 等國家、社會に奉仕する所のないものは上述の共同責任
 を果さないものであつて、國家、社會の寄生蟲として賤
 むべきである。(田中寬一、職業と人生)

二、職業と人格と社會

各人の個性は、適職即ち各自の個性に合致した天職に従

事することによつて完成充實するのである。故に職業は社會に對する當然の義務であり奉仕であると同時に、個性の發展即ち人格完成の唯一の道なのである。職業、人格、社會三者の有機的關聯をよく知らしめたい。

三、職業の貴賤

苟くもそれが正しき職業であるならば、職業それ自身に決して貴賤の差別があるべき道理がない。勿論社會には道徳上から見て甚だ遺憾に思はれる業務もあるが、之は社會文化に對する貢獻から見て、極めて消極的意義を有するに止るものであり、又は人間進歩の道程より見て止むを得ざるによるものであつて、決して積極的に獎勵すべからざるものである。之等の例を除いた大多數の職業は何れも社會文化の發展上不可缺のものであり、何れが貴く何れが賤しいといふべき筋合のものではない。然るに世間では往々之等の職業に貴賤の區別をつけるのは、それに従事する人の人格の高下によつて判定することが多いのである。認識不足といふべきである。

四、職業の選擇

職業と智能 「如何なる人でも一國の大政治家、大軍人、大學者、大建築家、大藝術家等にならむとする希望をもち得るが、誰れでも、それ等のものになり得るとはいはれない。蓋し、人々には一定の素質があつて、それが多人数の間に分配される状態は前述の様に蓋然曲線的であつて、之を單に智能の方面だけから見ても最も劣等なものから最も優れたものに至るまで無數の段階がある。智能の素質のあまり優れて居ないものが、如何に努力しても總理大臣や大建築家にはなり得ない。然るに他方にはあまり智能の度を必要としない様な職業が澤山ある。若しも智能の優れたものが智能をあまり必要としない職業に従事し、反對に智能に於て劣つて居るものが高い度の智能を必要とする様な職業に従事したとすればその個人及及び社會全體に對して果して如何なる結果をもたらすであらうか。個人はその職業に於て成功することが殆んど不可能であり、從つて轉職を餘儀なくせられるか、又は常に不平不満をいだくことになり、社會に對して自己の負へる責任を充分に盡すことが出来ない。若しも、この様な人が多くなれば、社會全體を維持し、それを一層向上せしめることが不可能になる。

このことを一層明かにする爲に、米國に於ける研究の結果を述べる。世界大戦中に米國陸軍では徵募兵大凡百七十万人について智能検査を行ったが、その中三万六千

職業別智能表

(智能率とは精神年齢を曆年齢で除し、それを百倍した數である。故に一〇〇前後が普通智となる譯である)

職業別	智能率(中間數)
者	35
工者	39
夫師工	41
工	42
工	43
工	44
工	45
工	48
工	49
工	53
工	54
工	55
工	57
工	58
工	59
工	61
工	62
工	62
工	63
工	63
工	63
工	64
工	64
工	65
工	66
工	70
工	75
工	77
工	82
工	84
工	92
工	96
工	98
工	99
工	106
工	112
工	115
工	117
工	125
工	130
工	150
工	157

五百人の結果を職業別に統計したものは次の如くである。

右に示す如く職業によつて智能程度が夫々異なるのである。近來多くの會社、工場等で種々のテストによつて従業員の選擇を試みて、効果を擧げつゝあるのは右の事實を證據立てるものである。従業員の選擇を試み適材を適所に置くことの企ては、一つには、それによつて従業員

の幸福を増し、二つには經營者の利益を増進する爲めである。國家或は社會全體として考へるときにも、之れと同一の原理に基くべきである。以上は單に智能の度からのみ職業選擇の重要を述べたのであるが職業に於ける成否に對しては智能の外に興

味、努力といふ様な感情意志の方面と身體の状況も大切な要素になる。故に一方には智能の度と身體の状況によつて自己の適する所の大體の範圍を定め、次にそれ等の職業中で自己の興味に従つて選擇すべきである。「好きこそ物の上手なれ」で、興味のある所には努力が起り、上達が速いのみならず、その職業から満足が得られるから興味さへあれば或る程度までの智能上の缺陷は之を補ふことが出来るのである。(田中寛一、職業と人生)

五、職業に従事する心得

【禹】夏后氏の始祖、堯の時大洪水あり國中氾濫す。禹は舜の司空となつて父鯀の業をついで洪水を治めて成功す。禹治水の事に當るや身思を勞し、外にあること十三年、よく黄河、濟水、淮水、江水を初め諸河川の道路を治め、民業を教へたので民始めてその居に安んじた。舜の崩後禪をうけて位に即く。(西紀前二二〇五年)

六、忠君愛國への道

忠君愛國とは決して戦時や非常時にのみ云はれるものではない。寧ろ平常時にこそ此の觀念を一層振起すること

の必要が痛感される。而して平常時に於ける忠君愛國の道は一に各自の職業を通してその分を盡すことに外ならない。眞に自己の職業に勤勉なるものは、やがて君國に報する所以なることを知らしめたい。

第十六課 我が國民性

一、國民性

國民性の意義 「一定の個人は人間として共通な性質をもつてゐると同時に他人と區別せられる特異性を有つてゐる。これが通常個性と呼ばれるものである。これと同様に一定の國民は人類としての共通な性質をもつてゐると同時に他國民と區別せられる特異性を有つてゐる。これを國民性と稱するのである。」(田中寛一、日本國民性)

「人物の傳記を見ればまづ「容貌魁偉力能扛鼎」といふ如き體格を述べて、それから「幼而岐嶷穎敏」など、その心性方面を記述して居る。個人を知るにも、民族を知るにもその理は同様で必ず體格、心性の兩方面を見定めなければならぬ。各種の民族にも毛髮皮膚の色の相違ばかりでなく、亦各民族的性質が存在する。同じ日本でも奥州人と九州人とは自ら地方的差別があるが、日本人全體を一つに見て歐羅巴人と比較すれば、亦自ら日本人としての特質が認められる。歐羅巴人は皆同様に見

えても、英佛獨露は其言語の異なるが如く、亦各英佛獨露の特性を備へてゐる。」(芳賀矢一、國民性十論)

國民性と民族性 國民性と似てゐるものに民族性がある。併し此の兩者の間には自ら相違が存する。即ち國民性は同一主権によつて統治される人民の共通に有する性情であるに對し、民族性は同一人種の有する共通な性情である。國家には興亡盛衰があるから多少國民性は變化を免れないが、人種は依然としてその性情を變化しないのを常とする。假令同一人種でも國家が異なれば自ら異つた國民性を形成するに至る。同一民族が同一國家内に於て形成された國民性は、最も鞏固なものになる。我が國民性は即ち之に屬する。

二、我が國民性の優越性

【聖】身體に附着せる汚穢を洗滌して清淨にすること。身、滌の義。伊邪那岐神、黃泉國に行きて、身汚れたり詔ひ、筑紫の橘の小門で、海潮に入つて身を滌きましたの

をその起原とする。後世に至り、禊の法は鹽湯をふりそ
ぐくことゝなつた。

【天武天皇即位の宣命に……】「明支淨支直支誠之心以而
御禰稱而緩怠事無久務結而仕奉」

【被】穢を去つて清につき、惡を除いて善に遷り、災厄を
轉じて吉祥とする爲に行ふ神事。

我が國民の潔癖 「外國人は日本人を潔癖だといふ。東洋
では確かに日本人が最も清潔を好むに相違ない。支那で
も印度でも其の他どの國でも、家の中も道路も不潔であ
る。然るに日本では一般に細い道でも小さい家でも掃除
が行き届いて居る。朝夕に室内を清め、風のある日など
は雑巾がけを二三度もするといふ風である。

日本人は履物を脱いで家に入る。外國人は外を歩いた
靴のまゝ家に入る。履物のまゝ室内に入るのでは、どん
なに履物を拭いても清潔だとは言へない。之は日本人の
潔癖をよく證明して居る事實である。

日本人はよく湯に入る國民である。身體を洗ふことが
好きである。日本には何處に行つても湯屋が非常に多く、
西洋諸國はとて及ばない。西洋の湯は一人一回で湯を
取換へるが、日本の湯は共同でしかも湯を取換へないか

ら不潔であるとも言へるが、併し湯槽の中で身體を洗ふ
のではなく、別に掛け湯もあるから、格別不潔だとは思
はれない。西洋人は石鹼を澤山使つて洗ふが、日本人は
概して強く摩擦する。婦人は洗ふといふよりも磨くとい
ひたいほどである。西洋の普通の家庭では一週一回の入
浴であるが、日本の普通の家庭では一週二三回も入り、
好きな人は毎日入浴する。

日本の料理屋や旅館では割箸を用ひる。使つてしまへ
ば一々捨てるのであるから清潔此の上もない。西洋のナ
イフやフォークは洗つて長い間使ふのであるから、割箸
に比べては清潔とは言へまい。(世界國民性讀本)

【熊澤蕃山】(二二七九—二三五一)名は伯繼、字は了介、
蕃山又は息遊軒と號す。元和五年京都に生る。幼にして
穎語、中江藤樹の門に入り成業の後池田光政侯に仕ふ。
治績大いに擧る。後京都に於て塾を開きしも幕府の忌避
に觸れて去り、松平信之侯について諸方を巡る。元祿四
年病歿す。

【平和性】「大和民族は尙武の國民である。併し決して好
戰國民でも、演武の國民でもない。神武天皇の中國平定
に、崇神天皇の四道將軍を差遣はして諸國を討ち平けら

れしに、何れも武を用ひ給ひしは不逞の徒を懲して、天
下を太平ならしめんが爲で、徒に武を輝かし、土地を侵
略せんと欲したものはなかつた。この點はローマ等の
尙武的な侵略的國民と大に異なる處である。故に崇神天皇
は始め兵を擧げて、四方不服の徒を征伐されたけれども、
その後年は「風雨時に順ひ、百穀用ひて成り、家給き人
足りて天下大に平なり」といふ昇平の御世を樂しまれた
のである。神功皇后は三韓を征伐して、海外に領地を擴
められたが、その目的は西南地方の賊徒熊襲の後援を絶
たが爲めで、且つ三韓との關係は後世より遙かに密接
で、彼地も一種の我が勢力圏内にあつたからである。さ
れば征伐といふもアレキサンダーや、成吉思汗等の征伐と
は頗る趣を異にしてゐる。その軍令を見るに節度を貴び、
財を食ばるを誡め、降服せる者を殺すを禁じ、これを殺
すは不祥なりとあるのは、今日の文明國の軍と雖もこれ
に過ぎない。故に其の統治の方法も頗る緩かで、絶えて
壓制したり、同化を強制するやうなことなく、たゞ貢物
を收むるのみで満足してゐた。併しこれすら天智天皇の
二年、百濟の滅亡以後は全く斷念して、たゞ防禦を嚴に
して彼の來侵を避けようとしたのみで、専ら國內人民を

安撫することを旨とし、絶えて侵略に出ることはなかつ
た。されば奈良、平安、兩朝以後に至つては、寧ろ退嬰
保守を非難せられた位で全くの平和國民であつた。我が
國が侵略的でないことは、地勢を見ても明かなことで、
東洋の一孤島たる日本は、退いて内を守るは易いが、出
で、外を攻むるは極めて難しい。この自然の地勢に制せ
られて、雄略、大材の豪傑と雖も、海外に武を伸すこと
が困難であつた。豊臣秀吉のときは、その好箇の例で、
彼のごとき英雄すら、遂に朝鮮征伐に於て成功しなかつ
た。要するに秀吉の擧も戰國交戦の餘炎に過ぎないもの
で、もとより國民的運動となるに至らなかつた。明治に
至り富國強兵を以て國是となし、遂に日清、日露の兩戰
役を決定したが審にその原因を究むれば共に清國及び露
國の政策によつて、國家の生存が脅かされたからのこと
で、大正に至り世界戦役に參加したのは日英同盟の信義
を申ぬるためであつた。かくの如く數度の外戦は、何れ
も國家生存のためである。正義人道のためである、國際
信義のためである。明治天皇の、

人の世のたゞしき道をひらかなむ

虎のすむてふのべのはてまで

とはかゝる御心を歌はせたまふたのであらう。」(渡邊幾次郎、皇室新論)

【現實性】 今芳賀矢一著「國民性十論」の「現世的、實際的」といふ中から、適宜引用して参考にしよう。
「人間の活動舞臺は人生である。死後の世の中を頓着するに及ばぬ。我國の神話には未來の世に就いては何事もいつて居ない。死ねば夜見の國といふところへゆくといふ思想はあつた。それは地の下にあつて暗いところであるといふ考である。死ねば、土の下に葬るから、どこの國でもヘーヅといふ考は一致する。生物として死を嫌はぬものは無いから、死を忌むのも當然である。併し日本の上古人は死を忌んだ事はないが、死を恐れた事は見えて居らぬ。死んでから先がどうなるかといふ事に就いては何等の研究もして居らぬ。(中略)上代の文學の祝詞にも春日祭の祝詞は風の神を祭つたもの、廣瀬祭の祝詞は水の神を祭つたもの、新年祭は種下しの時に其年の豊稔を祈るため、いづれも一年の豊凶に苦心したのである。その外大殿祭、御門祭、道饗祭等の祝詞も皆邪神の來て現身に禍を及すことを恐れに之を拂ひのける考であつて、上古の祝詞には死後の冥福を祈つたものは一つも

無い。」

「佛教の傳來及び傳播とともに死後の事を案じる様になつたのは當然の事であるが、併しそれにも拘らず、その佛教さへむしろ現世的傾向を帯びて來た。奈良朝、平安朝を通じての佛法は現世祈禱の爲の佛法であつた。佛教のわたり初め、始めて朝廷に容れられたのも、天皇の御病氣平癒の爲に僧を招かれたのであつた。爾來五穀が登らぬといつては佛寺を造る、大風洪水があつたといつては堂塔を建てる。(中略)つまりはむかしの祭政一致のマツリを佛法まで擴張されただけである。」

「實際的道德を主として、怪力亂神を語らぬといふ儒教は、最もよく我國民に適した教義であつた。これが早く我國に傳つて、その教義は今日まで我道德を支配して來た。(中略)革命思想は支那の思想で、儒教には多少含まれて居るが、これは取らなかつた。」

【同化性】 我が國民が同化性に優れてゐることは、歴史の證明する所である。先づ支那の文化を取入れ、印度の文化を取入れた。その儒教佛教共に支那印度特有の色彩を有するのであるが、よく之を日本化して攝取し來つたのである。縱令儒教を取入れてもその禪讓放伐の思想は絶

對に許すことなく、斷乎として之を排撃し、而も我が國民道德に合するやうに、又それを體系づける有力な資料として攝取したのである。佛教も今日は日本佛教といふ名稱のある程日本化され、庶民教化の上に大なる貢獻をしてゐるのである。又その深淵の哲理は、所謂日本精神を深く廣く培養したのである。今や我が國は明治以來取入れた西洋思想を眞に消化し同化すべき秋に際會してゐるのである。やがて日本は世界の一切文化を融合同化し、日本獨特の文化を創造することを確信するのである。

【武勇性】 日本人が古來尙武の精神に優れてゐたことは武士道の發達によつても分る。又外國との戦争に於て何時も勇名を轟かしたではないか、平和を愛しつゝ而も軟弱に陥ることなく、剛健勇武の精神に富むが實に我が國民性の特質である。

三、我が國民性の補正すべき點

凡てのものに長所のある反面短所がある。西洋にも「光明多き處には陰影多し」"Vo viel Licht, da viel Schatten"といふ諺がある。我等は謙虛に國民性の短所を反省し矯正すべきである。

【輕躁に固有の貴い文化を忘れる】 我が國民の外國文化を同化する力の偉大なことは既に述べた所であるが、同化の初めに當り、外國文化を攝取するに急なる爲一時之に熱中し、盲目的に心酔する風があるのである。勿論長い間には自ら冷靜に批判し、我が國情に合ふやうに同化するとはいふものゝその當初の隣間には爲に國民思想の動搖を起し、危險思想の横行を見ることがあるのである。近くは共產黨事件の如き正に之に屬する。

四、國民性の自覺

國民性は絶對不變のものではない。國運の隆替、時代思想の如何によつて非常に影響されるものである。吾人は我が國民性の長所を自慢して許り居られない。益々その長所を強化すると同時に短所の補正に努力せねばならぬ。

第十七課 武士道

一、武士道とその起原

武士道の起原 「奈良平安の貴族社會が、大陸文明の餘弊を受けて柔弱となり、自ら立つ力を失ひつゝあつたとき、多くの點に於いて我が國古來の氣風を失はないで、我が國民性の本色を持續し來つたものは地方の士民であつた。此等の士民は、朝廷の命を承けて、京師に更番して禁闕を護衛し、諸方の盜賊を追捕する任に當つた。其等の事情からして、地方の豪族は 兵を養ひ力を蓄へて軍事を職とし、武門武士の社會を生ずるやうになつた。此の武士社會の風習が即ち後世武士道と稱するものゝ始を爲して居るのである。」(互理章三郎、國民道德序論)

【經津主・武甕槌の二武神が……】 二神が天ツ神の命を奉じ、當時出雲地方を領して居た大國主命に國土返上の交渉をされた事實をいふ。此の國讓りの神話は、我が國體を表現するものとして、極めて重要な意義を有する。

二、武士道の特徴

武士道の特徴として宇野哲人氏は岩波哲學辭典に次の如く述べてゐる。「武士たるものは第一に忠節を尙げねばならぬ。士は己を知る者の爲めに死す、いざ鎌倉といふ時は、君公の馬前に死するはかねての覺悟である。第二に不覺を取つてはならぬ。門外一步人は皆敵と思ひ、少しも油斷無く、いかなる狼藉者があつて理不盡を働くも、倉卒の際従容として之れに應ぜねばならぬ。暗討に遭つて刀の柄に手を掛けぬは不覺者の譏を免がれない。第三に信義を重んず。志操確固にして、義理堅きを眞の武士といふ。第四に廉潔である。武士は食はねど高楊枝とはこの意をのべたものである。第五に名を惜む。不信不義といはれ、怯懦と譏らるゝは、武士の面目、刀の手前、默止し難きことである。第六に武を鍊ること。君の御用にも立ち、不覺をも取らぬ爲めには武藝十八般を鍛鍊すべきは勿論である。第七に物の哀れを知る。武士は強い計りが能では無い。剛膽不屈なると共に、至純の情操を持つこそ、花も實もある武士といふ。即ち四海同胞の今

日からいへば、敵と思ひ互に油斷せぬが如き缺點もあれども、武士は犠牲的精神が旺盛であつて、生死の觀念を超越するが如き、容易に眞似がたき長所がある。」

次に河野省三氏は次の特色を擧げてゐる。

(1) 至誠奉公の精神

至誠奉公、犠牲献身は武士道の眞髓である。そこに責任の尊重があり、其の社會に適應した訓練を爲す特長がある。

(2) 清廉潔白

「物は清らに事は潔よかれ」と云ふ日本人の道德批判の標準は、武士道の清廉潔白の觀念によつて鮮明にし、強調された。武士道の名譽觀、正義觀、人格觀は何れも此の清廉潔白を主とする思想から來てゐる。質實剛健、知足安分、清貧主義の特色も亦之から生じてゐる。そこには瘦我慢、偏狹、潔癖も存するが、恬澹味、爽快味も亦こゝに在る。

(3) 徹底的態度

武士道は眞剣味を貴び、強固な意志を重んじ、斃れて後止むの意氣を愛する。そこには勇氣と膽力が重んぜられ、生活の訓練が行はれ、嗜みの生活が尙げられる。

(4) 武士の情

武士の同情と襟度とは、所謂武士は相見互ひの美はしい態度となり、陣中笛の音を楽しみ、馬上櫻の花を詠じ、戦塵に梅の香を漂はせる風雅の嗜みともなつてゐる。武士道は武士生活の殺闘を美化し、戦陣道德の藝術化をなすつゝあつた。

(5) 正義の尊重

武士道は奸邪を惡み、横暴を厭ふ。そこに任侠の精神が動き、弱者を扶けて正義を擁護する。正直、律義、節操を重んずるのも、亦同じく此の正義尊重の觀念と相伴つてゐるのである。劍が多くの國に在つて正義の象徴であるやうに、武士道は正義觀の上に横はつて、一般國民の道德意識と結合したのである。(國民道德本義)

三、武士道の發達

武士道と國民道德 「武士道は明治時代に至つて、一層優秀な精神文明となり、我が國民道德と密接の關係を保持することゝなつたのである。武士道の研究は武士道そのもの性質を明かにするばかりでなく、日本人の國民性の發展、國民道德の訓練等を考察する上からも、極めて

必要な問題である。仍てこゝには先づ試に、武士道から觀た國民道德史の時代區分を示して、武士道と國民道德との關係を明かにしておかう。

- (一) 國民道德の本源……固有の國民性
- (二) 發生時代
 - 第一期(大化改新前後)
 - 第二期(大化改新……平安朝初期)
- (三) 女性的時代(平安朝)

- (四) 男性的時代
 - 第一期 武士道發達期(鎌倉時代)
 - 第二期 武士道大成期(戰國時代)
 - 第三期 武士道時代前期(江戶時代後期)
 - 第四期 武士道時代後期(江戶時代後期)

- (五) 反省的時代
 - 第一期 過渡期(明治維新前後……明治二十年頃)
 - 第二期 自覺期(教育勸諭發前後)
 - 第三期 修正期(大正改元以降)

武士道發達時期區分 河野省三氏は次の如くに分けてゐる。

- 萌芽期 (上代……平安朝初期)
- 發達期 (平安朝末期……鎌倉時代)
- 鍛鍊期 (吉野朝……安土桃山時代)

大成期 (江戸時代)
轉回期 (明治時代)

鎌倉時代の武士道 「鎌倉幕府の創立に及んで、源頼朝はいよ／＼規律、勇氣、禮儀、正直、節儀、廉潔、質素、武藝及び敬神崇佛を奨励して、鎌倉の士風を教養すべく留意し努力したのである。次いで執權北條泰時も亦更に質實、沈着、名譽等を重んじ、勉めて實踐躬行を貴び、卑怯尾籠を斥けて、鎌倉武士の修養に意を用いた。

蓋し鎌倉時代に在つては、頼朝と泰時とは、政治上の功績にとつても、武士道の發達にとつても、共に少からぬ恩人であるが、當代に於ける武士の典型的人物としては、先づ指を畠山重忠に屈しなければならぬ。而して此の武士道發達期に於ける英雄として、特に後世に感化を及ぼした二三名將として源義家、爲朝、義経及び北條時宗を逸してはならないと同時に、靜、政子、松下禪尼等の如き武家的女性の存在をも忘れてはならない。且つ又、鎌倉時代後期に起つた蒙古襲來による西海將士の自覺鍛鍊も亦、武士道の發達上注意すべき事件であつた。(同上)

【山鹿素行】(二二八二—二三四五)名は高祐、字は子敬、

通稱甚五左衛門、元和八年會津に生る。九才權山の門に入つて朱子學を學ぶ。次で小幡景憲・北條氏長等について兵學を學び、同時に又神道、國學、老、佛を學ぶ。三十一歳赤穂城主淺野内匠頭に仕へ、その後赤穂に赴き居ること八年、致仕して江戸に家塾を開き兵法文學を教ふる者一時二千人を超ゆといふ。晩年は幕府の忌避する所となり寂しく過した。多くの著書中有名なるは「聖教要録」「山鹿語類」「武教小學」「武教全書」「武家事記」「中朝事實」「配所殘筆」「請居重問」等である。

素行の士道論は次の如くに分れてゐる。
第一立本
知己職分、志於道、在動行其所志、
第二明心術
養氣在心、論養氣、度量、志氣、澁精、風度、辨義利、
安命、清廉、正直、剛操、
第三鍊德全才
勵忠孝、據仁義、詳事物、博學文、
第四自省
自戒
第五詳威儀

母不敬、慎視聽、慎言語、慎容貌之動、節飲食之用、明衣服之制、嚴居室之判、詳器物之用、惣論禮用之威儀、
第六慎日用
惣論日用之事、正一日之用、辨財寶受與之節、慎游餘之節、

【吉田松陰】(二四九〇—二五一九)名は矩方、通稱寅二郎、松陰又は二十一回猛士と號す。天保元年長州萩の長郊松下村に生る。家は山鹿流の兵學家。未だ三十にならぬ身を以て、僅か二年半自宅八疊と十疊半との陋屋で勤王の大義を説き、明治維新の志士を多數輩出せしめた(高杉東行、木戸孝允、山田顯義、品川彌次郎、伊藤博文等)事は餘りにも衆知の事である。

【水戸學派】徳川光圀の大日本史編纂に當り集合せる一群の學派、神道を根本義とし、之を扶翼するに朱子學を以てし、常に敬神愛國の大精神を鼓舞し、大義名分を明らかにした。「忠孝二なく、文武岐れず、學問事業其の效を殊にせず、神を敬し儒を崇び偏黨あるなく、衆思を集め群力を宣べ、以て國家の恩を報ず」といふのがその綱領である。此の派の中には栗山潜鋒、三宅觀瀾、安積澹泊、

藤田幽谷、同東湖、青山延光、會澤正志齋の如き學者がある。

四、武士道と我等

【文武兩全】 文武不岐とは獨り水戸學に於てのみならず、古來我が武士道の標榜した處である。世の中が平和になり、所謂精神文化が進むと、兎角武の方面、腹の鍛錬が缺ける傾がある。文武兩道の必要は今日特に高調せねばならぬ。文武兩全ならぬ文化は蓋し軟弱性・廢頽性を内藏するであらう。

第十八課 日本精神

一、日本精神の叫

【滿洲事變】 昭和六年（西紀一九三一年）九月十八日、奉天柳條溝に於ける支那正規兵の滿鐵爆破に端を發し、日本の生命線たる滿洲既得利權の擁護と、延いて東洋平和の爲武力に訴へて支那匪賊の討伐を行つた事件をいふ。
【國際聯盟脫退】 昭和八年三月二十七日、滿洲國の獨立に對する聯盟各國の意見が全く我が帝國の所見と背馳せる爲、萬策盡き終に聯盟を脫退す。

二、日本精神は何を要求するか

【日本國民としての人格の本質的内面構造を決定】 既に本卷第八課「人格」に於て、國民的人格の如何なるものなるかを教授してある。之を此に別の形で反復したものである。即ち我が國民の人格は、我が國の歴史的生命を中核とするものであり、随つて我が國民性、我が國民道徳は如何なる日本人にも遍在してゐるのである。故に日本人としての人格は、その本質に於て日本人的内面構造を

有してゐるのである。教科書に「一の運命的なる根源的地盤」と云ふのも、之と同一意義である。

三、日本精神の意義

明治以來に於ける國民的自覺の展開 「日本書紀、古事記及び萬葉集は王政を復古し、明治維新を展開した三つの大きな精神的源流としての古典であつた。是等の古典的精神によつて啓發され、又漢學に依つて教養された大義的精神と、内外の國情によつて喚起された國民的自覺とからして緊張して來た我が國民の思想は、自ら日本魂の力を自覺するに至つた。

明治維新は此の強い日本魂の上に築かれた。従つて明治初年に於ける日本魂といふ語は、最もよく當時の國民的氣魄を示してをつた。而してそれは國體と皇道と惟神の大道といふ語の根柢を存してをつた。國體と皇道と惟神といふ語は敬神愛國、祭政一致、神道、大教などといふ語と相俟つて、當時の我が國民的信念を表現するに最

も有力な言葉であつた。

それらの語と相並んで最もよく國民全般の思想を引きつけたものは文明開化といふ語であり、それに次いで起つたのが民権自由の語であつた。明治十年から廿年ごろにかけての日本には、明治初年に行はれた前述の國民的自覺に基く用語は容易に使はれないものとなつた。

それが日清戦役の大捷に伴つて、再び日本魂の語に還らしめるに至つた。而して三國干渉に基く臥薪嘗膽の間に武士道の名が擡頭して來た。明治以來鍛錬して來た軍人精神は國民思想の緊張と相俟つて茲に日露戦役を展開した。此の三十七八年戦役に伴つて武士道に對する思慕と研究とが益々盛んになつて來た。

戦捷の餘榮と企業の勃興とは明治以來の物質的、科學的、功利的、成功的な教育並に世相に由つて感化された國民思想を弛緩し放漫ならしめようとするに至つた。併しながら一面に於ける國民の國際的自覺は自ら我が國の特殊な力に對する思慕の念を強めるものがあつた。茲に明治四十年以後から國民道德の自覺と研究と教養とが興隆するに至つたのである。

國民道德の鼓吹は其の根柢に我が國體に對する信念を

見出すのであるが、それと相俟つて、敬神崇祖、忠孝一本、神道、武士道に對する自覺と反省とを促しつゝあつた。否それ等の精神が國民道德の概念を形成し、且つ強化しつゝあつたのである。

明治天皇神さりました後、國民には可なり廣く道德的精神が自覺されて來たが、間もなく大正七年前後に於ける世界大戰に伴ふ外來思想危險思想と稱せられた新思想としてデモクラシーや社會主義的諸學説が横流して、國民思想の動搖を來たした結果として、眞剣な國體論が勃興し、次いで大正十二年の關東大震災を一轉機として國民精神の作興と訓練とが目ざましく自覺し施設されることとなつた。

かくて昭和の御世に進んで、偶々息づまるやうな政治的、經濟的、思想的な國難が反撥力に富む我が國民精神をして、益々國體觀念及び建國の精神に對する自覺を促すに至り、更に滿洲事變と國際的危機とに直面し、國民生活の不安定に接觸して、一方に自力更生を促し、一方に我が國民精神、日本魂に對して日本精神としての自覺を強めることとなつたのである。日本精神の自覺は斯やうな國民精神の進展と内外の緊張した國情に由る刺戟と

の間に起つたのであるからして、それは正に我が國體、建國の精神、皇道、惟神の道、神道といふやうな信念の覺醒と研究の發達とを其の内容としてをるのであつて、而もそれが正しく現時に於ける我が日本精神に對する自覺の全體相なのである。(河野省三、日本精神の檢討)

五、日本精神の顯現

【和氣清麻呂】 稱徳天皇の御代、道鏡の不忠野望を抑へ、「我國開闢以來君臣の分定る。臣を以て君とすること未だなし。天日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人早く除くべし」との神託を奏上し、國體の尊嚴を危機より救つた大忠臣である。

【寛政の三奇士】 江戸寛政の頃仙臺の林子平、上野の人高山彦九郎、下野の人蒲生君平の三人は奇行を以つて知られ、世に之を寛政の三奇士と稱した。併し奇行と雖も是皆勤王の大志に本づくものであるから、此の呼方は適切でない。林子平は海防論者で、海外の事情に通じ、「三國通覽圖説」「海國兵談」を書いて海防の忽せにすべからざるを説き、大に時人を覺醒した。高山彦九郎は十三の時「太平記」を読んで發憤したといふ。尊王の念厚く、楠

木正成始め南朝の忠臣を慕ひ、海内の急を知つて東奔西走、又京都三條橋上に跪いて皇居を拜したことは有名な話である。蒲生君平は主として山陵を調査し、足跡至らざるなく、「山陵志」を著す。又北邊の警報傳るや「不恤緯」を稿して時務策を説き、極めて憂國熱烈の士であつた。其他國典を明にせんとして「職官志」を著はした。

【北畠親房】 南朝の忠臣。足利尊氏叛するに及び、子顯家と共に南朝の爲に忠勤を勵んだ。

【神皇正統記】 北畠親房の著、六卷より成る。後村上天皇即位後間もない頃、常陸小田城に於て兵馬佐徳の間に書上げたもの。本書は一面に於て神代から後村上天皇の御代に至る迄の歴史であるが、同時に親房の國體論、繼統論、神道論、政治論、武家論等について懐抱せる意見を吐露したものである。その議論公正を極め、南朝正統論を眞向に振かされたもので、後世の國體論に大なる影響を與へてゐる。

【徳川光圀】 水戸藩第二代の藩主、明暦三年「大日本史」の編纂に着手した。その事蹟については水戸黃門遊歴の名を以て有名であるが、殖産、窮民救恤、高齢者慰安賜物、尙齒の風を起した。又元祿五年八月碑を淺川に立て、

「嗚呼忠臣楠子墓」と題し、朱之瑜をして贊を記さしめた。隱居後太田郷西山に居を移し、西山隱士といつた。

【大日本史】 明暦三年光圀の發意によつて編修に着手し、明治三十九年齋孫圀順に至り實に二百五十年の歲月を費して完成した紀傳體の國史。三百九十七卷二百二十六冊、別に目錄五冊がある。光圀の本書編修の本意は春秋の筆法を以て皇統を正闡し、人臣を是非し、以て名分を正し大義を明かにし、尊王の大意を寓するにあつた。例へば神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に列し、正朔を南朝に繫け、神壽京に入るに及んで統を後小松天皇に歸せし如き、皆光圀の英斷に出づと云はれる。本書が明倫正名に、又勤王思想の發展に寄與した事の大なることは固より云ふ迄もない。

【中朝事實】 山鹿素行の著。我が國の皇統事實を記載し、國體の冠絶、國民道德の典據を明論した上下二卷の書。乃木將軍が愛讀し、明治四十一年學習院長時代に印刷して知己に配り、長くも今上天皇の御幼年時特に自ら奉獻したと云はれてゐる。

【頼山陽】 名は襄、安永九年十二月二十七日、春水の長男として生る。十四歳にして千歳書史の上に不朽なる業績

を立てる事を期し、早く修史の素志を立てた。十八歳遊學の途次楠公戰歿の跡を吊して長篇の古詩を作り一躍有名となる。多くの著書がある。天保三年九月二十三日病歿す。

【日本外史】 頼山陽著。二十二卷。我が國武家の歴史で、源平二氏より徳川氏に至る武家の興亡を各家別に記し、根本は帝系年號を以て一貫し、名分を明かにしてゐる。主として「大日本史」を根據とし、其他二百數十種の書を引用してゐる。外史と名付けたのは、一國の正史ではなく、闕外の一典の意である。大義名分を明かにし、一代の氣節文章、以て世人を警醒し、人心を鼓舞激勵した。

【日本政記】 同じく山陽の著。神武天皇から後陽成天皇に至る百八世、二千年間の編年史である。綱紀の弛張、教化の隆替を記述し、附するに自家の論斷を以てしてゐる。山陽晩年の作で、本書論述中筆を握つて歿したといふことである。

進めた。次で本居宣長（眞淵の門人、將軍家治家齊の頃）は多くの書（古事記傳等）を著して國學を大成し、その死後の門人平田篤胤（家齊の頃）も亦深く國學を研究した。世に春滿、眞淵、宣長、篤胤の四人を國學の四大人といつてゐる。此の他宣長と同時代の盲人學者塙保己一は記憶力強く、古今の書を誦記し、古書を集めて群書類從を編纂し、大に國學の發達を助けた。

第十九課 情意の修練

一、理論と實踐

世には高遠な理論を説き乍き一向に實行の伴はないものがあるのは、未だその理論が眞の理論になつてゐない證據である。眞の理論は必ず實踐を伴ふべきである。理論の洗禮を受けたる者の自覺的行動は、一に論理的核心に基くものである。故に眞の理論、その人間の中核に根ざした理論は當然信念を伴ふものであり、信念ある理論は當然行動に迄導くべき必然の過程を通るものである。之即ち倫理的知見を必要とする所以である。

二、青年期

青年期は「第二の誕生」と言はれる如く、内自らの何たるかに目覺める自覺の時代であつて、此の自覺はやがて自己の將來の生活に對する煩悶ともなり考量ともなるのである。故にシュブランガーはその名著「青年心理學」(Psychologie des Jugendalters 1921)に於て青年期の特質として(一)自我の發見、(二)生活の計畫の徐々に發

生すること、(三)各種の生活領域に進んで入込むことの三つを擧げてゐる。即ち青年は第一に自我を發見せんと悶えると共に、第二自己の將來の運命を自ら決定せんと念徐々に加はり、自ら理想を立て、之を實現せんと努める。此の時期に於て生活の計畫が徐々に發生し始めるのである。最後に青年は眞・善・美等の價値を只與へられるまゝに受容せずして批判的に評價し、只文化を受容するに止らずして新しきものを構成せんとする。即ち彼等は科學、藝術、道德、經濟等の各生活領域に自ら進入せんと努力する。青年期の心理については上記シュブランガー原著の上村、土井兩氏譯「青年心理學」を参考にされたい。

三、感情の修練

「青年期の精神作用中特に著しき特徴は自己意識の強きこと、感情生活の動搖激しき事との二點にありとす。時に大なる理想を認め、自己の能力を誇張的に信じ、妄り

に長上に反抗する事あれば、時には又反對に無能を悟り卑下に陥ることあり。大なる努力を厭はず、勤勉度に過ぐる事あると共に、又永き睡眠を貪り懶惰に流ることあり。大なる犠牲をも辭せざるの反面には極めて利己的の面影あり。其の感情は常に反對の兩極を往來し、懷疑思想——特に青年後期に於て——に驅らるゝもの尠からず。青年は冒險に生き、對比に生き、理想に生く。青年期は之を一言に詩的、小説的の時代なりと稱することを得。

青年の感情を支配する最大の動力は固より異性に對する愛情にして、青年期の始期に於ては、一時兩性相反視し、相互に其の缺點を摘發する時代あれども、大凡十五歳以後著しき愛着を示すに至る。其の他の社會的本能亦次第に發達し、之を運動につきて見るも、青年期以前は殆んど競争遊戲に限られたるものが、漸く團體遊戲に移り、諸種のクラブを組織し、自己の屬する家族、團體、國家等につきて一種の自負心を感じ、互に相誇らんとす。斯くて更に進んでは單に社會と自己との關係を考察するに止まらず、宇宙又は宇宙の第一原因(神)との關係を認め、宗教的信念徐々に其の根柢を固む。統計の示す所

によれば所謂發心(同心)の時期は多く十六、七歳の時代に於て、之に次ぐは廿歳なりと言ふ。」(篠原、教育辭典)

四、意志の修練

【善意志】カントはその著「道德形而上學への置礎」(Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 1785)の劈頭に曰く、「この世界に於ては何處にも、否廣く此の世界の外に於ても、唯善意志の外には、無限局に善と見做され得る如きものは考へられぬ」と。故に道德善は善意志によつてあり、それは無限局な絶對的善であるといへる。而して善意志の直接の現れと見られる行爲を吾人は道德的に善なりといふのである。之即ちカントが動機論者といはれる理由である。善意志といふ動機のみによつて道德的行爲の全體を評價することの不十分なことは、既に本卷第六課に於て述べた所である。而も尙道德的行爲たる以上、所謂善意志に出發すべきことは不可欠の要件である。善意志とは至誠であり、誠意であり、まことであり、まごころである。

獨逸語で「最善の知と良心とに従つて」(Nach bestem

Wissen und Gewissen)と云ふ。かゝる行動であつてこそ初めて道徳的といひ得るのである。要するに善意志とは理性の原理に依る處の意志であるといふことが出来る。かゝる善意志を修練し、その實踐力を強化することは道徳上極めて大切である。

五、全人的修練

人格の修養は單方的であつてはならない。人格の全面が調和的に發達せねばならぬ。身心兩面は固より、精神的方面でも知・情・意の三方面が調和的に發達せねばならない。而も人間行動の最後の根據は意志であるから、此の意志が理性化され即ち善意志になることを要する。而も善意志の永續性を保つためには道徳的感情の修練を必要とし、又善意志の方向を誤らざらしむる爲には道徳的知見の修養が大切である。

【知行合一】 知行合一の説は古來東洋にも西洋にもある學說である。今簡単に王陽明とソクラテスの意見を紹介しよう。

(一)王陽明 陽明の學は心即理説、知行合一説及び致良知説を以て三綱領とする。心即理説とは、大は宇宙一切

の理から、小は人倫百行の規準に至るまで悉く我が本心に具はるものであるから、我が心を明らかにして是非善惡の標準を心に求めよと説くものである。之は既に陸象山の唱へた所である。

次に知行合一説は、知と行とは必ず並進すべく、眞に知れば必ず之を行ふべく、知つて行はざる者の如きは未だ眞に知るものに非ずと説き、「知とは行の始めにして行は知の成るなり」といつてゐる。

最後に致良知説は陽明が晩年最も力説した所で、要は外物の誘惑を斥け、心の本體たる天理を明らかならしめることである。良知を致せば心の理は明らかとなり、心の理明らかとなれば實行成ると。

かくて心即理、致良知、知行合一の三者は相俟つて氏の學說の骨子を成すのである。

(二)ソクラテス 氏は道徳を改善せんが爲には明かな知見を與へねばならぬとし、知は即ち徳なりとの確信を有した。謂へらく、悪行は無智の結果なり、眞に善を知らば必ず行ふべし。何となれば善は必ず幸福を伴ふものなる故にと。之がソクラテスの知行合一説である。斯くて氏は道徳を知識の上に建設し、道徳の何たるかを究

め、萬人の共に守るべき道徳上の原理を明確ならしめることによつて市民の道徳的生活を改善せんとし、街中を廻り青年をとらへて所謂ソクラテス法によりその知見を開發した。

第二十課 人生の意義

一、人生観

人生観とは英語の View of Life 獨語の Lebensanschauung であつて、人生に對する全體的な觀方をいふ。従つてそれは單なる概念でなくて直觀的である。故に獨語の Lebensanschauung が最もよく此の意味を表現する。例へば「兎角浮世は色と酒」といふ如き俗諺でも一の人生観と云ふことが出来る。勿論低級卑俗ではあるが兎に角一つの人生の全體的觀方に違ひない。人生観は必しも哲學たり宗教たるを要せぬが、併し人生の統一的觀方たる性質上人生の理論的又は價值的統一としての哲學宗教に歸趨し來る。夫故に哲學上の種々の立場、例へば厭世觀と樂天觀、唯物論と唯心論、現實主義と理想主義一元論と二元又は多元論、決定論と自由論、機械論と目的論の如き、又夫々に相應した人生観が存し得るのである。

二、厭世主義

【ファウスト】ゲーテの大作。ゲーテがファウストを嚮始めたのは青年時代であつたが、第一部を完成したのは一八〇一年で、第二部を完成したのは一八三一年、八十二歳の時であつた。ゲーテは此の作に於て生き甲斐ある人生を送らんが爲に、神を知り、宇宙の眞理を解かうとした。ファウストは劇の主人公であつて、彼は一切の學問を究めた大學者であるが、人生の幸福を味はふことが出来ない。そこで惡魔メフィストフェレスに身を委ねて世界を遍歴し、生と死を司る魔法によつて人生のあらゆる幸福と快樂とを得んとすることに初まる。色々の誘惑轉變を経、長い間の遍歴と努力の後始めて人生の意義と宇宙の眞理とを知る。此の劇は一生涯努力向上して止まぬ人間の姿を描いたものである。

【ショーペンハウエル】(Arthur Schopenhauer 1788—1860) 獨逸の哲學者。彼の哲學は大體カントの認識論、プラトーンの「イデア」論、吠陀の汎神論及び厭世觀の結合である。

ショーペンハウエルの厭世觀 氏は萬有の本体を意志と見、一切現象を以てその發現なりと考へた。而もその意志は盲目的、發動的である。彼謂へらく、「此の意志は人に顯現して生存生活の欲望となる。人の活動は此の生活欲から來る。而も此の生活欲は殆ど無限であるから、一の満足を得る時は他の欲望を生じ、かくて次々と起つて止む時がない。此を以て人は常住に不満足である。不満足は即ち苦痛を意味する。従つて人生は常住の苦痛だと云へる。加之人間知力の發達は欲望をして無限に増加せしめるが爲め、世の進歩は毫も苦痛を減することなくして却つて之を増加する。人が快樂と思ひ満足と感ずるのは一時的に苦痛の去つた結果のみで消極的満足のみ。此の如く生活が苦痛の連続であるならば吾人は之に堪得ずして解脱を求めねばならぬ。解脱の法は美を觀賞するのを最下とし、同情同悲之に次ぎ、意志の斷滅を最上とする。意志の斷滅とは佛教の涅槃即ち寂滅に入ることである。故に吾人の究極理想は涅槃の境に入ることである。」

と。かくて彼は人生の満足を得んとして意志發動の抑制斷滅を考へ、極めて消極的人生觀をとつたのである。その批評は教科書本文の如くである。

三、厭世主義の批評

「生きんとする意」(Will to live) は人生の根本である。一切は此の基礎の上に立つ。人間の進歩、文化の發展は此の意志の精鍊向上に外ならない。然るに之を斷滅するとは人生の否定であり、人生を否定しては最早問題は無くなつてしまふ。宗教も哲學も畢竟は人生をより深く生きんが爲であり、人生を擴充發展せんが爲めであらねばならぬ。厭世主義は世を逃避する卑怯な態度と云はざるを得ぬ。

四、樂天主義

樂觀主義を説く者の中にも種々の立場があるが、要する所人生を幸福と觀じ、地上に於ける理想的樂園の出現を信する人生觀である。ライブニッツは彼の豫定調和の考へから一の樂天觀を立てた代表的一人である。彼謂へらく、「現實の世界は多くの可能なる世界中最良なものとして神によつて選擇されたものである。凡て事物は完全なる丈一層多くの存在權を有す。現世界は神によつて選擇さ

れたから最良だといふよりは、寧ろ最良なるが故に神に
選擇されたのである。現世界の存在することが即ち最良
なる證據である。併し現世界には種々の不善の存するこ
とも亦掩ふべからざる事實である。蓋し世界の一部分に
於ける不善は全體の善美を増さんが爲に存するのであ
る。譬へば、食物に少量の薬味を加へると却て全體の風
味を増す如く、又繪畫に醜い色を混えると却て全幅の美
を生ずるが如きものである。部分的不善があればこそ最
良なる世界があるなり」と。併し理屈は兎に角として、
現實界に惡、苦痛の存することは嚴然たる事實であり、
輕々に樂天觀に組することは出来ない。

五、生くべき道

佛教に於て涅槃を説き解脱を教へること恰かもショーベ
ンハウエルの説の如くではあるが、而も少くも現代人の
奉ずる佛教はショーベンハウエルの如き消極的退嬰的の
ものではなく、正に積極的、進取的である。佛教による
修行は所詮人生に於ける眞の優者を作ることにある。人
生には苦もあり樂もある。而も苦に悩み敗れず、靜かに
之を抑へ進んで運命を開拓する底の人間修行こそ、吾人

の求める意義ある人生である。

オイケンの精神生活 「オイケン」は自分自身の哲學を精神
生活の哲學と呼んで居る。精神生活は全體的、内面的、
本質的なる根本生命である。全體的なるが故に普遍的、
一體的、宇宙的、超個人的、又無限的、永遠的であり、
内面的なるが故に従つて内容的、自發的、本原的、創造
的であり、又全體的の性質と相待つて獨立、自存、自主、
自由である。精神生活に於てオイケンの特に力説するは
その未完成である。されば精神生活は宇宙の形而上學的
本質として未だ自分とならない者、即ち自然(外的、斷
片的、物的なる)と戦ひ(二元的、理想主義的)之を同
化し征服する爲に絶えず活動せねばならぬ。(活動主義
Activismus)而も精神生活は宇宙の本質たると共に人間
の眞の自己であり、その實現は人間生活による外はない。
それも個々人の生活を越えず歴史的生活によらねばなら
ぬ。彼の哲學の倫理的、人格的、歴史の傾向はこゝから
來る。同時に彼は精神生活の發現を純論理的に見ること
に反對して、反論理的若しくは超知識的活動を之に認め
た。(岩波哲學辭典、安倍)

中等新修身書備考 卷五 目次

第一課 最高學年	一、此の一年	一	三、生活と信仰	九
	二、我等の立場	一	第四課 道德と法律	三
	三、見識の確立	二	一、風俗慣習	三
	四、有終の美	三	二、法律と道德	三
第二課 道德と藝術		四	三、法律の進化	三
一、藝術とは何か	四	第五課 道德と社會	一、道德の發達	五
二、藝術の種類	四		二、誤れる個人主義	五
三、藝術の世界	五		三、社會理想主義	六
四、藝術と道德	五		四、社會の進歩	六
五、藝術的心情の精練	六		五、社會生活の倫理的批判	六
第三課 道德と宗教	七	第六課 經濟の發達	一、經濟の觀念	八
一、宗教の本質	八		二、産業の發達	八
二、宗教の倫理化	九			三

三、その影響	三
四、社會改造	三
第七課 經濟生活の倫理(一)	三
一、經濟生活	三
二、生産の問題	三
三、勞資協調	三
第八課 經濟生活の倫理(二)	三
一、生産と資本	三
二、資本主義	三
三、機械過程	三
四、交易	三
五、分配	三
六、消費	三
七、經濟生活の理想	三
第九課 現代思想問題	三
一、思想問題の意義	三
二、現代思想問題	三
三、危険思想	三
四、その批判	三
五、思想問題と我等	三
第十課 社會事業	三
一、社會の缺陷	三
二、貧窮問題	三
三、皇室と社會事業	三
第十一課 婦人問題	三
一、婦人の地位	三
二、婦人問題の發生	三
三、人格の平等	三
四、婦人問題の正しき解決	三
第十二課 結婚と道德	三
一、社會と結婚	三
二、結婚の條件	三
三、結婚生活の永遠性	三
第十三課 歴史の尊重	三
一、人間と歴史	三

二、現在の理解と過去	三
三、青年と歴史	三
四、國史の成跡	三
五、國粹保存	三
六、將來の歴史	三
第十四課 國民道德	三
一、國民道德の意義	三
二、國民道德と人道	三
三、國民道德の成因	三
四、國民道德研究の必要	三
第十五課 國體觀念の史的發展(一)	三
一、國體觀念	三
二、徳川時代前期	三
三、惺窩と羅山	三
四、山鹿素行	三
五、山崎闇齋	三
六、淺見訶齋	三
第十六課 國體觀念の史的發展(二)	三
一、徳川時代後期	三
二、加茂眞淵	三
三、本居宣長	三
四、平田篤胤	三
五、水戸學派	三
六、藤田東湖	三
七、明治時代	三
八、大正昭和時代	三
第十七課 國民道德と外來文化(一)	三
一、國民道德發達の契機	三
二、民族固有の精神	三
三、儒教の傳來	三
四、儒教とは何か	三
第十八課 國民道德と外來文化(二)	三
一、儒教の影響	三
二、儒教の缺點	三
三、佛教の傳來と教理	三
四、佛教の影響	三
五、西洋思想	三

六、國民道德の發達……………八

第十九課 國家と教育……………八

一、國家と文化……………八

二、文化と教育……………八

三、我が國の教育……………八

四、我が國民教育の將來……………八

中等新修身書備考 卷五

第一課 最高學年

一、此の一年

中學四年から上級學校へ進む道が出来て以來、特に上級學校へ進む者の多い都會地の中學校では、ともすると五年生を生徒も職員も敗殘者の如くに考へる傾向がないでもない。それがため、中學五年の生徒は動もすれば氣分が弛み、訓育上面白からざる結果を生ずるに至る。然らざる地方の中學校に於ても、一般に五年位になると、身體的にも精神的にも成人化して來るから、此の學年の指導には特に注意を要する。故に學年の初に當り、特に最高學年たるの自覺を振起し、本人のため、學校のために、誤りなき一年を過させるやうにしたい。

二、我等の立場

【最高學年者に期待】 中學四五年位になると相當自覺が深

まつて來るから、生徒を或程度信用して委せるならば、可成り面倒なことでも責任を感じて遂行するものである。夫故に、生徒のためにも學校のためにも、生徒の自治活動を獎勵し、特に五年級の者を指導者として活動させることが望ましい。仕事の出来る能力を待つよりも、仕事をやらせることによつて能力を練る方が早道であらう。學校の盛衰が如何に最高學年の良否に強い關係あるかを理解させたい。

【我等はそれら諸先輩の精神を承繼いで】 時には、教師の訓辭以上に卒業先輩の忠言が生徒に強く響くことがある。又、生徒の間には、一般に先輩の築上げた功績を汚すまいとする熱心さがある。それ故、平素生徒に先輩の奮闘の跡、學校の名譽ある事蹟等を知らしめ、學校の榮光を永久に續けんとする熱意を振起したい。

【我等が學校に於て與へられた任務を遂行することにより
…】 近來ともすると一切罪惡の責任を社會に負はせ、
自らは恬として恥ぢぬ風があるのは、如何にも歎かはし
い現象である。責任感なき者は人格なきものである。人
はその與へられた天分に、献身的に奉仕する處に人生の
意義を見出す。かくして人格は充實し、創造發展する。
生徒の中から、よく職分に對する自覺を深めて置きたい。

三、見識の確立

【人生觀】(英 View of life. 獨 Lebensansahnung.) 人
生に對する全體的な觀方であるが、それは單なる概念で
なく直觀的であることを要する。獨逸語の Lebensan-
sahnung は最も此意味に協ふ。例へば「兎角浮世は色
と酒」といふが如き俗諺の類も、人生を或る一つの見方
に統べたものとしての一個の人生觀と見ることが出來
る。人生觀は必しも哲學たり宗教たるを要しないが、し
かし人生の統一的な見方たる性質上から人生の理論的若
しくは價值的統一としての哲學宗教に歸趨し來る。此故
に哲學(若くは宗教)上の様々の立場、例へば厭世觀と
樂天觀、唯物論と唯心論、現實主義と理想主義、一元論

と二元論、決定論と非決定論、機械論と目的論の如きは、
又夫々其に相應したる人生觀を生ずるはいふまでもな
い。それが世界に就ての統一的見方たる世界觀と離す可
からざる關係にあるは勿論である。参考書、オイケン
の「大思想家の人生觀」(安倍能成、岩波哲學辭典に據る)
【世界觀】 人生觀と世界觀とは區別して考へることは出來
ない。時には全く同一の意味にさへ用ひられたりする。
尤も概念的に區別するならば、人生觀は人生全體を統一
的に觀る仕方であり、世界觀は之に對して、世界全體を
如何に統一的に觀るかといふ態度である。而も人は「世
界に於ける人」であり、世界は「人に見られた世界」で
ある限り、兩者の間には自ら共通性が生じ、區別が困難
になる譯である。

【學而不思則罔、思而不學則殆】 論語の爲政篇にある句。
學問しても只文字や事柄を表面的に知る許りで、よくよ
く思索してその意義を體認しなければ、事ある場合に臨
み茫然としてしまふ。併し又反對に、考へて許りわても
學問をしない者は、自分よがりの意見だけで猪突するか
ら、何か事あつた場合に極めて危険であるといふこと。

四、有終の美

【有終の美】 英語では Crowning glory と S. 4。

【最後の五分間】 英語では the last five minutes と S
ふ。

【九仞の功を一簣に虧く】 百日の説法屁一つといふに同
じ。九仞(仞は八尺)の山をつくらうとして、今一簣(ひ
ともつこ)といふときに中止すること。即ち折角やらう
とした仕事を「今一息」といふ處で挫折すること。論語
にある言葉。

第二課 道德と藝術

一、藝術とは何か

【人類の美的理想を實現】人間は動物と異つて理想に生きるものである。人間の理想には色々あるが、眞・善・美・聖等はその主なるものであつて、眞は科學の理想、善は道德（狹義の）の理想、美は藝術の理想、聖は宗教の理想である。調和された人間は、之等各種の理想が調和的に發展したものである。之によつても分る如く、美的理想は人間生活の目標とする理想の一であつて、畢竟人間の精神が藝術的に活動する時、その活動の實現目標となる價値である。

藝術の意義 「藝術とは何ぞ」といふ問に對して、多くの解答が與へられる。

左に參考として數個の學說意見を列記しよう。

(1) 西田幾多郎氏の説。氏はその著「藝術と道德」に於て美の本質を論じ、藝術の意義内容は純なる人間性なる所以を説き「純粹に人間的といふものを離れて、藝術的といふものがあるのではない」というてゐる。

又藝術家と作品との關係については次の如く云ふ。
「藝術家と作品とは「動き」la mobilité」といふ如き不可分離なる一つの作用となるのである。此立場に於て萬物が活かされるのである。これが感情移入の眞意義である。藝術の對象界は表出運動を通じて見られた世界である。否之によつて成立する對象界である、プロテウスの云ふ如く沈黙によつて理解すべき世界である（同著四一—四二頁）

(2) 阿部次郎氏の説。氏はその著「美學」に於て、藝術の本質が表現にあることを論じてゐる。又氏は「藝術とは、一つの生命を、本來この生命とは直接に關係なき物象の中に移すものである」（同著三二二頁）とも云ひ、又「あらゆる藝術の本質は表現することである——換言すれば觀念化されたる生を官能的なるもの、中に封入することである」（同著三二四頁）とも云つてゐる。

(3) 大西克禮氏の説。氏は岩波の哲學辭典中に於て、先づ「藝術の定義は種々に與へられてゐるが、素より満足

なもの是有り得ない」と斷り、次の如く云つてゐる。

「藝術の本質は、その諸々の現象の完全なる研究の後に初めて闡明さるべきものであるから、一言にして豫めその核心を實質的に捉へることは到底不可能である。吾々は只その活動の特色を考察する外仕方がない。先づ藝術とは、或る生産的活動の過程その者、若しくはその成果所産をも括めて云ふ言葉であるが、その活動には自ら特殊の性質、目標、様（程）、材料、手段、原力、内容、條件等が考へられねばならぬ。今此等の諸點に於ける藝術成立の要件を綜合すれば、藝術とは一定の社會に於ける人間の内面生活の要素及び内容を、その心的衝動に基き、特殊なる外的材料、技巧、及び様式によつて、美的に表現する人格活動の過程及び結果である」と云ふことが出來よう。故に藝術に取つて就中肝要なるものは、（一）文化的價値ある精神的内容、（二）その個人的把握、（三）その外的表現である。斯の如くして生産せらるゝ觀照的成果が、恒久的に固定せられたるものを藝術品又は藝術的作物と云ひ、その生産者を藝術家と云ふ」

(4) 紀平正美氏の説。氏はその著「哲學概論」に於て哲

學と藝術との比較をして居るが、その中に、

「我等の直観は物質的材料を要する、然るにそれを受取つて我がものとなし、それに自己を加へて、再びその材料に依て外的に出したものが藝術なのである。換言すれば、我を加へた材料を提出し、それによつて再びその我を直観せしむるのが藝術の意義である」（同書八五頁）と述べてゐる。

二、藝術の種類

【見地の異なるに従つて種々に分類される】教科書に於ては最も普通にされる表現の形式的分類をしてある。此の他或は表現の心理的内容から、或は聯想から、或は哲學的概念から、或は機能から（ワグナーの男性藝術と女性藝術の如く）等、種々の立場に基く分類法がある。

三、藝術の世界

【無關心の適意】「適意」の代りに「快感」の語を用ひてもよい。カントの用ひた言葉。彼は又「欲望なき價値」の語をも使用してゐる。カントは次の如く云つてゐる。

「道德の世界は、直ちに我々の住む社會生活だ。我々が利害心をもつて活動してゐる社會生活の、相互の接觸に道德の世界が構成せられる。この社會的實生活からきり離された時、道德はもはやその存在の意義を失はなければならぬ。」

然るに藝術の世界は、直接に現實的な社會生活の一部を占め、その生活を構成するものではない。私は壁にかかつた一枚の風景畫を眺めてゐる。それは一箇の額面だ。私は恍惚とその風景の美に沈潜してゐるが、次第に眺めわたして目がその額縁を越えた時、私の沈潜した世界は消滅してしまふ。その額面の世界と額のかゝつてゐる壁又は部屋の世界とは何の關係もない。この風景はこの風景だけで、全く独自の世界を構成してゐるのだ。しかも此の風景の世界は、我々の住む世界の中に、全然新しく創造せられた一つの世界なのだ。現實的な社會生活と我々とは、一刻の斷絶もなく利害による結合をなしてゐるが、この藝術の世界と我々との間には、利害の上で何の關係もない。その藝術の中には、いかに深刻に利害の世界の葛藤が描かれてゐたとしても、我々はその利害と直接には何の關係もない。いや何の關係をも持つことが出来ない。たとひその作品の中で、或る人間が慘害に殺害される場面が描寫せられてゐたとしても、我々は絶対にその被害者を救助することが出来ないのだ。藝術の世界は、斯くして我々の現實的な利害の世界から全然

超越してゐるが、藝術のこの特質を我々は無關心と呼んでゐる。然らば藝術は何故無關心の世界を構成するのであるか。蓋しそれは、現實的な實行の働きに於ける世界ではなく、我々の想像の働きに於ける世界なるが故である。併しこの想像の働きは、また我々の生命の働きの一部であるとすれば、その働きによつて形成した世界は、直接に現實的世界の一部を構成しなかつたとしても、生命の一つの働きとして、いかに空想せられた世界であつても、現代意識の上に立脚しなければならぬ。又それが想像の働きの上に成立した世界なればこそ、現實的制約を突破して、一の新らしい生活理想を暗示しなければならぬ。」

四、藝術と道德

【藝術至上主義】 藝術至上主義とは人生の最高價値を以て美の表現たる藝術に置かんとするものである。此の主義は往々道德問題を惹起する。何となれば藝術の爲には人倫道德をも無視せんとするからである。巷間に出る小説中に時々かゝる主義を寓した作品を見ることがある。本書にも述べた如く、藝術は人生の美的理想を表現したものであるが、之を以て最高とし、絶對とすることは許

されない。諸々の精神的價値は、道德的宗教的價値によつて規制されねばならない。即ち善、聖の價値が最高に位せねばならぬ。

【リップス】 Theodor Lipps 1851—1914 獨逸の哲學者、一八九四年から一九一三年迄ミュンヘン大學の正教授。彼は普通心理主義者と考へられてゐるが、彼の心理主義は經驗主義、主觀主義、相對主義の意味に於けるものではなく、カントの批判的精神や客觀的觀念論と結合した心理主義である。リップスによれば、哲學は精神科學即ち內的經驗の學である。論理學、倫理學、美學はその基礎として心理學（リップスの意味する）を有するものとした。彼には哲學、美學、心理學等に關する名著が多數ある。

五、藝術的心情の精練

【感情育】 色盲に模した言葉。即ち美的なるものに對して無關心な鈍感者をいふ。

鑑賞と創作 蓋し鑑賞と創作は藝術活動の二方面といへる。假に創作が活動方面とするならば鑑賞は受容の方面である。天才的作家は特に生來その方面に優秀な素質

を有するものに限る。殊に創作の低能者は人前で創作することを恥ぢ、終に藝術眼が極めて幼稚の儘で枯死する。かゝる者には特に鑑賞指導をするのがよい。鑑賞も練習によつて相當程度迄發達する。

第三課 道德と宗教

一、宗教の本質

【シュライエルマツベル】Friedrich Ernst Daniel Schleiermacher 1768—1834 幼にして敬虔主義の教育を受け、牧師養成の學校に入る。併し當時の教育法に不満を感じ、一七八七年ハルレ大學で神學を學ぶ。後暫らく家庭教師となり、九六年以後伯林で説教に従ふ。其の間に一七九九年「宗教に關する講演」一八〇〇年有名な「獨語録」Monologen を書く。一八〇四年ハルレ大學に招聘されたが二年にしてナポレオンの戦禍に遭うて去り、伯林で愛國的講演説教等をなす。又伯林大學の創設に助力し一八一〇年以來その神學教授となる。同時に三一教會の説教者を兼ね。大學の講義は神學に限らず、辨證法、倫理學、教育學、哲學史、國家學にも互つた。彼の宗教論は極めて權威あるものと評價されてゐる。

【絶對憑依の感情】Schlechthiniges Abhängigkeitsgefühl の譯語で、絶對的從屬感情とも譯される。彼の「基督教信仰」序論に於て云つた言葉。彼は此の言葉を

以て宗教の本質と解した。彼は當時、宗教を以て單に形而上學と道德との斷片に過ぎぬとした啓蒙思想的見解に激しく反對し、宗教をば、不斷の活動に於て働きかける力の無限としての宇宙の直觀と定義した。之が後に「絶對憑依の感情」といふ言葉で表現されたのである。

【神】「神とは何ぞや」と問はれる時、恐らくは考へる程不可解な問題となるであらう。神を如何なる内容に解するかは、古今東西その種類が極めて多い。且又原始宗教の神と現代文化人の神とは大に異なる。併し神を「人間以上のもの」「崇高なもの」と觀する點に於ては共通である。西田幾太郎博士は次の如く云はれる。

「神とはこの宇宙の根本をいふのである。上に述べたやうに、余は神を宇宙の外に超越せる造物者とは見ずして、直ちにこの實在の根柢と考へるのである。神と宇宙との關係は藝術家とその作品との如き關係ではなく、本體と現象との關係である。宇宙は神の所作物ではなく、神の表現 manifestation である。外は日月星辰の運行より

内は人心の機微に至るまで悉く神の表現でないものはない、我々は此等の物の根柢に於て一々神の靈光を拜することができるのである。

ニュートンやケプレルが天體運行の整齊を見て敬虔の念に打たれたといふ様に、我々は自然の現象を研究すればする程、其背後に一つの統一力が支配して居るのを知ることが出来る。學問の進歩とはかくの如き知識の統一をいふにすぎないのである。斯く外は自然の根柢に於て一つの統一力の支配を認むる様に、内は人心の根柢に於ても一つの統一力の支配を認めねばならぬ。人心は千狀萬態殆ど定法なきが如くに見ゆるも、之を達觀する時は古今に通じ東西に亘りて偉大なる統一力が支配して居る様である。更に進んで考へる時は、自然と精神とは全然沒交渉の者ではない、彼此密接の關係がある。我々は此二者の統一を考へずには居られない、即ち此二者の根柢に更に大なる唯一の統一力がなければならぬ。哲學も科學も皆此統一を認めない者はないのである。而して此統一が即ち神である。(旁點筆者) 勿論唯物論者や一般の科學者のいふ様に、物體が唯一の實在であつて萬物は單に物力の法則に従ふものならば神といふやうな者を考へるこ

とはできぬであらう。併し實在の眞相は果してかくの如き者であらうか「善の研究、二七九—二八〇頁」

【佛】正しくは佛陀 Buddha。無上正等覺を得た覺者の義。釋迦といふ歴史的人物が成道して初めて得た稱號で、之が佛教の起原である。

二、宗教の倫理化

【戒律】佛の制する禁戒のこと。五戒（不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒）八戒、十戒を初め、極めて多くの律儀がある。

【聖パウロ】聖はセイント Saint とよむ。聖者の意。使徒パウロ Paul the Apostle とも呼ぶ。パウロは初め基督教に反對し、基督教徒の迫害者であつたが、後に回心して基督教徒となり、異邦人即ち猶太人以外の國民に主として傳道したから「異邦人の使徒」とさへ呼ばれる。

三、生活と信仰

神人關係と人倫關係 綱島梁川はその「宗教の第一義」に於て次の如く云つてゐる。

「宗教の味ひを詮じ詰て言へば『天地の父に對する親孝行のこ

「ろ」に外ならぬ。衆生佛を憶念すれば、佛亦衆生を憶念し給ふ。この親ごころと子ごころとの、水の地中を行くが如く相慕ひ相求めてやがて一箇不盡の生命の泉に抱き合ふもの、これ即ち宗教の最高調ではない乎。我れ若し執然として天地の間に在るの思ひ潜かに萌しそめんか、此の漠然たる子ごころは、日夜無聲の潮のやうに靈魂の奥より湧きて、竟に天なる父の姿の、さやかに我が心上に刻み出ださるゝまでは、其の寂びしくして而かも熱烈なる「内なる叫び」を休止せぬであらう。既にして仰いで我が本来の父を見んか、わが満心の歡喜の杯溢れて、歩々不斷の靈交に妙なる法悦の心の華開けて、浩々おのづから聖意の實行者たるに至る、否、至らざるを得ぬ。親孝行の一念、これを措きて復た宗教的意識の神髓に徹し得たる言葉あるべしや。宗教心の高い人とは、畢竟この天地的孝心の實驗深い人といふのである。われ昔しは、是くの如き發表法を以て詩的標象の辭とのみ軽く思ひ去つてゐた、然るに多少の實驗に參するに及びて、件の親子的意識は、實中の實なる無等一乘の眞理として、分け入れば分け入るほど、辿りつくせぬ思ひがして來るのである。人倫の關係を、神と人との間に當て嵌めたといふよりも、神人如實の關係そのものが、本来人倫の至極の模範標準に外ならぬのであると解つて來たのである。神人の關係は人倫以外のものでなく、寧ろ人倫其のもの、粹である。而して予は、此處

に宗教と道德との深奥なる關係が横はつてゐると思ふ。」
 【カント】 Immanuel Kant 1724—1804 獨逸の大哲學者。近世哲學に轉機を作つた人。著書には純粹理性批判、實踐理性批判、判斷力批判の所謂カント三批判の他、各般に互る多數の名著がある。

【道德律に對して……】「實踐理性批判」の結論劈頭にある「それを考へること屢々にして且つ長ければ長きほど、常に新たにして増し來る感歎と崇敬とを以て心を充すものが二つある。それはわが上なる星の輝く空とわが内なる道德律とである。」

といふ句に示された精神を指す。原文次の如し。

Zwei Dinge erfüllen das Gemüt mit immer neuer und zunehmender Bewunderung und Ehrfurcht, je öfter und anhaltender sich das Nachdenken damit beschäftigt: der bestirnte Himmel über mir und das moralische Gesetz in mir.

【ベスタロツチ】 Johann Heinrich Pestalozzi 1746—1827 世界最大教育家の一人。瑞西チヌーリツヒの人。教育の實際家として、且教育の理論家として眞に代表的な第一人者。次に記す彼の墓碑銘はよく彼の一生を物語

つてゐる。

技にハインリツヒ・ベスタロツチー眠る。

一七四六年一月一二日チヌーリツヒに生れ、

一八二七年二月十七日ブルグに逝く。

ノイホーフに於ける貧民の救助者。

リンハルドとゲルトロードに於ける民衆の説教者。

スタンツでは孤兒の父。

ブルグドルフ及びミュンヘンブクゼでは、國民學校の創立者。

イヴァダンに於ては、人類の教育者。

眞の人よ、眞の基督教徒よ、眞の公民よ。

總べて他人の爲にし、己れは一も取らず。

祝福あれよ、彼の名に。

【神に對する信仰……】一七八〇年に出した「隱者の夕暮」
 Abendstunde eines Einsiedlers 中にある一節。原文
 次の如し。

Glauben an Gott — Quelle der Ruhe des Lebens
 — Ruhe des Lebens, Quelle innerer Ordnung —
 innere Ordnung, Quelle der unverwirten Anwend-
 ung unserer Kräfte — Ordnung in der Anwend-

ung unserer Kräfte, Quelle ihres Wachstums und
 Bildung zur Weisheit — Weisheit, Quelle alles
 Menschensegens.

第四課 道德と法律

一、風俗 慣習

【郷に入らば郷に従へ】西洋にも「ローマに來てはローマ人の如く行へ」When at Rome, do as Romans do. と云ふ諺がある。

【風俗慣習から道德法律が分化】道德と法律とが其の未だ分化せられざる時代にあつては社會的慣習の中に含まれ、社會的慣習がすべて社會の標準となつたのである。一體倫理(Ethics)の語源エトス(Ethos)、道德(Moral)の語源モール(mor)は何れも習慣を意味する事によつても、又最近に於ける道德史の研究にも社會的慣習が道德の母胎なることが明かである。それは自然に成立せる團體生活(家族・種族・民族等)の中に於て自ら發生したもので、團體の成員が何故に習慣に従ふべきか、習慣の權利・價值如何を問ふことなく、其の絶對的權威に疑問を懐くことなく、殆んど無意識に服従したのである。其の強大なる強制拘束力は集合意識即ち輿論の制裁に基づくのである。然るに一方では同一個人が同時に異

二、法律と道德

種團體の成員なるより互に衝突矛盾する諸種の習慣を経験することや、或は又異民族との接觸、異文明の移入によつて、從來の習慣と異なる習慣を見聞すること等が縁となり、他方では又自己省察の發達、個人意識の覺醒等が因となつて、こゝに個人は社會の無制約的支配を逸脱し、之に對して批判的態度をとるやうになつたのである。こゝに習慣は二方面に分化するに至つたのである。内方的方面では人格的道德の確立となり、外的方面では法律の制定となつたのである。既に道德と法律とが成立せる後には殘餘の習慣は之と没交渉不用となれる如く思はるゝも、實は尙兩者と對立的位置を占め、多大の勢力を示してゐる。これ其の中には尙未だ分化せざる道德・法律の要素が多分に保留されてあると共に、他面又一度分化せる道德法律が再び習慣に還元し、其の殘分を習慣の名に於て遂行すること多きを以てである。(岩波哲學辭典)

法律と道德との差異點

法律と道德とは斯く共通點を有すれども、また互に異なる點もなきにあらず。第一、法律の及ぶ範圍は狭く、道德の及ぶ範圍は廣し。法律は人の行爲を律すれども、總ての行爲には及ばず。例へば、親切、寛恕は法律の命する所にあらざるなり。然るに道德は、吾等一切の行爲を律して漏らす所なし。また法律は行爲の外的方面を扱ふのみにして、内的方面には及び難し。盗まんとの考を起したりとも、事實其の行爲に出でずんば法律上の制裁を受けず。されど、良心は必ずこれを非難すべし。更に法律は、直接他人に關係ある行爲を規定するに止まれど、道德は他人に影響なき己れ一個の行爲をも支配す。第二に法律は概して消極的にして、道德は積極的なり。前者は邪惡を防ぐ方面に主力を注ぎ、後者は正善を勸奨するに一層の努力をなす。例へば法律は個人の生命財産を保護すれども、之を有利に使用すべしとは命ぜず。然るに道德は其の兩面を兼該す。第三に道德法は法律よりも高き權威を有す。換言すれば良心の命令は、法律の命令よりも上位にあり。何となれば、法律は道德上の要求によりて改廢せられるれども、法律によりて道德を支配し、良心を威壓することは不可能なれば

なり。これは蓋し、法律に於ては、國民一般を律するを要し、而も國民には賢愚善惡の差別あるにより、制定の標準を高處に置く能はざる事情あるに因る。また「法律は合理的なるべし」と要求せらるゝに徴しても、道德の權威のより大なるを察するを得ん。要するに道德の要求する一部が、強制力を有てる成文律となれる者を法律と見て差支なし。此の故に法律上正しき人は、必ずしも道德上の善人とは稱するを得ず。吾人は法律を犯さざるは勿論、更に道德上の要求に満足と與ふるを要し、高遠健全なる理想に訴へ法律を公平に批判して一層其の改善に努めざるべからず。(荻原擴著 倫理學概論)

三、法律の進化

【合法的に改廢】法治國家に於ては、遵法の精神が眞に道德化されねばならぬ。法は法たるが故に一の絶對の權威をもつ。併し法も社會の進化と共に、その形式内容が變化せねばならぬ。この時には、一定の豫め定められた手續を経て、合法的に改廢されねばならない。此の手續を踏まぬ非合法的行爲は、國家社會の安寧秩序を亂し、法治國家としては絶對に許されない。今參考迄に憲法及び

皇室典範を改正する時の手續を示すと、次の如き條文がある。

憲法第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員 分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

皇室典範第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

第五課 道德と社會

一、道德の發達

【歐語「道德」の語原が……】 第四課備考一、風俗・慣習を参照のこと。

【個人意識から離在する客觀的慣習】 原始人には未だ道德に關する自覺がない。従つて彼等の行動は一に當該社會の傳統によつて左右されるのみで、個人の自覺的意識に基く反省作用を缺く。傳統なるが故に、慣習なるが故に、それに従ふのである。

【自由意志】 獨 Willensfreiheit 自由意志といふ概念は極めて多義的に使用され、(一)物的自由或は動作の自由、(二)心理的自由或は選擇の自由、(三)形而上學的自由或は内的自由、(四)道德的自由或は課題としての自由等種々ある。本書に於て云ふ自由意志は主として第四の意義で使用してある。第四の自由意志とは、意志が道德法に全然服從して、道德的意志(純粹意志)になりきつた状態を指す。即ち物慾が良心に従ひ、一時的衝動が理性の命に従屬し、反規範的性が合規範的になり、所謂自律的

意志が現實化された時、意志は自由を獲たと云はれる。

二、誤れる個人主義

【プロタゴラス】 Protagoras ソフィスト(詭辯學者)の事業の創始者。西曆紀元前四八五年頃生れた希臘の哲學者。彼は諸方を遍歴し到る處に名聲を博し、遂に亞典府に來て教授を業とす。後間もなく神々の存在を否みたりとの理由で訴へられ、此の地を去らねばならなくなつた。然してシシリイに渡らんとして途中難航の爲溺死したと傳へらる。

【個人が萬物の尺度】 プロタゴラスの知識論の根據は「人は萬事の尺度なり」といふことに歸する。即ち吾人が外物を知覺するのは唯外物が吾人の感官に觸れる時の状態で、物それ自身を知ることとは出來ない。夫故に若し吾人の感官の状態が變ると知覺も變る。従つて知識は外物が吾人の感官に影響する時の關係に存し、萬古不易の眞理はないといふ主觀的相對的な懷疑論を唱へた。

【グリーン】 Thomas Hill Green 1836—82 英國の哲學者として新ヘーゲル學派を代表し、所謂超越的倫理學者中の最も大なる者。

【共同善】 英 Common Good 公共善とも譯す。此の語は特に英國に於て道德の目的を表はすに用ひられる。傳來の功利主義者もグリーンの如き絶對論者も共に此の語を使用し、道德の目的を指示してゐるから、それだけに又その善の内容が判明しない。カンパーランドは之を以て幸福及完全だとし、純然たる功利派は快樂とし、絶對論者は宇宙的心靈の實現としてゐる。その公共とは、善が個人的でなくて公衆的であることを意味する。

三、社會理想主義

【デュルケム】 Emile Durkheim 1858—1917 佛國最近に於ける著名な社會學者。

四、社會の進歩

【近世産業の發達】 十九世紀初頭に於ける英國産業革命に源する各種産業界の發達を意味する。

【制度は容易に硬化】 各種の社會制度はその時々々の社會事

情に即して制定されるから、それが制定された時に最も有効に作用する。併し社會は常に動き漸次に進化するから、制定當時有効であつた諸制度も追々に有効性が減退したり、又は無効になつたり、甚だしきは有害にさへなることがあり得る。而も制度が一旦出來ると漸次に制度の中に含まれる精神が忘れられ、只制度なるが爲に違ふといふ意識が構成される。従つて本文にある如く、個人の自覺なしに機械化し硬化する。かゝる性質は一般に社會的客觀的規範の長所であると共に短所ともなる。

五、社會生活の倫理的批判

【人は環境の產物】 マルクスズムが盛んに唱へられて以來、一般に人格活動が輕視され、凡て人間の行動は社會の經濟事情に支配されると考へられるやうになつた。故に罪惡を犯してもその當人を責めるのは無意義のことと、宜しくこの犯罪を作らしめた社會の經濟事情を變改すべきことを要求する。勿論人間は環境の力に影響される方面も多いが、さらばといつて行動の責任を一切環境に歸することは、結局人間の崇高なる道德性を否定することになる。吾等は環境の勢力の大なるを認めると共に

「百萬人と雖も吾行かん」といふ人格の良心的態度を無視することが出来ない。

第六課 經濟の發達

一、經濟の觀念

經濟の意義 經濟とは極めて複雑なる人間生活の一方面をいふのであるが、それは生活上の必要と便宜とに供せらるゝ手段に關係して成立つものである。即ち人は生活せんが爲めには外界に存する種々の物資や人の勤勞を必要とし、これらを獲得し使用することによつて生活の維持と内容の充實とをはかり得るものである。經濟とはこの意味に於て人々がそれらの手段を獲得し使用することに關係ある行爲に依つて成立つものであつて、それは個人經濟として又社會經濟として實現する。

人間生活の内容は極めて複雑であるから、これに要する物的手段の獲得と使用とも亦種々の方面に表現する生活上の必要に關係し、その物件はこれをその獲得使用上の目的より見れば固より種々雑多なものたらざるを得ない。即ち直接に衣食住に關するものから審美的藝術的なものに至るまで、決してその目的の限定せられることはない。即ち經濟は種々の目的の爲めにせられる手段の獲得使用について成立つ關係であるが、その生活上の目的そのものについて敢て問ふ所がない。たゞその手段を獲得使用することのみ依つて成立つものである。

固より經濟は人の生活上に表はるゝ種々な慾望を満足せしむることに役立たんことを任務とするものであるが、併し慾望の満足それ自らは經濟關係ではないのである。たゞ慾望の満足を得るためにその手段とせられるものに關聯して經濟は成立つに過ぎない。そしてその手段として爲されるものは、自己の行爲であることもあり、又他人の行爲であることもあり、その行爲に依つて慾望充足のための物的手段が調達せられることもあり、行爲それ自身が要せらるゝ場合もあるが、經濟はすべてその手段たる所のものを獲得し使用することに關してのみ成立つものである。

所が經濟なる觀念を定むるについては、尙ほ限定を要する。それはたとへ慾望充足に役立つ手段たるものを獲得し使用する關係であつても、それが悉く經濟關係としてのみ見らるべきものではないといふことであつて、經濟關係たるが爲めには、必ずや慾望充足手段たるものを獲得し使用するについて、これを爲すに依つて得られる效用 (Use, Utility) とこれを爲すに要する犠牲 (Sacrifice) とを比較することが伴はなければならぬ。そして人はこれを比較することに依つて常に比較的少き犠牲を以て

比較的多くの効果を擧げんと努むるものである。即ち苟も人が合理的に行動する限りは斯く爲すを本則とし、従つてこれは人性的の常則といふことが出来る。茲に則ち經濟關係は成立つわけで、斯の如く、比較的少き犠牲を以て比較的多くの効果を擧げんとすることを「經濟原則」(the economic principle) とす。

(河田嗣郎、經濟學原理)

經濟の發達 經濟は人が生活を營まんが爲めに經濟原則に従つて所要の物的若くは人的な手段を獲得し又これを使用する行爲をいふものなるが故に、經濟といふ概念は個人個人について成立ち得べきものであり、又實際的にも經濟といふ生活方面は個人各自について表はれ得る。けれどもその實際に行はれる有様をその發達上についてみれば、未開な時代から人々は互に若干數の者が集つて一の共同生活體を造り、その團體内に於て共同的な經濟を行ふを例とする。そしてその共同經濟團體は、幼稚な經濟を行ふ未開民族の間に於けると、進歩せる經濟生活を爲す開明民族の間に於けるとでは、著しくその面目を異にするのである。それらの狀況を比較して觀察すれば、吾等はよく經濟の發達に關する概念を捕捉することが出来る。

殆んど動物に近いやうな生活をしてゐる野蠻人の間には、まだ秩序ある經濟生活は表はれて來ないから、それらは暫く論外に措くとして、や、秩序の立つた幼稚な經濟を營む者について

見て、共同的な團體生活として表はるゝ經濟の原始的なる形式を求むれば、それは所謂「自然的家庭經濟」(die natürliche Hauswirtschaft) なるものである。この種の經濟に在つては、團體所屬者の生活上の必要は、主として自家の生産に依つて充たされる。所謂自給自足の經濟であるから、或はこれを名付けて「封鎖的家庭經濟」(die geschlossene Hauswirtschaft) と呼ぶのであるが、然しかやうな經濟に於ても、交易に似た事實即ち經濟體相互間に於ける經濟的の交通が全然缺如するわけではない。

とにかく個別的な自給經濟は、當初一家團體の内部に於て行はれ、それらの自給經濟體が多數併存して各々その規律とする所に従つて生産を行ひ、又生産物を用ゐて獨立の生活を營むのであるが、その中に經濟が發達するに連れて、この自給經濟體としての共同生活團體は漸次にその規模を擴大することになる。そしてそれは或地域を限つて各家庭經濟體の間に規則正しき交易の行はれるに至るに伴つて、その地域が又新たなる自給經濟體となる發達過程をとつて表はれる。その地域的な自給經濟體として、莊園 (Manor) や村落や諸侯の領域やが史上に表はれて來る。

斯の如く自給經濟體の規模が大きくなつて、その内部に於て或程度の規則正しき交易が行はれるやうになれば、各自給體相

互間にも亦或程度の交易は必然的に行はれたければならぬことになり、茲に段々と自給経済から交易経済への推移の勢が熟して来る。そしてその勢は必要上當然に貨幣の發達を促し、貨幣の發達は又逆に交易の盛行を結果することになって、從來の「自然經濟」は化して「貨幣經濟」(Geldwirtschaft)の時代を迎へ、經濟狀態の著しき發展を見るに至るものである。その狀況は歐洲中世の經濟史特に自由都市發達時代の歴史を見れば、容易にこれを窺ふことが出来る。我國に於ても足利氏時代から徳川氏時代にかけて、明かにその發達の経路を辿るを得るであらう。

家庭經濟は領域經濟に發達し、自然經濟は貨幣經濟に發達したけれども、尙ほ中世時代の經濟は幼稚な域を脱し得なかつた。そしてその狀態は亞米利加大陸の發見と、印度及び東洋諸國への航路の開發といふ二大事實が表はれて來なかつたならば、歐洲の地に於て長く存続したであらうと思はれる。然るに十五・六世紀に於てこれらの大事實が相次で現はれ、その結果生産に要する原料は世界到る所からこれを獲ることになり、又生産物は世界の隅々に涉つてこれを賣ることが出来るやうになつたものだから、歐洲諸國特に英國に於ける經濟界は、茲に又大いなる發展を遂げなければならぬやうになつた。即ち從來の封鎖的な經濟組織を以てしては到底時代の必要に應ずることが出来なくなり、その經濟の行はるべき團體組織がもつと大きくなる必

要に迫られて來た。それに當時政治の組織に於ては封建制度が瓦解して、國家組織の出來上る氣運が熟して來たものだから、この政治上の勢と上に述ぶる經濟上の勢とは相結び相扶けて、遂に政治的には新たな中央集權的な國家の成立を見、經濟的には大體その國家の領域を以て區域とする所の「國民經濟」(die Volkswirtschaft)の組織の成立を見ることになつた。

この國民經濟組織を基礎として行はれる經濟は、世界に於ける各國間の盛なる交通貿易を實現するに至り、貨幣經濟は益々發達して「信用經濟」(die Kreditwirtschaft)の發育を促し、實質なる意味に於ける交易經濟の時代を招致するに至つた。

そして他方には生産は交易に刺戟されて愈々隆盛なるに至り、その經濟上の意義に於て消費に對して漸次重きを爲すに至ると共に、生産の行はるゝ、組織は從來の小規模にして東縛的なものより化して、大規模にして自由なものとなり、所謂「企業組織」(die Unternehmung, der Unternehmer)を完成することになつた。そして生産物は主として交易の爲めに賣出され、所謂商品としての意義を獲得するやうになつて、世は商品生産の時代となつてしまつたのである。

然る間に十八世紀の後半以後盛に行はれて來た機械の發明は、生産技術を急激に變化せしめ、その結果として生産業務の經營組織も一變せざるを得ざるに至り、從來の手工業組織や家

内工業組織は化して工場工業組織となり、鑛山業や交通業の如きも亦大規模組織による經營を行ふものとなつた。即ち生産の組織は漸次社會化せらるゝに至り、個々の家庭に於てはたゞ消費經濟を行ふに過ぎざることになつた。

これら技術上と經營上との大變化は、所謂「産業革命」(the industrial revolution)として知られ、先づ英吉利を見舞つたのだが、他の國々も追々これに追従する外はなく、その勢は全世界的となつて、一般的なる經濟的大變化を完成したのである。そして生産の業務は從來勞働を主位に置いて行はれてゐたのに、今や資本を主位に置いてこれを行ふことになり、然も生産は直接に生活の必要を充すべき享樂財の生産以外に、更に新たな生産に用ゐらるべき資本財の生産を盛に行ふことになつて、その業務の目的は人生生活上の必要を充すといふことよりも、先づ以て貨幣的計算に於て利得を擧げることとを以て目的とするに至り、利得は更にこれを資本として生産に用ひ、結局生産は資本増殖の爲めに行はれるやうな形となつて、茲にその目的と形態との上から見て所謂「資本主義時代」(die Kapitalismus, Capitalism)の發見を見ることになつてしまつた。(河田嗣郎、經濟學原理)

二、産業の發達

【産業革命】

十八世紀の終りから十九世紀へかけて約百年間に亘る機械、動力等の生産手段の革命を中心とする社會組織の變革をいふ。ドップは産業革命を分ちて二となし、先づ紡績業によつて始まつた初期の變革を第一産業革命とし、一八五〇年以後製鐵製鋼法の變革を稱して第二産業革命といつてゐる。固より二者は相互に密關する。産業革命は單にその技術的の革命の故をもつてのみ重要なに止らず、封建社會諸關係を崩壊せしめて、資本主義社會を打立てたことに於て人類史上重要な意義を有す。

産業革命は一七〇〇年の後期より先づイギリスに於ける紡績業に行はれた。ワイマットのローラー・紡績機、ケイのドロップ・ボックス及びフライイング・シャトル、ハーグリーブスのジュニー紡績機、アークライトのウォーター・フレーム、クロムプトンのミュール機、カートライトの力織機等を其著明なものとして、紡績物業方面に幾多の發明が行はれた。

之等の變革は又製鐵及び石炭業の變革を招致し、ニューコンメン、スミートン、コート、ハンツマン、ネイルソン等の製鐵業に於ける諸發明及び有名なベッセマー法、オープン・ハース法が續いて發明され、製鐵製鋼業は空前の發達を遂げた。かかる各方面に於ける機械の發明は從來の人力、馬力、馬力等の動力以外の強力なる動力の必要を喚起し、遂にワットの蒸氣機

開の發明となつた。

産業革命はイギリスを發生の母國として、他の諸國の産業革命は主としてイギリスよりの技術の輸入の上に行はれた。従つて時期がイギリスよりもおくれた。フランスはイギリスより五十年、ドイツは同じく八十年おかれて産業革命が起つたといはれる。

産業革命はその結果として手工業を全滅せしめ、機械による工場制度を起し、生産力は異常に増加して資本家と労働者との對立を生じた。エンゲルスは産業革命について「然り革命！同時に市民的社會の全部を改造し、其世界史上に於ける意義が今日に至つて始めて認識され來つた革命！」といつてゐる。(社會科學大辭典に據る)

三、その影響

【社會問題】英 Social problem, 獨 Soziale Frage 人々が、社會構成の状態や社會生活の狀況はまさに斯くの如くあるべし、斯くの如くあらざるべからずと信する所と、現實の社會構成の状態及び社會生活の狀況とが、一致しない場合には、人々はその理想とする所に照して現狀を批評し、又その理想に合致するやう現狀を改革せんと企てるであらう。斯かる場合に其の批評や改革の要求が、

或一部の人々の間にのみ行はるゝに止らないで、廣く社會に涉つて表はれて來るに於ては、其の批評は社會問題となつて表はれ、其の要求は社會運動となつて表はれる。されば社會問題と社會運動は互に離るべからざる關係を有し、批評するが故に要求し、問題あるが故に運動は起る。(經濟學辭典、河田嗣郎氏)

四、社會改造

經濟上の自由主義と國家主義 經濟の發達の現狀に於て注意を要することは、所謂資本主義經濟時代は、思想界に於ける自由主義旺盛の時代と併行し、従つて資本主義經濟は自由主義經濟であつて、經濟活動はなるべくこれを各人の自由活動にまかせ、經濟の社會的組織は所謂國民經濟組織として成立つてゐても、國家は權力團體として獨りに經濟活動に干渉しこれを束縛し制限するが如きことを避け、所謂公序良俗に反せざる限りは自由に放任することを以て本則とするものであつた。然るに近時に至つては、思想界に於ける自由主義に對する反動的氣運と、これに伴ふ新たな國家主義の勃興と、他面には又社會主義の實力獲得との爲めに、これを世界的に見れば、經

濟に關しても亦國家的なる若くは社會的なる統制を行ひ規律を施して、これを國家全體として又は社會全體として秩序づけ、全體としての有機的なる全一經濟を造り上げん爲めに、常に國家意思若くは社會意識を以てこれを規整して、全體としての單一性を徹底せしめんとする努力の現はれて來たことである。併しこの新氣運は今の所まだ從來の自由主義とその力を競ひつゝある有様であつて、將來の支配的狀勢として何れが勝を占むべきかは、容易に豫斷を許さざる所である。(河田嗣郎、經濟學原理)

【社會政策】 Soziale Politik 社會政策の語義はイギリスの社會改良(Social reform)にほぼ一致し、社會問題の名稱で包括される資本主義社會の缺陷に對し、個人主義經濟學の自由放任政策では不十分であるとし、何等かの積極的の國家的、公共團體的、乃至社會的矯正方法を講ずることを主眼とする。一八七二年アイゼナツハ會議に於てシユモラーが改良を要す可き問題として具體的に同盟罷業、勞動組合、工場法、住宅問題等を擧げ、翌年の獨逸社會政策學會に於て、明確にその名が採用されたのである。ワグナーは「分配行程の範圍に於ける諸弊害に對し、

立法行政の手段を以て抗争するを目的とする國家の政策」と解し、ソムバルトは經濟政策を個人政策と社會政策とに區分し、社會政策は農業、工業、商業の諸政策を包含し、經濟生活の全般に互り且つ階級政策を中心とする。ウイーゼは弱者救済の「倫理的」性質を考へ、アモンは内部、物質的依存關係の維持増進に資する「政治的」努力方法なりとする。福田徳三氏は資本(非人格的要素)勞動(人格的要素)の闘争を社會進歩に必要とし、兩者の平等の認識、平等の保護取扱ひに關係する國家の義務的行動と解してゐる。

約言すれば、社會改良を目的とする國家公共團體の政策と云ふに歸すべく、社會觀、世界觀に關する根本的體系、又は發展方向に關する認識、階級の目的意識に關する究理よりも、現實的の對應策の方面に事實上限定せられてゐる。(社會科學大辭典)

【工場法】 我國の工場法は明治四十四年三月二十八日法律第四十六號として公布されてゐる。大正十二年に一部改正を見、同十五年七月一日より右改正法が施行された。更に昭和四年の部分的改正を経て今日に及ぶ。工場法には原則的規定を設け、細目は工場法施行令及び工場法施

行規則にある。工場法の内容を次に摘示する。

- (一) 工場法の適用範囲
 - (イ) 當時十人以上の職工を使用する工場
 - (ロ) 事業の性質危険なる工場又は衛生上有害の虞ある工場
- (二) 就業の制限
 - (イ) 保護職工の範囲(十六歳未満の者及び女子)
 - (ロ) 時間に關する制限(一日十一時間以下たるべきこと、午後十時乃至午前五時の深夜業禁止、毎月二回以上の休日、一日三十分又は一時間の休憩時間、危険又は有害作業の禁止)
- (三) 設備の取締
- (四) 職工の扶助
 - (イ) 扶助義務の發生(業務上の負傷、疾病、死亡)
 - (ロ) 扶助権利者(本人、遺族若しくは本人の死亡當時其の収入に依り生計を維持したる者)
 - (ハ) 扶助の種類及び範圍
 - (ニ) 解雇の種別
 - (イ) 職工名簿の備付
 - (ロ) 賃銀の仕拂(毎月一回以上通貨を以て)
 - (ハ) 解雇の豫告と豫告手間(二週間分)
 - (ニ) 解雇の場合の證明書請求權

- (六) 徒 弟
- (七) 臨 檢
- (八) 工場 管理人
- (九) 罰 則
- (十) 訴願及び行政訴訟

工場法の適用につき重大なる意義を有つものは保護職工の深夜業禁止であつて、大正十五年改正工場法施行の際にも三年間の猶豫をおいたものであるが昭和四年七月十日を以て實施さるゝに至つた。(社會科學大辭典)

【社會主義】 第九課「現代思想問題」備考参照。語の詳細なる説明は第九課に譲られたし。

第七課 經濟生活の倫理(一)

一、經濟生活

經濟關係領域の擴大は前課に於て教授した所を復習する。

二、生産の問題

生産の意義 生産とは慾望充足の手段たるべき物を調達する行爲をいふ。その意義は前編に述ぶる所に依つて既に明かなやうに、新たに效用を造り出すこと若しくは既存の效用を増加せしむることをいふに外ならぬ。つまり財そのものを造り出すに止まらず、廣く效用を産出することを生産と稱するのである。物質は元來無減無増のものだから、何人と雖も新たに物質を造り出すを得べきものではない。されば簡単に財の生産といふと雖も、實は財そのものを物質的に新たに作り出すのではなくて、外界に存する物質を利用しこれを人生に役立たしむるやう、その效用を造り出すに外ならぬのである。詳言すれば、天然的に存在する物質を取り來つて、或はその形状色彩そ

の他に於て、その上に物理的若しくは化學的な變化を生ぜしむることに依り、或はその所在の場所を變ぜしむることとに依り、或は時間の經過の爲めにその性状を變ぜしむることに依り、或は又その所有の關係を變ぜしむること等に依つて、その物質をして更に一層有効に人生の用に適するものたらしめ、それによつて得らるべき慾望満足 の程度を一層多大ならしむることを稱して、生産といふのである。(河田嗣郎、經濟學原理)

【自然資源の貧弱にして……】 第三卷第十六課「海外發展」備考参照。

【労働者保護法】 我國に於ける労働者保護に關する法規は、其の數に於ても、其の保護の程度に於ても甚しく低い。我國の労働者保護法規を法系別に列記すると左の如くである。

- 一、工場に關するもの。
 - 工場法。同施行令及施行規則。
 - 工場附屬寄宿舍規則。工場危害豫防及衛生規則。

黄燐燐寸製造禁止法。

二、鑛山に關するもの。

鑛業法。鑛夫勞役扶助規則。鑛業警察規則。

三、屋外勞働者に關するもの。

勞働者災害扶助法。同施行令及施行規則。

重貨物の重量標示に關する件。

四、以上凡てに共通のもの。

工業勞働者最低年齢及同施行規則。

勞働者募集取締令。

五、官業勞働者に關する特別法令。

傭人扶助令。供給勞働者扶助令。

三、勞資協調

凡そ財貨の生産には自然、勞力及び資本の三者を必要とする。故に勞働者は資本家を俟ち、資本家は勞働者を俟つて初めて共に生産に關與し得るのである。故に兩者は共に協調して相互の向上に努むべきである。勞働者が眞に神聖なる勞力を以て奉仕し、資本家が眞に勞働者に感謝し、單に物質的利益をのみ目的とすることなく、人類社會の幸福増進に向つて有効に資本を運轉する時、初め

て勞資協調の實が擧るであらう。經濟活動は道德化されて初めて眞の目的が達成される。

第八課 經濟生活の倫理 (二)

一、生産と資本

單獨企業と共同企業 企業家が一人で全責任を負ひ又業務の全般に涉る任務を司る場合には、これを「單獨企業」と稱し、企業家が多人數である場合には、これを「共同企業」と稱する。小規模な事業はこれを行ふについての任務も比較的簡單でその責任も軽いから、單獨企業として行はれるを得、又單獨企業なれば事業に關する計畫の決定及びこれが實行に當つて、よく獨斷專行を爲すを得るの便宜があるから、單獨企業であるのを例とする。又これに要する資金を調達するについても、單獨企業であることが餘り多く不便でない。然るに大資本を要する大規模の企業に至つては、その資金調達の上に於ても、その業務實行の上に於ても、任務が多方面で且つ繁激であるのと、責任が重くて且つ事業失敗の危険も大である等の事情の爲めに、單獨企業として行はれるは困難で、共同企業たるを以て有利とする場合が多い。されば現今の實際に於て、大規模の事業には共同企業が漸次單獨企業

に代つて行はれるに至るを見るのである。(河田嗣郎、經濟學原理)

【産業組合】 Co-operative Society ヲヨーロッパに於ける協同組合の發達は、十九世紀中葉以來のことに屬する。その目的とする所は、資本主義經濟の發達に依つて蒙る打撃から解放されんが爲め、中産層以下の者が、協同經營の手段に依つて組合員の營業及び經濟の促進を企圖するに在る。

本邦に於ても封建時代夙に頼母子講の如き、報徳社の如き、又は社會の如き、殊に信用を主とする一種の協同組合が存した。併し本邦今日の産業組合は此等とは直接何等の關係なく、品川彌次郎、平田東助兩氏がドイツの Erwerbs- u. Wirtschaftsgenossenschaften の見學に依つて彼地から移植されたもので、「産業組合法」として公布實施されたのは明治三十三年である。爾來數次の改正を経て今日に及ぶ。現今産業組合法第一條は「本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖

スル爲左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ」と規定し、その目的として左記事業を掲げてゐる。

- (一) 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト(信用組合)
- (二) 組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セシテ之ヲ賣却スルコト(販賣組合)
- (三) 産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工若クハ加工セシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト(購買組合)
- (四) 組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト(利用組合)

(社會科學大辭典に據る)

共同企業と會社 共同企業は個人ノ企業より發達したものであることは明かである。然もその發達の當初に於ては所謂「組合組織」により、現今民法に規定する所の組合契約の如き形式と内容とに依つて行はれた。然るにその後經濟一般の發展は、漸次にその共同團結を複雑な、然も又團體自身がこれを組織する各個人を離れてこれより獨立した人格を有するものとして、法律上完全に權利義務の主體たるを得るものたることを必要とするに至らし

め、漸くにして「會社組織」の發達を促すに至つた。而してその會社なるものは、現今の商法の規定する所では種々の異なる相違による種別が認められる。そしてこれは發達上よりいへば、當初は合名會社が主として行はれ、後合資會社の發達を見、終に最後に株式會社の組織が廣く行はれるやうになつたものである。他の言葉を以てこれをいへば、當初は専ら人を主とする所の團結による共同企業が行はれ、漸くにして人と資本との結合たるに至り、終に資本を主とする所の結合が大に發達するに至つたのである。而してこれは實に吾等が先にこれを論述したやうに、生産の發達上當初は勞働が主たる要素であつたのが、後漸くにして資本が主たる要素たるに至つた事實と、相應するものであつて、生産上の必要はその生産の任務に當る者の結合の方法をも、漸次これに適應するものたらざるを得ざるに至らしめた。(河田嗣郎、經濟學原理)

【企業聯合】 カルテル Kartelle をいふ。之は同様な利害關係を有する各自獨立な企業家が、その企業上の利益を擁護増進せんが爲に、生産及び販賣上に共同事業を爲す目的を以て、自由に取結びたる一時的契約(永續的のもの)

のもないではないが、その契約に時間の制限のあるのを原則とする)に依つて成立する團結である。而して團結せる各企業は銘々獨立に企業を営むもので、團結の爲めに從來獨立なりし多數企業が融合して一となり、從來のものがあるの獨立を失ふ性質のものではない。たゞ團結による契約の爲に、各員の企業が一定の範圍内に於て制限を被るに過ぎぬけれど、兎に角これは合同團結によつて大を爲し、以て各企業家が獨自一己を以てしては爲し能はざる所のことを爲さんとするものである。

カルテルの種類はその目的によつて色々に分類されるが、大別すれば、需要に關して統制を行はんとするものと、供給に關して統制を行はんとするものとに分けることが出来る。

- (一) 生産品の供給に關する統制。
 - (1) 販賣條件を統制せんがための條件カルテル。
 - (2) 販賣價格を統制せんがための價格カルテル。
 - (3) 所屬各企業に於ける生産條件を統制せんがための制限カルテル。
 - (4) 販賣の割當のための區域カルテル。
 - (5) 全生産量の制限の爲にする生産割當カルテル。

(6) 全販賣若くは國內販賣の集中の爲にする販賣カルテル。

- (二) 企業家が需要者としての立場より需要を統制せんとするもの。
 - (1) 勞働に對する需要を統制せんとする勞働カルテル。
 - (2) 原料品及び半製品に對する需要を統制せんとする仕入カルテル。

(河田嗣郎、經濟學原理に據る)

【企業合同】 トラスト Trust をいふ。カルテルとその趣を異にし、合同としては更に一層その結合の程度強く、集合的な企業組織として現今最も發達したもの。之は企業經營を集中せんが爲に、多數の企業が融合して一となるもので、米國に於て最も發達してゐる。

トラストとカルテルとの區別 トラストはカルテルの如く時間的制限を基礎とした契約ではない。原則として永久存続を目的として成立する。又カルテルは生産品の需要と供給との關係を調整せんが爲に、所屬企業者の業務に一定の制限を設け、之を共同目的に叶ふ如く統制せんとするが、トラストは各企業家の手中よりその業務經營上

の主腦部分を奪取り、之等をして専ら生産の技術的方面にのみ任せしめ、企業經營として一切のことは主腦の機關に依つて行ひ、恰も一企業家が市場に對して經營上の掛引をなすが如くに、一手に大仕掛に之を行ひ、以て企業上の最大利益を擧げんと期するものである。又カルテルは企業家間に於ける自由競争より生ずる弊害を避けんが爲に、競争を遮止して各企業家をしてその存在を維持せしめることを目的とするに反し、トラストは自由競争が極度進行はれ、その結果最も競争力の強い者が弱い者を打倒すの狀態に達するによつて發生するか、然らざれば、主として生産上のことを目的とするのでなくて、多少投機的傾向を有する業務上に於ける、金融計畫の結果として成立する。又カルテルは同一種類の生産品に關してのみ、企業家相互間の競争を統制せんとするものだから、同一企業に屬する者も同時に多數のカルテルに加盟し得るも、トラストにあつては、多數企業家は其の全企業をあげて一の合同體に溶解せしめるから、一企業家にして同時に二つ以上のトラストに加入し得ない。(河田嗣郎、經濟學原理に據る)

二、資本主義
資本主義については第六課「經濟の發達」備考参照のこと。

【人格關係が稀薄になつて來た】本課備考「共同企業と會社」参照。

【企業結合】前述企業聯合、企業合同等を總括した名稱。

三、機械過程

機械文明は人類の文化生活に奉仕する限りその妥當性を有する。若し機械文明の發達が人類の文化生活に脅威を齎すに於ては、それは悲惨なる文化の自己矛盾であつて、それはやがて文化一般の墮落を意味し、人類社會の没落をさへ將來するであらう。

四、交 易

第六課「經濟の發達」備考参照。

【信用經濟】貨幣經濟に伴つて信用の現象が漸次に發達し、資本主義が發展すればする程信用の働きは複雑化し、擴張し、資本主義社會に於ける重要な役割を演じてゐる。此の點から、信用經濟の名稱が用ひられるに至つた。

五、分 配

六、消 費

七、經濟生活の理想

經濟と道德の一致 扱道徳とは人として行ふべきの道、人として具ふべきの徳を總稱する。又經濟とは人が財物を獲得し利用して其生存發達を遂ぐる事を謂ふ。されば道徳は善を目的とし、經濟は利を目的とする。此二者の關係の密接なることは、之を織物に譬へれば、道徳は經(タテイト)の如く、經濟は緯(ヨコイト)の如く、之を人に喩へれば一は精神の如く、他は肉體の如くである。之を要するに道徳は本であつて、經濟は末である。然るに現今經濟を論ずる者は多くは道徳を度外に措き、而して經濟の事を行ふ人は往々道徳を無視し、又は之に背反する。蓋し彼等は道徳と經濟の關係の密接なるを悟らず、利と善とは畢竟合致するの大眞理を知らざる者である。抑も人の行爲は道徳的であつて、同時に經濟的であるべきものが多い。道徳的行爲は善を目的とし、經濟的行爲は利を目的とする。例へば父母を奉養するは道徳的行

爲であり、耕稼を力むるは經濟的行爲である。耕稼を力めて嘉穀を收め、之を以て父母を奉養するときは、善は利と合して、道徳的行爲と經濟的行爲とは相融合する。然れども皮相の見に従へば善は必ずしも常に利と合せず、道徳的行爲と經濟的行爲とは往々背馳すること有るが如く思はるゝ場合がある。善人にして貧寒に一生を送り、不義にして富み且壽なる者、古今其例に乏しからぬ。然れども余思ふに善に大善あり小善あり、利に大利あり小利あり、道徳並に經濟の極致は小善を進めて大善となし、小利を進めて大利と爲すに在る。而して大善と大利とは必ず一致すべきものである。語を換へて云へば、大なる經濟は大なる道徳と一致する。蓋し小善は多くは小利と一致すべきも、時として然らざることあり。而して小善は大利と矛盾し、大善は小利と衝突するは常に免かれざる所である。これ皮相の論者が乃ち説を爲して「道徳的行爲と經濟的行爲とは必ずしも常に一致せず」と謂ふ所以である。

扱何故小善は大利と矛盾するかといふに、例へば路上に食を乞ふ者あらんに、之に食を與ふは小善である。農民をして皆豊年の時に貯蓄し、凶歲に遭ふも彼等をして

皆飢餓を免れしむるは、是れ大利である。大利を謀る者は往々小善を顧みない。而して知らざる者は其不仁を諷ること有るべし。次に何故小利は大善と衝突するかといふに、例へば米商が凶歳を豫想して、米の買占を爲し、米價を暴騰せしめて暴利を得たる場合に、一人暴利を得て衆民は困窮し、困窮の餘り罪を犯し刑に觸れる者多き事あらん。故に社會の大善を謀る者は往々少數者の小利を壓抑することあるなり。(田島錦治、經濟と道德との關係及び合致)

第九課 現代思想問題

一、思想問題の意義

【考へる動物】 thinking animal 人間も一個の動物として、他の動物と共通に有する方面が澤山ある。感覺、知覺、記憶、呼吸、消化、生殖等即ち之である。併し人間は他の動物に見られぬ思惟 Denken, Thinking の働きがある。従つて此の點に於て動物と區別されるとの見解は、古代アリストートル以來多くの學者によつて認められる所である。

二、現代思想問題

【個人主義】 第四卷第一課「社會生活」に於て個人主義の誤りについて一般的に指摘して置いた。併し個人主義にも色々の種類があり、或は倫理的、社會學的、教育學的等の見地から色々々に解釋される。今茲に參考迄に前二者の意味する個人主義を照會する。

(一) 倫理的個人主義。對他的に或は多の中の一者としての個人の自覺に基づき、其權利を主張し、價值的特殊性を要求す

るもの。大別して二種となし得る。量的(利己的)個人主義と質的(理想的)個人主義と。

(1) 前者は個人としての自覺の内容が數量上の一個人としての價值と權利とに止まるが爲めに、人格の感性的自然の方面が主になり勝ちである。快樂説の基礎をなす利己主義は此種のもの。個人の本性を専ら求快避苦の自利心にあるとす。對他的には他人の干渉を受けずに己れの好む處を行ひ欲するがまゝに振舞はんとする獨善主義。我利主義や、國家社會の統制制御を出来るだけ少くし各人の自利追求を自由に放任すべしとの政治經濟上の自由主義(リカルド、スベンサー、ステュアート・ミル)などとなつてあらはれる。ベンサムが「一人は唯一人として計算せらるべく、何人も二人以上に計算せらるべきにあらず」と云つたのは、量的個人主義の根本原理。之に個人の權利平等觀が結付けば、量的多數によつて萬事を決せんとする低級デモクラシーが成立す。普通に社會主義と對立的に考へられる個人主義は上述の意味(自由放任、我利獨善)のものであるが、然し社會主義の自由を制限し團體的を重んずる主張の根柢には屢々量的個人主義が潜んで居るを發見する。即ち其個人觀は原子的機

機械的で感性的自利的方面が主になつて居る。團體生活の尊重は手段としての尊重である。目的は個人——多くの場合感性的個人の幸福。個人主義と社會主義とは目的を同じうして手段を異にするのみ。

(2) 質的個人主義は或は之を「個性主義」とも稱すべく、理想的個性の實現發揮を目的とするもの、自由は右の實現過程に障礙を與ふるものを排斥し實現を容易ならしむる制約は却つて之を要求する意味と、理想的個性實現の究竟地、課題としての自由との意味とを併せて含有す。即ち放任の自由ならで却つて抑制と精選とを必須とする自由。理想とせらるゝ個性の見解如何によりて此個性主義は種々の異相をとる。細別して貴族的個人主義と人格的個人主義となし得べし。在來の奴隷道徳を排して君主道徳を提唱し、超人の理想を個性發揮の目標として掲げたニーチエ、乃至其流を酌むマロツクの如き之に屬す。其基礎となる權力意志が生物學的意義(生存競争、適者生存)に富む爲めに、多數主義の短を補完する點に於て旨趣あれども、動もすれば社會生活の協働性を無視するの弊に陥る。之に反して人格的個人主義は、個性の絶対價值を主張すれど、其個性は自他を包容し全體中の部分たる個性なれば、團體主義とよく契合す。それぞれ趣を異にせる處あれど、リップスの人格主義、オイケン、フアイトの個人主義之に屬す。(錦田義富、岩波哲學辭

典)

(二) 社會學的個人主義。個人を以て個人以外のもの、たとへば團體または他の個人の手段と見ず、それ自身一の目的なりと見る主義をさす。普通には團體主義に對せしめて考へられる。此の目的たる個人を自己のみと見る時には唯我主義が成立する。自己と同じく他の個人も亦目的たる事を認むる時こゝに普通に通に云ふ個人主義即ち狹義の個人主義となる。此個人主義は自由の方面を高調する時、スペンサーの如く國權の作用を極小ならしめんとする自由主義、進みては無政府主義となるものである。またそれは平等の方面を高調する時、社會主義の形をとるに至る。社會主義は必ずしも決して團體主義ではない、大抵個人主義の一様態である。自由平等の方面に亘りて個人主義を徹底せしめようとする時サンディカリズム、乃至無政府共產主義に到着する。また、個人主義は必然に世界主義であり、人類を重しとして國家及び其他の中間的結合を輕視する。(高田保馬、岩波哲學辭典)

【自由主義】 デモクラシーの基礎概念として二つのものが存する。自由と平等と即ち之である。蓋し此の二概念がデモクラシーの骨子であることは、古代ギリシャの政治學に於ても米國の獨立宣言書に於ても、又佛國革命の標語に於ても之を認めることが出来るのである。そもそも自由とは如何なるものぞといふ

に、之には種々の意義が存するやうである。今は便宜に従つて單に二つの場合を考へることとする。其の一つは單に一時の衝動に驅られて其の欲する所を行ひ、前後を思慮する暇なく、秩序や規律を蹂躪し去る態度である。渴すれば飲むまじきをも飲み、餓うれば喰ふまじきをも喰ふのは此の種の自由である。此の自由は獨り人間に存するばかりでなく、他の動物にも亦存するのである。即ち人畜共通の自由である。名づけて自然的自由といふべきである。無規律・放肆・我儘勝手は何れも此の自由の有する別名である。否、衝動的奴隷となり畢る點からいへば、確かに一つの不自由である。一つの束縛である。従つて此の自由は眞の自由ではない。道徳的にも政治的にも値打がないばかりでなく寧ろ危険である。人をして一時の欲念に唆かされて無思慮無分別な行動に出でしめるからである。次に之を内にしては己が理知に問ひ、之を外にしては社會の制度慣習の眞精神に問ひ、然る後己が善とし、正と信じ、又眞と信する所を、斷々乎として貫徹する自由がある。己の所信を遂行する爲には一切の障礙を排し去つて毅然として立つ自由である。必要に應じては所有も利益も、否々生命をも犠牲にして毫末も悔ひない自由である。己が無思慮と他人の惡意志から全く獨立に、眞我の要求を忠實に充足する自由である。之は特に道徳的色彩の濃厚なものであるから、名づけて道徳的自由といふべきである。獨り修

養ある人間にのみ存するから、或は人文的自由ともいふべきである。要するに之は自由意志の發動であつて、十分に己が理知と、社會の制度慣習の眞精神と、内外の證據を敬ふ堅固な信念に立脚するものである。然らば、デモクラシーの基礎概念たる自由は前者であらうか、將後者であらうかといふに、少くともデモクラシーを或は創開し、或は維持する中心人物の自由觀念は固より後者である。例へばウィルソン大統領の軍備縮少の提案を峻拒した佛國首相クレマンソー氏の如き、同大統領の海洋自由の提議を排斥した英國首相ロイドジョージ氏の如き、何れも此の種の自由を有するものゝ如くである。けれども社會には有識者は少く無識者が多い。無識者の以て自由とするもの、特に彼等が峻烈な情熱に驅られる際の自由は、後者でなくて多くは前者である。茲に政治的、社會的並に産業的デモクラシーに附隨する、若しくは之等のデモクラシーを誤用する際に見る種々の弊害が生じて來るのである。(深作安文、外來思想批判)

【尚第一卷第十九課「教育に關する勅語」(一)備考参照】

【平等主義】 第四卷第十三課「平等と差別」参照。

【社會主義】 英 Socialism 獨 Sozialismus 廣狹種々の定義があるが、大體から云へば之を三種に分つことが出来る。第一は最も廣義の例で、個人的活動をして社會公共の目的に對して從位たらしめようとする一切の傾向を云ひ、第二は狹義の社會主義

で、産業制度特に労働問題に關し、生産機關の公有及び分配の上にては、労働に對する比例的報酬の要求を中心とする社會改革の主張を云ひ、所謂マルクス派の社會主義は其の中堅である。第三は最も廣く普及してゐる社會主義で、生産機關の私有私營を廢し、一切の生産機關若しくは、主要な諸生産機關の公有公營を基礎とする社會制度の實現を主張するのにある。思ふに、生産機關の公有といふことは、社會主義の重大な要素ではあるが、必ずしも社會主義の全部ではない。社會主義は生産機關の公有に依つて一定の目的を達成せんとするもので、其の目的まで含んだものが即ち社會主義である。目的を問はざる單なる公有は、社會主義的と言ひ得るかも知れぬが、社會主義其のものではない。然らば、其の目的とは何か。曰く、人が人を搾取するといふこと、詳しく言へば労働する人と労働せざる人とがあつて、後者が前者による労働の果實を收納するといふ關係を廢することである。何故一方の人が自ら労働せずして、他人の労働の果實を收納し得るかと言へば、それは即ち一方の人が生産機關（今日に於ては資本）を私有する結果である。そこで搾取を廢する爲には、生産機關の私有を撤廢して公有たらしめねばならぬ。故に、社會主義とは「人に依る人の搾取を廢し、萬人をして労働に従事せしめ、萬人をして其の労働の果實を享樂せしめんが爲に、生産機關の公有を實現せんとする主義である」と定義することが出来よう。

此の目的、此の手段は單なる理想に止まつても宜しい。それでも社會主義と云へる。併し、今日最も重きをなして居る社會主義は、これが單なる理想に止まらず、社會進化の必然そのものが生産の公有及び搾取の廢止を齎らすといふ風に見るのである。（社會問題辭典に據る）

社會主義の種類

社會主義は其の目的とする社會制度の上から見れば、經濟上には集産主義と共產主義とに分れ、政治上には民主主義と無政府主義とに大別される。併し、一定の社會組織を豫想する以上は、其の社會組織の制度的屬性として、同時に其の政治的制度と經濟制度との兩方面を含むべきことはいふ迄もない。故に、經濟的方面に於て集産主義なり共產主義なりを取るものは、又同時に政治的方面に於ては、民主主義なり無政府主義なりを取るべき筈である。斯くて左の如き分類が生ずる。

- (一) 民主的集産主義（若しくは集産的民主主義）
- (二) 無政府集産主義（若しくは集産的無政府主義）
- (三) 民主的共產主義（若しくは共產的民主主義）
- (四) 無政府共產主義（若しくは共產的無政府主義）

又、社會主義は方法論上より分類すれば、

- (一) 科學的社會主義
- (二) 空想的社會主義

の二つとなる。前者は必ずしもマルクス派社會主義に限らず、社會主義の理想及び實現を科學的に支持せんとするものを指し、是に反して後者は、社會主義の理想及び實現を單なる信念若しくは興味によつて支持せんとするものである。

最後に、現實に於ける運動政策上より社會主義を分類すれば（甲）は、

- (一) 議會的社會主義（社會政策主義）
 - (二) 組合的社會主義（サンヂカリズム）
- となる。前者は代表者を議會に送り、議會によつて社會主義を實現せんとする主義である。後者は前者に反して、政治運動を排斥し労働組合の力によつて社會主義を實現せんとするものである。サンヂカリズムはその著しい代表で經濟運動派と稱するものが是である。次に（乙）は、
- (一) ポリシエウキズム（労働者の獨裁主義）
 - (二) セントラリズム
 - (三) メニエウキズム（民主的社會主義）

となり、ポリシエウキズムはレーニン等の唱へる主義で、革命後の社會を労働者の獨裁政治によつて維持すべしと主張する。マルクスの説ける所に従ひ、世界革命によつて世界共產主義を樹立すべしと主張する第三インターナショナルと相通する主張である。セントラリズム（中間派）はカウツキー、ロンゲイ等

の立場を包含し、社會革命を信ずるも獨裁主義を排し、民主主義に依らんとするもので、メニエウキズムは革命によらず、専ら労働組合・議會運動等の實際的手段によつて徐々に社會主義に到達せんとするもので、他派との提携をも辭せぬものである。（社會問題辭典に據る）

三、危険思想

危険思想と云ふ言葉は甚だ不明瞭な概念であるが、要するに我が國體、我が國家社會制度に合致せず、寧ろ進んで夫等を破壊せんとする思想運動を總稱する。所謂左翼右翼と稱せられる極端な國家改造思想は之に屬する。三、一五事件（昭和三年三月十五日拂曉全國に第二次）四、一六事件（昭和四年四月十六日第二共産）は左翼思想の實行運動であり、五、一五事件（昭和七年五月十五日十七名の陸海軍他の兇行）二、二六事件（昭和十一年二月二十六日拂曉多數をなす）の青年將校部下の兵を率ひ反亂す等は極端な右翼思想の實行運動である。左翼は我が國體を根本から破壊し、以て社會改造を行はんとし、右翼と稱するもの、多くは、我が尊嚴なる國體を擁護しつゝ、社會改造を一揆に實行せんとするものである。極端な左翼運動は固より、右翼思想運動と雖も法治國として承認し

得ざるは當然である。

四、その批判

共産主義批判 社会主義は委しくいへば社会的民主主義であつて、一意機會均等を標示して社会に存する階級を排し、特權を斥け、勞働問題の解決に向つては、極力資本主義に反對して、平等觀を我々の社会生活や經濟生活の上に貫徹しようとするのである。それが更に一進して動産・不動産・生産機關等の國有、公有若しくは共有を主張し、私有財産の廢止を企畫するのが即ち共産主義である。此の主義は誤つた平等觀の上に立つものである。即ち空間的に獨立して居る個人の、しかも皮相を見、彼此對立して居る感覺的自我の外觀に囚はれて、彼と我とは何等の差異もない。人間は平等であると速断して、其の實人間には物的にも心的にも著しい差異のあるのを忘れて居るのである。名づけて機會均等的平等觀ともいふべく、又物質的平等觀ともいふべきである。さて共産主義の主張は之が實行は固より危險である。強ひて之を實行すれば國家の體面は直ちに損はれるのである。此の事實は革命後のロシアに於て之を窺知すべきである。レーニ

ンズムは正銘の共産主義である。たとひ共産主義の目的とする所が實現されたとしても、人は次第に元の不平等に立ち還ることになるのである。何故かなれば強き者賢き者は努力して資産を増すべく、弱き者賢からぬ者は業務を怠つて資産を失ふからである。人に自己保存の本能が生具して居つて、常に衣食住に就いて顧慮し、而して其の人に心身兩者の差異がある以上は、富の不平等の起つて来るのは到底之を避けることが出来ぬのである。若し全然富の不平等を無くしようとならば、更に遡つて人間の物的並に心的差異を無くせねばならぬ。けれどもかやうなことは到底行はるべきでない。又假りに共産主義の主張が實行されるとすれば、強き者賢き者は額に汗して資産を積むことの愚なるを知つて業務を怠るべく、弱き者賢からぬ者も無爲にして富者の資産の分配を受くることとなれば、彼等も亦怠惰に墮するや必須の勢である。怠惰は人の自由發展を妨げる至惡である。之を要するに共産主義は器械的平等觀、物質的平等觀の上に立脚するものであつて、其の主張は之を實行することは出来ないものである。(深作安文、外來思想批判)

五、思想問題と我等

學生生徒左傾の原因 會て左翼運動の激甚なりしに鑑み、文部省は昭和六年七月學生思想問題調査委員會を設置し、數十回の會合の上熟議決定して文部大臣に答申した「學生生徒左傾の原因」全文次の如くである。

(一) 社會の情勢

- 一、資本家と労働者との生活の甚しき懸隔及び農村の著しき疲弊
 - 二、労働問題及び小作問題の激化
 - 三、中産階級の經濟的顛落
 - 四、卒業後に於ける就職の不安
 - 五、政界の腐敗
 - 六、政治並びに政黨に對する不満
 - 七、民衆の立憲自治の意識の不足
 - 八、物質偏重的傾向
 - 九、多數結束して目的を達成せんとする傾向
 - 一〇、共産主義及び其の運動の真相に關する認識不足
- 左傾學生、生徒の社會問題に對する關心の原因は、主として現時の世界的經濟的、政治的情勢並びに我が國經濟界及び政界の情勢に不満を感じ、疑問をもつに始る。
- 經濟界の諸問題、政界に於ける潰職、選舉に於ける不正行爲

の事實が、或は新聞、雜誌に報道・論議せらるゝを見、或は直接自己の生活體驗に訴へてこれに對する疑惑を懷き、漸次社會問題に興味を有するに至る、而してこれ等の問題を解決するためには、政治の力未だ十分に現れず、勞資の協調未だ豫期の效果に達せず、貧富の懸隔いよ／＼甚だしきを見て、彼等は遂に社會の現状を根本的に變革せんとする左傾思想に轉移するに至る。更に又國民の立憲自治の意識の不徹底、社會の物質偏重的風潮は、左傾思想の乘ずべき間隙を生じ、社會の附和雷同的傾向と責任觀念の弛緩と共産主義及び其の運動の真相に關する認識の不足とは、青年をして左傾的行動に赴かしむる素地をなすものなり。

(二) 思想界・學界の傾向

- 一、プロレタリア文藝並びにマルキシズム理論の流行
 - 二、新聞雜誌記事の左傾的論調
 - 三、外國思想の模倣
 - 四、自然科学的見地の誤用
 - 五、國體に關する理論的研究の不振
 - 六、我が國固有文化の研究の不振
 - 七、マルキシズムの批判的研究の不振
- 青年の左傾するに至るは、現代我が國の思想界學界の風潮に誘導せらるゝもの少からず、所謂プロレタリア文藝及びマルキ

シズム理論の流行は、自ら感激し易き青年を偏頗なる見解と同
情心とに導き、これをして冷静なる思慮を失はしめ、新聞、雜
誌の左傾的論調は、青年をして社會の現状に疑義を挟ましむ。
又外國思想の盲目的模倣に専らにして、自然科学的見地に偏倚
し、我が國特有の文化の研究不振を極め、而して國體觀念に對
する明確なる認識の不足の結果は、マルキシズムに對する批判
的研究の不振と相俟つて、青年をして左傾思想に對する正當な
判断力、批判力を失はしむるに至る。

(三)教育の缺陷

- 一、國體觀念に關する教育の不徹底
 - 二、修身、歴史、地理・國語・漢文等諸學科教授の不徹底
 - 三、人生觀・社會觀に關する教育の不十分
 - 四、創造力及び批判力の涵養に關する教育の不十分
 - 五、情操・意志の陶冶の不十分
 - 六、教師の教育者としての自覺並びに識見及び修養の不十分
 - 七、教師と學生・生徒との個人的接觸の機會及び設備の不足
 - 八、學生生徒の定員數の過大なるによる訓育の不徹底
 - 九、教育制度の社會の必要に對する不適合
 - 一〇、家庭及び學校に於ける教育觀の功利的傾向
 - 一一、家庭に於ける宗教及び道德の形式化
- 現在の學校教育は、創造力、批判力の涵養不十分にして、又

人生觀・社會觀に對する自覺、信念を養成する方面殆どなく、
特に我が國の深遠なる國體に對する明確なる觀念を養成するに
缺くる所あり。かゝる教育の結果は、學生生徒をして現下の社
會問題・思想問題に關する正當なる推理力、判断力を育成せしむ
ること能はず。又人格の養成殊に我が國民としての性格の涵養
足らざる所あり。又現在の教育制度は、社會の實際に適應せず、
且學生生徒の定員數過大なるため個性に應ずる訓育十分に行は
れず。凡そこれ等の事情は、學生生徒をしてマルキシズムに赴
かしむる有力なる原因となるものなり。而して教師の教育者とし
ての自覺並びに識見・修養の不足も、かゝる結果を生ぜしむ
るに重大なる關係あり。又家庭及び學校に於ける教育觀が功利
に走り、宗教的情操及び道德的觀念を養ふに不十分なることも
亦其の責なしとせず。

(四)マルキシズムの性質

- 一、理論的體系に整備の觀あること
 - 二、現代社會の缺陷を批判すること
 - 三、社會改造の目標を示せること
 - 四、新興の學說と考へられること
 - 五、觀念的に非ずして實踐的なること
- マルキシズムは其理論體系に於て一見極めて整然たる觀を呈
する故に、合理を要求する青年の心理に最もよく適合す。且其

の説たるや社會の缺陷を批判し、しかもこれが改造の目標を示
せる點はよく青年の心情を惹くに足る。彼等は冷静にこれを批
判することなく、其の學說の新奇なるに迷ひ、且實踐的なるに
惹かれて遂にこれを信奉するに至るなり。

(五)左 傾 運 動

- 一、左傾團體の宣傳・煽動
- 二、左傾分子の誘惑
- 三、左傾文獻の研究
- 四、學内言論・出版物の左傾化
- 五、學内左傾事件

學生生徒をして左傾運動に加入せしむる直接の原因は、學内
及び學外に於ける左傾運動の誘惑なり。即ち學外にありては、
共產黨・共產青年同盟及びその外廓團體又はプロレタリア文化
團體等、學内にありては、それ等の學内班並びに讀書會・自治學
生會等の巧妙なる組織と執拗なる宣傳・煽動なり。而して友人
先輩等に左傾分子ある時は、其の誘惑最も強し。又マルキシズ
ム理論、プロレタリア文藝等に關する文獻の過激なる言辭は、
青年を驅つて實際運動に赴かしむること少からず。又學内より
發行さる、出版物及び學内に開催さる、辯論會・討論會等の左
傾的傾向に刺戟され或は又學内に於ける罷休・紛擾事件等の左
傾的事件に動かされて左傾運動に加るものあり。

(六)青年の心理

- 一、感激性 單純性
- 二、輕信性 雷同性
- 三、正義感 同情心
- 四、知識欲 合理性
- 五、反抗性 闘争性
- 六、極端性 無謀性
- 七、好奇心 模倣性
- 八、功名心 虛榮心
- 九、支配欲 優越性

青年は概ね經驗未だ狹隘にして、且冷静に思慮を廻らす餘裕
なく、又正義感、同情心強く、知識欲と合理性とに富む。随つ
て社會の情勢に動かされて輕々しく新思想を信じ、忽ちこれに
感激して偏狹なる思想を固執し、反抗と闘争とを敢へてし、遂
には極端にして無謀なる行動に出づるに至る。又或は好奇心に
驅られ、新奇なる言動を模倣し、功名心・虛榮心を満たさんと
し、或は支配し、優越せんとする傾向より左傾するものなり。

(七)境遇及び素質

- 一、家庭の貧困・不和・家庭に於ける不遇、富裕にして不節
制なる家庭生活等
- 二、強情・執拗・粗放・偏狹・直情徑行・熱情・義俠等

三、生理的虛弱、病氣・不具等
 左傾せる學生・生徒の中には、中産階級の子弟にして順境に育ち、且素質も悪しからず、自體も強健なるもの少からず、然れども小數のものに就いては、家庭の貧困・不和の如き特殊の環境及び強情・執拗等の性質、身體の不健全が誘因となりて左傾する場合あり。

X X X X X X

以上であるが、同時に之に對する對策も議してある。併し今茲に其の全文を記載するの煩を避ける。要項のみを擧げるならば、(一)社會情勢の改善(九箇條)(二)思想界の匡正(五箇條)(三)教育の改善(十箇條)(四)左傾運動の防正(九箇條)である。(文部省發行、思想問題小輯「教育關係に於ける左傾思想運動」に據る)

右翼運動の對策 最近は社會の一般情勢の影響を受けて左翼運動は鳴を沈め、却て右翼運動が活潑になつた觀がある。併しそれも二・二六事件を一轉機として表面は稍落付いた觀がある。併し實際に於ては、世界的左右兩翼の軋轢の影響を受け、社會の裏面に潜行的に活動してゐるものと考へられる。今日は左翼よりも右翼の取締が重視されてゐるが、左右兩方ともその過激なる思想に對して

十分批判的見識を持たせて置きたい。

第十課 社會事業

【社會事業】 簡單に之を規定すれば、社會事業は科學的認識の下に於て社會的乃至は個人的原因によつて生ずる社會生活の障害を除去し、漸次的な方法を通じてこれが福利を齎らさんことを努むる社會的組織的活動である。社會事業の目的は消極的及び積極的の二つがあり、前者は一般に對症的であり、後者は主として豫防的である。現實に社會を脅威する社會現象は、犯罪、疾病、貧困、無智、不徳その他であるが、最も緊急なる現象が貧困であることは云ふまでもない。これらに對して社會事業は先づ、對症的に發生した障害に對して保護救済を與へるのであるが、更に將來の發生を阻止するために比較的根本策を講ずるのである。(社會科學大辭典)

社會事業と社會政策 社會政策と社會事業の關係は、前者が後者の主たる基礎的科學として作用し、前者が全般的であるに反して後者の範圍は稍や狹隘である。後者は主として、社會生活の福利を増進すべき技術的活動として存在し、獨歩の學的地位を占めることは今のところ困難

である。故にその學的指導を主として社會政策に藉るのであるが、これが指導を専ら受けるのではなく、他の社會科學から生物學、衛生學其他を含む自然科學に到るまで關係的科學として緊密なる關係を保持してゐる。

一、社會の缺陷

【共同善】 第五課「道德と社會」備考参照。

二、貧窮問題

【失業救済】 大正十四年以來打續く財界の不況のため失業者簇出したので、政府は之が應急策として季節的失業期に於ける失業労働者救済のため、同年冬季に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして、主として日傭労働者の救済を目的とする公營事業を起興せしめ、其の財源を地方債に求むるものに對しては地方債許可制限の方針の例外を認め特に之を許可し、尙勞力費に對しては國庫から二分の一を補助して専ら失業の緩和に努めた。然

し失業者は依然として漸増の状態にあるので、政府は右と同様の計畫を以て毎年度冬季に於て六大都市關係地方公共團體をして失業者救済事業を施行せしめ、昭和二年には新に低利資金融通の途を開いて助成に努め、昭和四年度に於ては社會政策審議會の答申に基いて、其の施行を必要とする場合には必ずしも冬季に限定せず、又六大都市關係公共團體のみならず失業者多き地方に對しても其の施行を認め、事業の對象も日傭労働者のみならず、廣く一般労働者の救済を圖り、その範圍を擴張し、労働賃金のみならず労働手帳作製費に對しても國庫から其の二分の一を補助することとした。(昭和八年版社會事業年鑑)

【労働保險】労働保險とは労働者が疾病、負傷、瘵疾、分晩、老衰等の爲に労働能力を減少若は喪失し、又は失業の爲に労働機會を喪失したる場合に、是等の事故に因り被るべき損害を填補し、經濟生活の不安を除去することを目的とする保險である。

世界の現状を見るに、任意保險制度を有する國も漸次強制保險を採用するに至り、二十世紀の初頭に於て強制保險を採用せしは僅々數箇國に過ぎなかつたが、その後

二十數箇國の立法中に強制保險が實現されるに至つた。我國に於ても大正十一年に疾病保險及び災害保險に相當する健康保險法を制定するに至つた。労働保險は當初は主として工業的企業に従事する筋肉労働者を被保險者としてゐたのであるが、漸次其の範圍を擴張し商業及農業使用人に及び、今や殆ど總ての賃金労働者、小事業主等は労働保險に依り救済され、社會保險、國民保險の實を擧ぐるに至つた。(社會科學大辭典に據る)

【投産】大都市に於ては投産所を設け、手内職其他を練習せしめる施設を講じてゐる。

三、皇室と社會事業

古來我國の救済事業は國民に對する皇室の御賑恤に基くものが多い。歴代皇室に於ては常には國民の安危を御軫念あらせられ、天災地變の起れる都度、又御大典御大葬に際し賑恤慈惠を行はせられたことは實に枚舉に遑なき次第である。其他長き邊りの思召により特に宮内省より社會事業團體に對し斯業獎勵のため助成金を交付せらるゝ等誠に我國の社會事業は皇室の優渥なる御庇護の下に今日の隆盛を見るに至つたのである。

今昭和七年中に於ける皇室の御賑恤並に最近に於ける社會事業御下賜金の主なるものを列記すれば左の如くである。

一、昭和七年中に於ける御賑恤(天皇皇后兩陛下より御下賜のもの)

- 月 日
- 八 二〇 金三百萬圓(昭和七・八・九の三ヶ年)内務大臣 救療の資として思召を以て下賜
- 八 二〇 金三十萬圓(昭和七・八・九の三ヶ年)拓務大臣 救療の資として思召を以て下賜
- 一 二三 金一封 青森縣管下西津輕郡鱒ヶ澤町火災の爲
- 四 一三 金一封 南洋廳管下暴風雨の爲
- 四 二三 金一封 静岡縣管下富士郡大宮町火災の爲
- 七 一八 金一封 愛知縣管下豪雨の爲
- 八 一一 金一封 北海道廳管下空知炭坑瓦斯爆發の爲
- 八 一二 金一封 臺灣總督府管下暴風雨の爲
- 八 二七 金一封 沖繩縣管下暴風雨の爲
- 九 一 金一封 朝鮮總督府管下暴風雨の爲

- 九 一 金一封 岐阜縣管下惠那郡中津町豪雨の爲
- 九 二 金四萬圓 北滿水災救授中央委員會へ
- 九 二二 金一封 沖繩縣管下暴風雨の爲
- 一〇 五 金一封 臺灣總督府管下暴風雨の爲
- 一〇 一一 金一封 北海道廳管下本年水害及凶作の爲
- 一〇 二五 金一封 石川縣管下能美郡小松町火災の爲
- 一〇 二八 金一封 静岡縣小笠原島附近に出漁中の漁船暴風雨に遭難し多數の行衛不明者を出したる爲
- 一一 一九 金一封 東京府管下暴風雨の爲
- 一一 一九 金一封 神奈川縣管下暴風雨の爲
- 一一 一九 金一封 茨城縣管下暴風雨の爲
- 一一 一九 金一封 千葉縣管下暴風雨の爲
- 一一 一九 金一封 福島縣管下暴風雨の爲
- 一一 二五 金一封 關東近海及福島宮城兩縣沖合に於て暴風雨の爲多數の船舶遭難の爲
- 一一 二〇 金一封 白木屋火災の爲多數の死傷者を出したる爲
- 一二 二四 金一封 深川區富川町火災の爲
- 二、最近に於ける社會事業御下賜金の主なるもの

- (一) 明治三十年一月三十一日 金四十万圓 道府縣及臺灣總督府 大喪に付各地方慈惠救済の資を補はれんが爲
- (二) 明治四十四年二月十一日 金百五十万圓 施藥救療の資として總理大臣へ
- (三) 大正元年九月十三日 金百万圓 大喪に丁り慈惠救済の資として各地方へ
- (四) 大正三年五月二十四日 金六十万圓 大喪に丁り慈惠救済の資として各地方へ
- (五) 大正四年十一月十日 金百万圓 大禮御舉行につき賑恤の思召を以て各地方へ
- (六) 大正七年八月十三日 金三百万圓 米價騰貴に際し人民日常の活路に窮する狀を被閱食賑恤の思召を以て總理大臣へ
- (七) 大正十二年九月三日 金一千万圓 震災の爲總理大臣へ
- (八) 大正十三年一月二十六日 金百万圓 皇太子殿下御慶事に付私設社會事業助成の爲總理大臣へ
- (九) 大正十三年一月二十六日 金百万圓 皇太子殿下御慶事に付兒童就學獎勵の爲總理大臣へ

- (十) 大正十三年一月二十六日 金二十九万圓 皇太子殿下御慶事に付朝鮮、臺灣、樺太、關東洲及南洋群島に於ける兒童獎學の資として總理大臣へ
 - (十一) 大正十四年五月十日 金七十五万圓 天皇、皇后兩陛下御結婚滿二十五年の御祝儀に付男女青年團體事業御獎勵の爲總理大臣へ
 - (十二) 大正十四年五月十日 金二十五万圓 同上の爲朝鮮、臺灣、樺太、關東洲、南洋群島の各教化事業御獎勵の思召を以て總理大臣へ
 - (十三) 昭和二年二月七日 金百五十万圓 大喪に丁り慈惠救済の資として各府縣並に殖民地へ
 - (十四) 昭和三年十一月十日 賑恤の資として總理大臣へ
 - (十五) 昭和三年三月十四日 金五万圓 久宮祐子内親王殿下薨去に付皇后陛下に思召兒童保護資金として恩賜財團慶福會へ
 - (十六) 昭和七年八月二十日 金三百万圓 救療の資として内務大臣へ
 - (十七) 昭和七年八月二十日 金三十万圓 救療の資として拓務大臣へ
- (昭和八年版社會事業年鑑に據る)

第十一課 婦人問題

一、婦人の地位

【女子と小人は養ひ難し】 婦人を子供と同一視し、甚だしく輕んずる見方である。

【女は三界に家なし】 「女に家なし」ともいふ。又「女に五障三従あり」ともいひ、女人は五障三従の障があるから佛となれぬといふ。超日明三昧經云、不可下以女身得上成佛道、所以者如何、女人有三事隔五事礙、三事とは少制ニ父母、嫁制ニ夫、不自由、長大難子、五礙とは一不レ得レ作ニ天帝釋、二不レ得レ作ニ梵天、三不レ得レ作ニ魔天、四不レ得レ作ニ轉輪聖王、五不レ得レ成レ佛。

【女大學】 貝原益軒の著なりと傳ふ。されど現今之を否認するもの多く、又益軒の夫人、東軒の作なりと言ふものあれども是亦疑はしく、著者定かならず。徳川時代に於て最も行はれし女訓書にして、寺小屋の教科書として、普く採用せられ、婚嫁に際しては必ず此の書を餞せりといふが如き、如何に當時に於ける女子教育の理想に合體せしかを知るに足る。全篇十九章より成り、儒教主義に

基づきて、専ら和順貞信を旨とすべきを説く。三従七去の教を守り、男女の別を正し、多言、嫉妬の慎むべきを論し、又再嫁を以て女子の道に背けるものとなし、最も節義を重んずべきを説く。我國徳川時代に於ける女子教育の精神は本書に盡きたりといふも不可なし。明治三十二年刊行の福澤論吉著新女大學は之に倣ひしものなれども、他面鋭く之を批評し、新時代に應じたる婦徳の教養を説く。(後原、教育辭典)

二、婦人問題の發生

婦人問題の沿革 婦人運動も其初期的の形態は頗る觀念的のものであつた。ルネッサンス以後、頗に高揚された人類解放に關する自由思想はフランス革命、アメリカの獨立等を経て各國の人心を席捲するに至つた。「自由、平等、博愛」の標語は異口同音に唱へられ、舊來の偶像を破壊するに極めて急進的であつた。然し當時にあつては此等の自由や平等は單に男子のみに限られた問題であり、女

子は咸く除外されてゐたのである。だが、斯る自由思想の瀾漫と同時に論理の當然なる歸結は、やがて男子以外の人類たる女子の解放を叫びしむるに至つた。即ちメリ・ウオールストンクラフト女史が先づ「女權の擁護」(一七九一年)を著し、多大の反響があつたに續いてジョン・スチュアート・ミル(1805-1873)が有名な「婦人の隷屬」を著して婦人運動の理論的的正を與へたのであつた。彼は云ふ「婦人の隷屬は慣習の結果で自然ではない。随つて、結婚や職業に於ても男子と同等の權利を保有すべきである。同時に、政治に於ても同等の權利を要求すべきである」云々。婦人參政權の理論は斯くして彼に導かれ、祖國のイギリスは元よりアメリカにも婦人の參政權獲得に關する幾多の協會を設立せしめた。他方ウオールストンクラフトの主張——分曉、育兒等の特殊なる性的資格に基いて婦人の權利擁護を主張した——は、多く北歐諸國の婦人の間に熱心なる支持を受け、前者の婦政主義に對する母性主義の形態を以て發達を遂げたのである。

三、人格の平等

婦人運動の分野 婦人の地位改善に關する一切の問題を包括する限り、婦人運動の分野も自ら多岐に亘るを免れない。例へば、法律的差別の撤廢、受教機會の均等、勞働範圍と賃銀とに於ける平等なる權利、凡ゆる社會事業に於ける有能性の認識等甚だ多くのものが數へられる。而も同じく法律上の差別撤廢と云つても、民法に於ける妻の權利及び行爲能力の完全なる認容とか、刑法に於ける性問題を筆頭とする凡ゆる除外規定の廢止とか、或は公法に於ける選舉權の獲得とか、其他種々なる細目的の分野がある。併し大體から云ふと、少くとも過去に於ける主流は二大別出来る。即ちその一はイギリス、アメリカ二國に華々しく發展した參政權獲得の運動であり、其二はスカンヂナビア其他の北歐小國に培育された母性保護の運動である。

併し是等運動は主として知識階級の婦人によつて支持されて來たが、資本主義的生産の次第なる發達の結果は、斯る理想主義的の動機よりも現實の經濟的原因から多數の子女を勞働市場に送らねばならなくなり、職業部門に於ける男女の性的差別待遇を撤廢せんとする要求が熾烈となつて來た。かくて婦人問題の分野も階級的性質を帯

び來り、從來の有産階級的婦人運動の代りに無産階級婦人運動が時代の表面に擡頭し、經濟的觀點より男女同權を主張する傾向が濃厚となつて來た。

日本に於ける婦人運動 日本に於ける婦人運動も世界的な婦人運動の影響を受けてゐる。併し日本の特殊事情によつて該運動の動向は著しく制限されてゐる。我が國に於ける婦人運動の中心とも云ふべき婦人參政權獲得運動に從來最も力を入れた團體は、新婦人協會、日本婦人參政權協會、婦人參政同盟、婦人參政權獲得期成同盟會、女子參政權協會、全關西婦人聯合會、婦人矯風會等であつた。此の他我が國の婦人問題としては婦人公民權獲得運動、婦人職業問題、婦人勞働問題、女子教育振興運動等がある。

四、婦人問題の正しき解決

【ハン・クイン】 Ellen Key 1849-1929 瑞典に於ける女流評論家にして又教育革新運動の先鋒者。教育上に於て彼は兒童の尊嚴を高調し、自由主義の立場をとつた。又彼は結婚を目して人生の最高なる生存要求とし、戀愛を目して最高の創造力とした。彼の兒童尊重の叫びは二十

世紀の教育改革運動の先驅として重要な意義を有してゐる。

婦人問題解決の根本義 婦人問題の解決は政治や法律や經濟等の上の解決であるよりも、根本に於て道徳的精神的問題だと思はれます。男性が女性から、その既得の權利と思ふところのものを、一つづつ奪はれて行くと考へられるやうな婦人問題の解決は、決して解決であり得ません。又女性が男性から壓迫されてゐると信じてゐる間は、どんなに多くの同權を得やうとも婦人問題は解決してゐません。だから婦人問題の解決は男女相互の理解と信頼から來る他ないと思はれます。

男女相互の理解とは、男女が相互扶助の自然原則の上に存在してゐる事の理解であります。男女相互の信頼は、男女のその特質による智能の併行した發達、相互の尊敬を必要とするであらう。だから、男女が各その特質に應じて智能を發達させて行く事は、婦人の教育解放運動である許りでなく、全婦人運動の根本であります。

一人の男が女を屈從の地位に置くことの不條理を覺つた時に、それだけ世界の婦人運動は根本的に解決したのであります。どんな女でも何人かの男と——夫なり兄弟